

農林水産物・食品の輸出の現状と 事業者にご活用いただける主な支援策等について

～ 民間金融機関様向け ～

2022年10月

農 林 水 産 省

北 陸 農 政 局

目 次

1. 農林水産物・食品の輸出の現状	p.2
2. 政府の輸出促進政策	p.9
3. 事業者にご活用いただける主な支援策等	p.21
① 輸出事業計画の概要	
② 認定輸出事業者等にご活用いただける主な支援策	
③ その他の主な支援策	
④ 規制等	
(参考1) JETRO等による事業者支援	p.73
(参考2) 北陸四県の農林水産物・食品の輸出取組事例	p.86

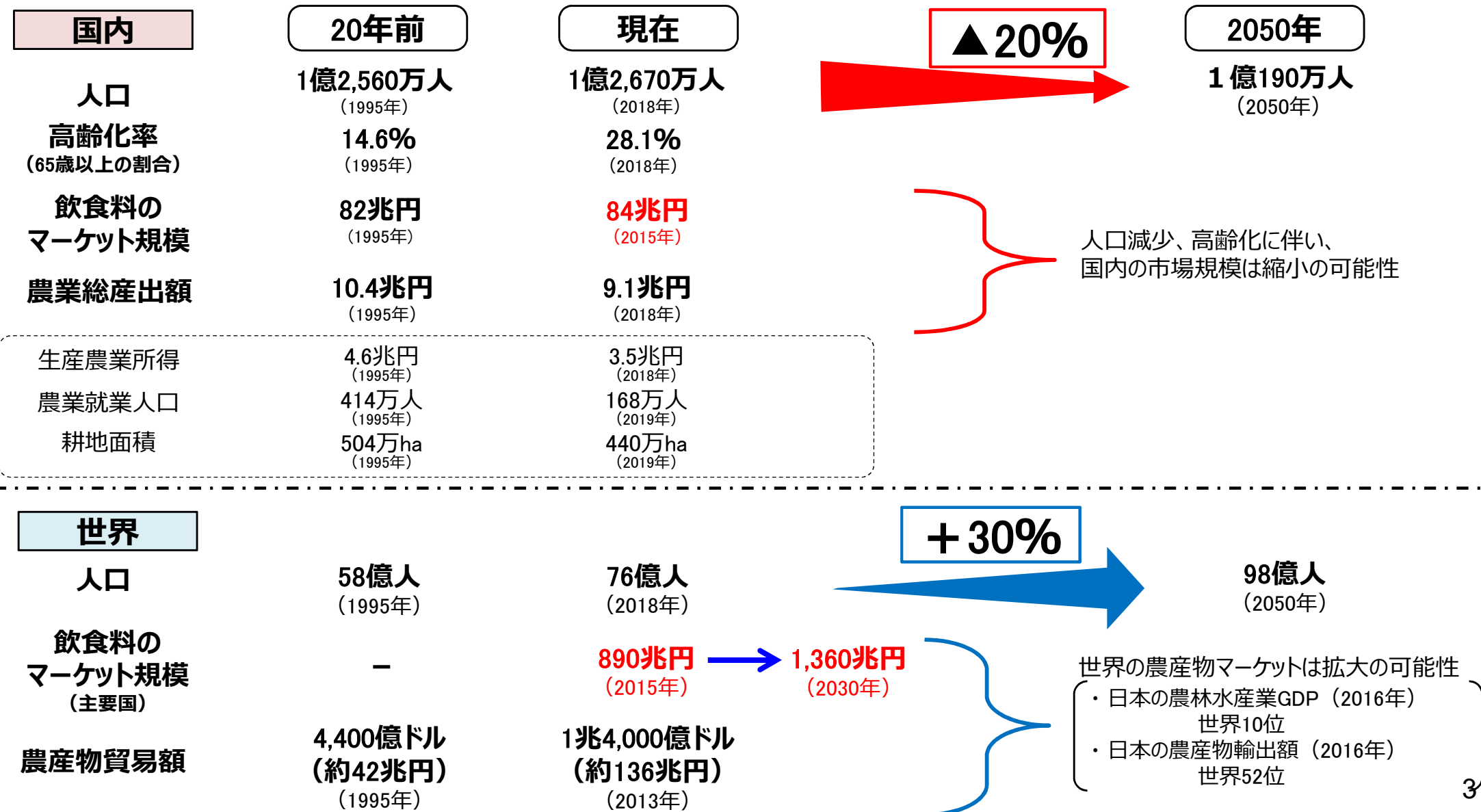
1. 農林水産物・食品の輸出の現状



国内外の需要の変化



- 2050年には日本国内の人口は20%減少し、高齢化率は大きく増加することから、**今後国内の食市場の大きな拡大は見込めない。**
- 一方で、**世界人口は30%増加。**世界の食市場は、日本のマーケットとなる可能性。

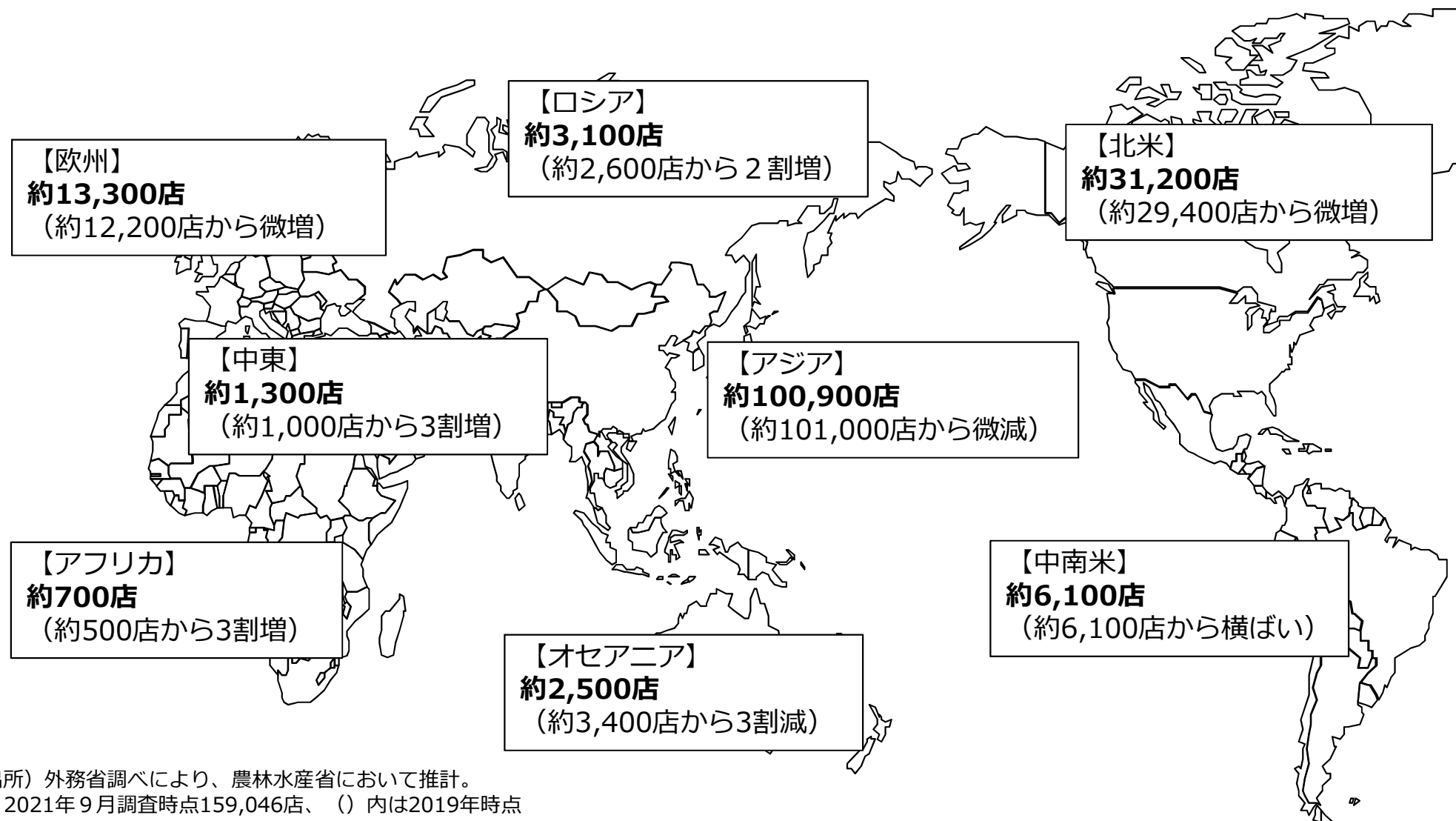


海外における日本食の広がり

■ **2021年の海外における日本食レストランは、2019年の約15.6万店から微増の約15.9万店。**

【約2.4万店(2006年)→約5.5万店(2013年)→約8.9万店(2015年)→約11.8万店(2017年)→約15.6万店(2019年)→約15.9万店(2021年)】
(7年間で2.3倍) (2年間で1.6倍) (2年間で1.3倍) (2年間で1.3倍) (2年間で1.0倍)

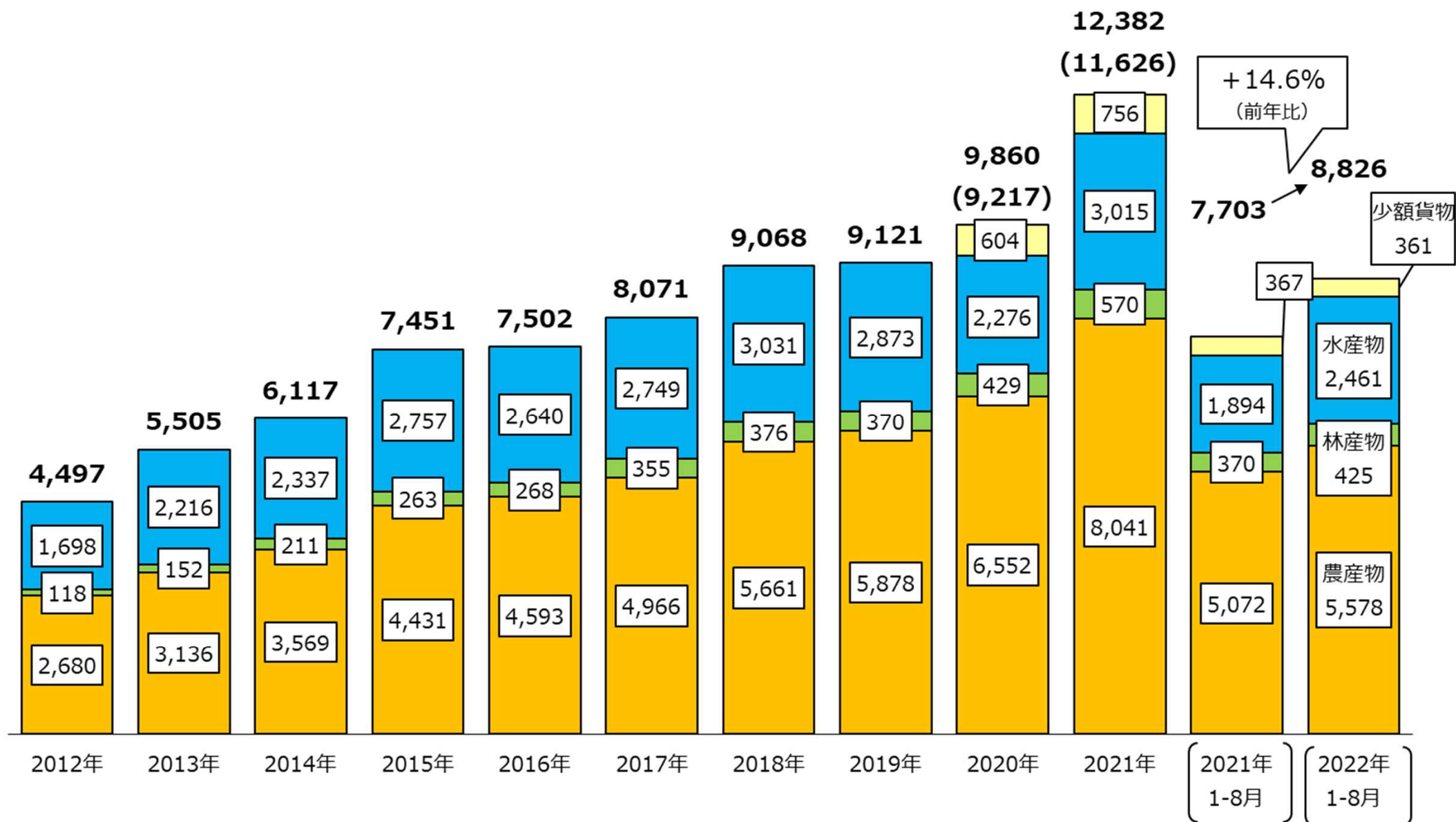
※ 2013年12月「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録。



(出所) 外務省調べにより、農林水産省において推計。
2021年9月調査時点159,046店、()内は2019年時点

農林水産物・食品 輸出額の推移

(単位：億円)



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※2020年の(9,217)は少額貨物及び木製家具を含まない数値

2021年の(11,626)は少額貨物を含まない数値

2022年の農林水産物・食品 輸出額（1－8月）品目別



品 目	金 額 (百万円)	前年比 (%)
加工食品	323,943	+11.0
アルコール飲料	93,273	+22.9
日本酒	31,629	+30.7
ウイスキー	38,882	+14.0
焼酎（泡盛を含む）	1,436	+45.5
ソース混合調味料	32,141	+18.6
清涼飲料水	30,724	+17.0
菓子（米菓を除く）	15,063	+15.9
醤油	6,261	+6.6
味噌	3,453	+22.7
米菓（あられ・せんべい）	3,262	▲ 10.4
畜産品	78,075	+10.3
畜産物	58,447	+6.8
牛肉	30,542	▲ 5.9
牛乳・乳製品	19,907	+25.9
鶏卵	5,326	+42.4
豚肉	1,432	▲ 10.3
鶏肉	1,240	+6.5
穀物等	39,609	+13.6
米（援助米除く）	4,433	+22.3
野菜・果実等	35,132	+13.8
青果物	21,304	+10.2
りんご	4,925	▲ 28.3
いちご	3,807	+28.9
ぶどう	2,499	+43.3
もも	2,456	+22.6
ながいも	1,663	+16.0
かんしょ	1,494	+8.7
なし	754	+165.6
かんきつ	668	+13.8
かき	202	▲ 51.9

品 目	金 額 (百万円)	前年比 (%)
その他農産物	81,065	+2.9
たばこ	7,856	▲ 21.5
緑茶	13,996	+5.9
花き	5,735	▲ 8.7
植木等	4,468	▲ 13.6
切花	1,111	+14.6
林産物	42,531	+14.9
丸太	14,157	▲ 3.1
製材	6,942	+14.1
合板	6,796	+41.7
木製家具	4,317	+26.6
水産物（調製品除く）	196,070	+31.7
ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	55,073	+52.9
ぶり	24,616	+47.8
さば	14,626	▲ 20.5
真珠（天然・養殖）	13,885	+25.3
かつお・まぐろ類	12,544	▲ 5.6
いわし	10,032	+73.9
たい	4,836	+43.2
さけ・ます	2,692	+38.6
すけとうたら	2,162	+55.8
さんま	227	▲ 56.6
水産調製品	50,078	+23.6
なまこ（調製）	11,099	▲ 0.2
練り製品	8,154	+16.2
ホタテ貝（調製）	5,331	+59.2
貝柱調製品	2,672	▲ 20.6

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

※「牛肉」、「鶏卵」、「豚肉」、「鶏肉」、「かんしょ」、「かき」の金額はそれぞれの加工品を含む金額。
「青果物」、「かんしょ」、「かき」の前年同月比は加工品を除く金額で算出

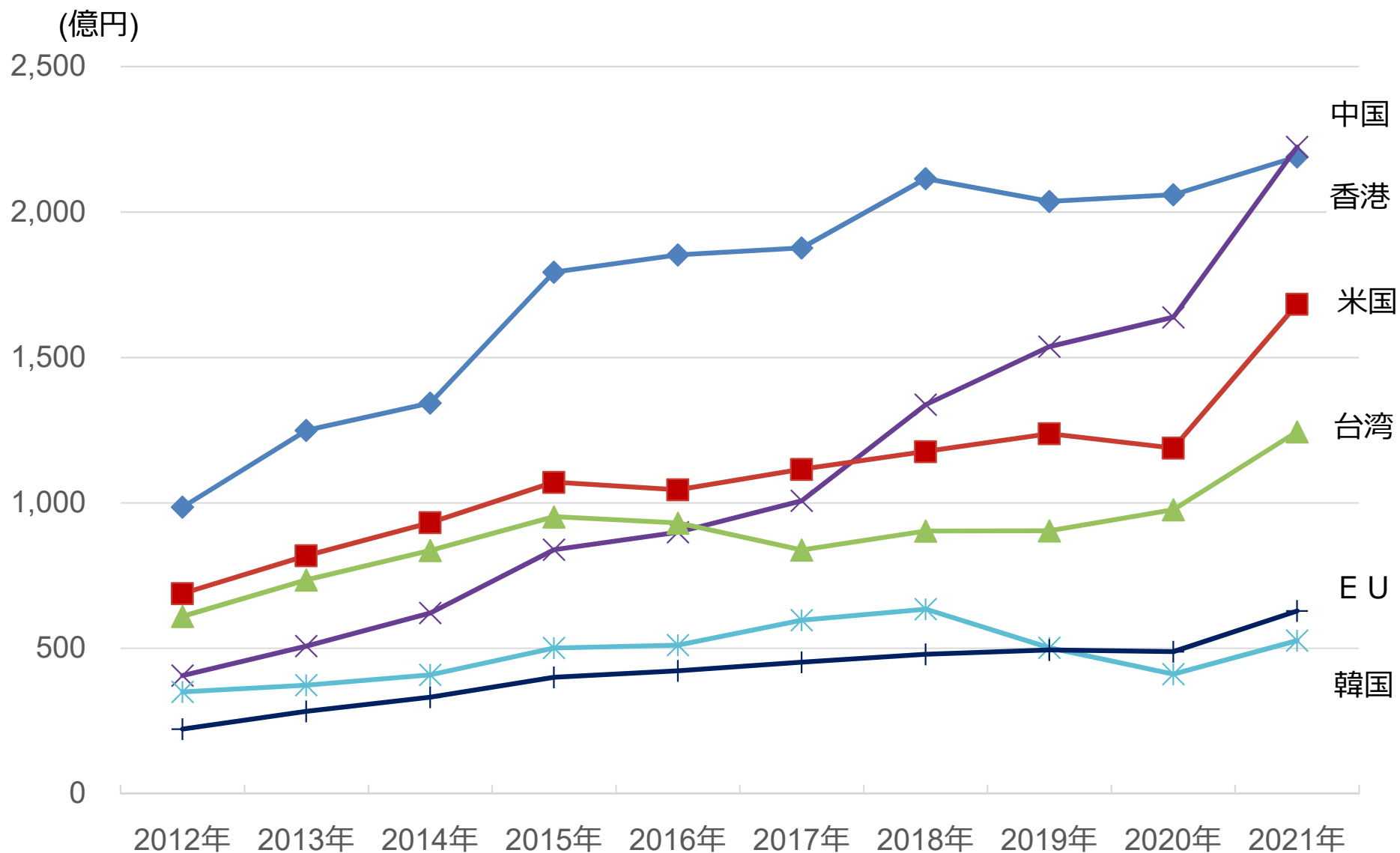
※「ぶり」の金額はぶり（活）を含む金額。但し、前年同月比はぶり（活）を除く金額で算出

2022年の農林水産物・食品 輸出額 国・地域別



順位	2022年1-8月（累計）							2022年8月（単月）				
	輸出先	輸出額 （億円）	金額 構成比 （%）	前年 同期比 （%）	輸出額内訳（億円）			輸出額 （億円）	前年 同月比 （%）	輸出額内訳（億円）		
					農産物	林産物	水産物			農産物	林産物	水産物
1	中華人民共和国	1,759	20.8	+23.4	1,027	162	570	274	+37.5	146	22	106
2	アメリカ合衆国	1,357	16.0	+27.8	928	51	378	151	+3.0	113	7	32
3	香港	1,271	15.0	▲ 8.9	826	10	435	168	▲ 7.7	107	1	60
4	台湾	829	9.8	+15.0	606	26	197	115	+25.7	87	2	26
5	ベトナム	443	5.2	+21.6	297	6	140	50	+52.3	36	1	13
6	大韓民国	409	4.8	+29.9	239	32	138	52	+32.1	31	4	17
7	シンガポール	348	4.1	+35.4	290	4	54	47	+36.0	40	0	6
8	タイ	346	4.1	+17.1	165	6	175	36	+1.6	21	1	15
9	フィリピン	198	2.3	+50.6	80	100	18	27	+78.7	12	13	2
10	オーストラリア	193	2.3	+27.6	166	1	25	37	+42.6	34	0	2
－	E U	449	5.3	+13.7	362	11	76	51	▲ 17.0	44	1	6

(参考) 国・地域別輸出額の推移



2. 政府の輸出促進政策



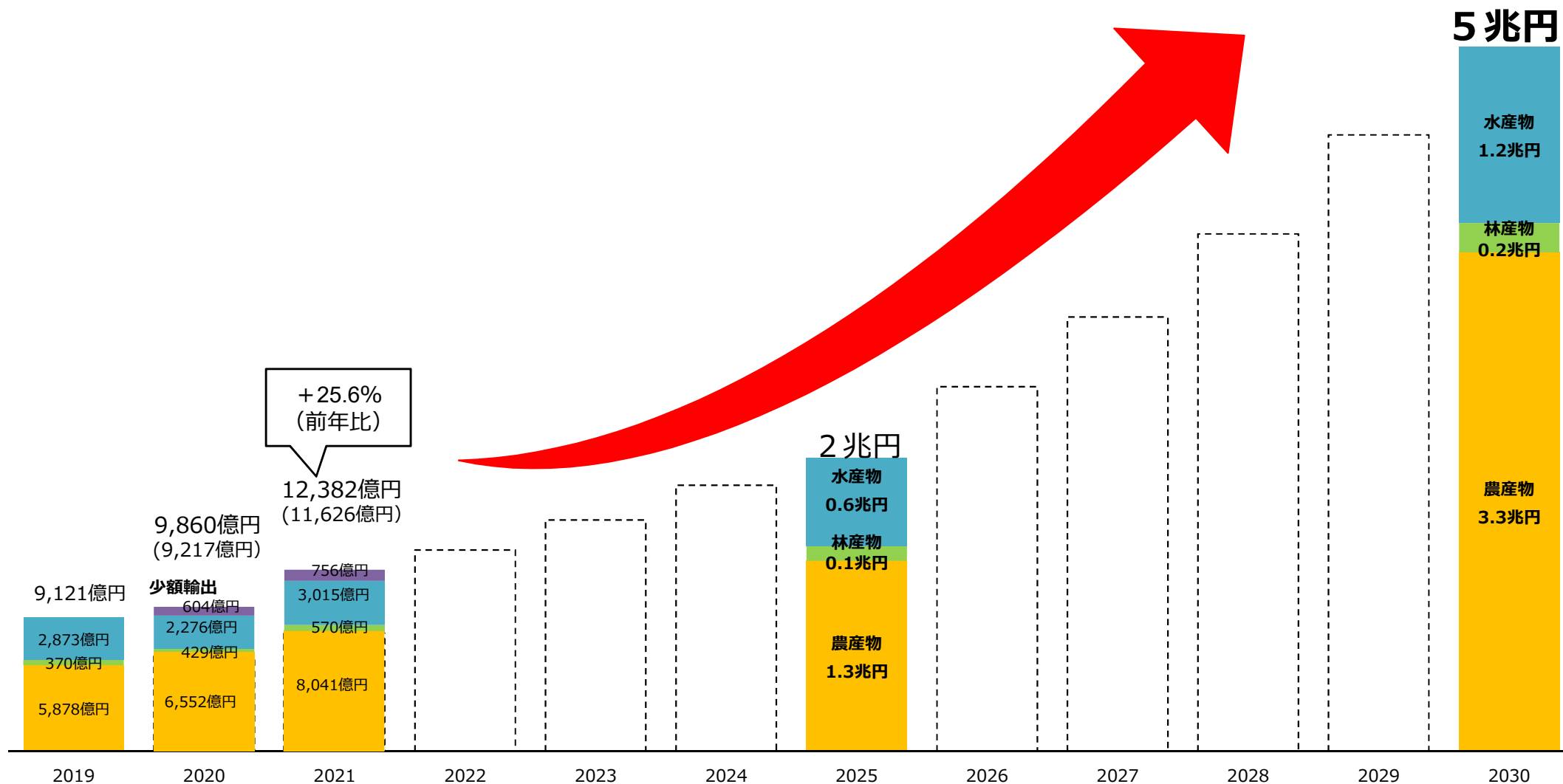
政府の輸出促進政策



- 2019年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律**」が成立（令和2年4月1日施行）。
- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において、**2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標**を設定。
- 経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、中間目標として、**2025年までに農林水産物・食品の輸出額を2兆円とする目標**を設定。
- 2020年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において2025年、2030年目標の達成に向けた戦略である「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を決定。
- 2021年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂し、輸出促進法等の改正など施策の方向を決定。
- 2022年5月、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律**」が成立（令和4年10月1日施行）。改正法の成立を受け、2022年6月、「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において、「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂。

農林水産物・食品の輸出実績及び新たな輸出額目標

○ 政府は、農林水産物・食品の輸出額目標を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円と設定。



※少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加

※2019年から2021年の輸出実績は、財務省「貿易統計」を基に農水省作成
※2020年の（9,217）は少額貨物及び木製家具を含まない数値
2021年の（11,626）は少額貨物を含まない数値

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和4年法律第49号) の概要

(令和4年10月1日施行)



1 品目団体の法制化

- ・ オールジャパンで輸出先国・地域のニーズ調査やブランディング等に取り組み、市場の開拓等を行う法人を、申請に基づき認定する仕組みを創設

2 輸出事業計画の支援策の拡充

- ・ 輸出事業計画の記載事項として、輸出事業に必要な施設の整備に関する事項を追加
- ・ 輸出事業計画の認定を受けた者に対する日本政策金融公庫の業務の特例として、輸出事業に必要な資金の貸付けを措置（資金使途の追加、償還期限の延長）
※ 輸出事業計画に基づき行う施設等の整備に対する税制上（所得税・法人税）の特例を新設

3 民間検査機関による輸出証明書の発行

- ・ 国の登録を受けた民間検査機関が輸出証明書の発行を行える仕組みを創設

4 有機JAS制度の改善（JAS法改正）

- ・ JAS法を改正し、JAS規格の対象に有機酒類を追加
- ・ その他輸出促進に必要な事項を措置

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R4年5月改訂）について



戦略の趣旨

- 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠



改訂の概要

- 輸出促進法等の一部改正法の成立（R4年5月19日）等を踏まえ、R4年度に実施する施策、R5年度以降の実施に向け検討する施策について、その方向性を決定

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- ①輸出重点品目(28品目)と輸出目標の設定
- ②輸出重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化とその取組の強化
- ④輸出先国・地域における専門的・継続的な支援体制の強化
- ⑤JETRO・JFOODOと認定農林水産物・食品輸出促進団体等の連携
- ⑥日本食・食文化の情報発信

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- ⑦リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ⑧マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開
- ⑨大口ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ⑩輸出を後押しする農林水産事業者・食品事業者の海外展開の支援

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- ⑪輸出先国・地域における輸入規制の撤廃
- ⑫輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ⑬輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- ⑭日本の強みを守るための知的財産対策強化

4. 国の組織体制の強化



輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策①(輸出重点品目(28品目)の選定)

○海外で評価される日本の強みを有し、輸出拡大余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な28品目を輸出重点品目に選定。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
牛肉	和牛として世界中で認められ、人気が高く、引き続き輸出の伸びに期待。
豚肉、鶏肉	とんかつ、焼き鳥など日本の食文化とあわせて海外の日本ファンにアピールすることで、今後の輸出の伸びに期待。
鶏卵	半熟たまごが浸透し、生食できる卵としての品質が評価され、更なる輸出の伸びに期待。
牛乳・乳製品	香港や台湾で品質が高評価。アジアを中心に輸出の可能性。
果樹(りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品)、野菜(いちご)	甘くて美味しく、見た目も良い日本の果実は海外でも人気。
野菜(かんしょ等) ※	焼き芋がアジアで大人気。輸出が急増。
切り花	外国にはない品種に強み。輸出の伸び率が高い。
茶	健康志向の高まりと日本文化の浸透とともに欧米を中心にせん茶、抹茶が普及。
コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	冷めても美味しい等の日本産米は寿司やおにぎり等に向き、日本食の普及とともに拡大が可能。
製材	スギやヒノキは、日本式木造建築だけでなく香りの癒しの効果も人気で、今後の輸出の伸びに期待。
合板	合板の加工・利用技術は、日本の得意分野。日本式木造建築とともに、今後の輸出の伸びに期待。

輸出重点品目	海外で評価される日本の強み
ぶり	脂がのっている日本独自の魚種。近年、米国等への輸出額が増加。
たい	縁起のよい赤色は中華圏でも好まれる。活魚輸出の増加に期待。
ホタテ貝	高品質な日本産ホタテ貝は世界で高く評価。水産物では輸出額ナンバーワン。
真珠	真珠養殖は日本発祥。日本の生産・加工技術が国際的に高評価。
清涼飲料水	緑茶飲料など日本の味が人気となり、伸び率が高い。
菓子	日本独自の発展を遂げ、他国にはない独創性。バラエティ豊かな商品とコンテンツの普及とともに海外で人気。
ソース混合調味料	カレールウなど日本食の普及とともに日本を代表する味に成長。
味噌・醤油	日本が誇る発酵食品。和食文化の浸透とともに欧米・アジア地域で人気も上昇。
清酒(日本酒)	「S A K E」は日本食のみならず各国の料理に合う食中酒等として世界中で認知が拡大中。
ウイスキー	日本産品の品質が世界中でブランドとして定着。
本格焼酎・泡盛	原料の特徴を残すユニークな蒸留酒としての評価があり、今後の輸出拡大に期待。

※その他の野菜(たまねぎ等)についても、水田等を活用して輸出産地の形成に積極的に取り組む。

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策②(重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標等の明確化)

○輸出重点品目毎に、輸出に向けたターゲット国・地域を特定し、ターゲット国・地域毎の輸出目標を設定。目標達成に向けた課題と対応を明確化。

牛肉

【目標額】
297億円(2019年) → 1,600億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	51億円	330億円	消費者向けプロモーションの強化。スライス肉、加工品等の新たな品目の輸出促進。
台湾	37億円	239億円	
米国	31億円	185億円	認知度向上のためのプロモーション。様々な部位も含めた輸出促進。
EU	21億円	104億円	

○輸出産地 15産地

- 生産から輸出まで一貫して輸出に取り組むコンソーシアムを産地で構築
- 食肉処理施設等による輸出先国が要求する条件への対応
- 繁殖雌牛の増頭奨励金交付、牛舎等の施設整備等による生産基盤の強化

○販路開拓

- コンソーシアムによる産地と一体となった商談
- オールジャパンでの和牛の認知度向上に向け、日本畜産物輸出促進協議会やJFOODOによるプロモーションを実施

清酒（日本酒）

【目標額】
234.1億円(2019年) → 600億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
米国	68億円	180億円	高付加価値商品の輸出拡大
中国	50億円	130億円	輸入規制措置の撤廃に向けた交渉の継続 高付加価値化や販路拡大の取組を強化
香港	39億円	110億円	より高付加価値な商品の輸出拡大 周辺国・地域への波及効果も意識した販路開拓

○輸出産地 700者

- 輸出(年間1KL以上)を実施する者

○販路開拓

- 訪日外国人を対象とした試飲によるPRや酒造りの文化的価値の発信等の認知度向上
- 情報発信や事業者の販路拡大の取組を支援
- 団体が海外に設置するサポートデスクを活用した現地市場の情報収集や情報発信

コメ・コメ加工品

【目標額】
52億円(2019年) → 125億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
香港	15億円	36億円	中食・外食を中心にした需要開拓
米国	7億円	30億円	外食、EC等の需要開拓。 パックご飯・米粉の更なる市場開拓。
中国	4億円	19億円	EC、贈答用需要の開拓。指定精米工場等の活用・追加。
シンガポール	8億円	16億円	中食・外食を中心にした需要開拓

○輸出産地 30～40産地

- 千トン超の輸出用米の生産に取り組む産地を育成
- 大ロットで輸出用米を生産・供給
- 生産・流通コスト低減、輸出用米の生産拡大を推進

○販路開拓

- (一社)全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会による新興市場でのプロモーション等を実施

ぶり

【目標額】
229億円(2019年) → 542億円(2025年)

○国別輸出額目標とニーズ対応への課題・方策

国名	2019年	2025年	ニーズ・規制対応への課題・方策
米国	159億円	320億円	小売店の調達基準を満たす生産の拡大と安定供給。 現地の食嗜好に合わせた商品を開発・製造。
中国	13億円	60億円	活魚の需要があるアジア向けに、活魚運搬船を活用した物流・商流を構築
香港	11億円	40億円	

○輸出産地 5産地

- 漁場の大規模化、合養の推進、生け簀の整備により増産
- 育種や低魚粉飼料の開発により生産コストを低減

○販路開拓

- 水産物・水産加工品輸出拡大協議会と有限責任事業組合日本ブリ類養殖イニシアティブとが共同でプロモーション等を行うことを検討

輸出拡大実行戦略に基づく具体的な施策③(輸出産地・事業者の公表、輸出事業計画の策定)

輸出拡大実行戦略に基づき、

- これまでに、主として輸出向けの生産を行う1,192の輸出産地・事業者をリスト化し、輸出事業計画を策定した者に対し、輸出産地の形成に必要な施設整備等を重点的に支援。
- これら輸出産地・事業者をサポートするために、食品事業者や商社OB等の民間人材を「輸出産地サポーター」として地方農政局等に配置。

輸出戦略においてリスト化した輸出産地・事業者

1,192産地・事業者を公表

(令和4年5月現在)

輸出重点品目	輸出産地数	輸出重点品目	輸出産地数
牛肉	18産地	コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品	30産地
豚肉	5産地	製材	4産地
鶏肉	7産地	合板	8社
鶏卵	6産地	ぶり	10産地
牛乳乳製品	2産地、5社	たい	3産地
果樹(りんご)	8産地	ホタテ貝	2産地
果樹(ぶどう)	6産地	真珠	1産地
果樹(もも)	6産地	清涼飲料水	7社
果樹(かんきつ)	15産地	菓子	46社
果樹(かき・かき加工品)	10産地	ソース混合調味料	14社
野菜(いちご)	13産地	味噌	20産地
野菜(かんしょ・かんしょ加工品・その他野菜)	38産地	醤油	30産地
切り花	8産地	清酒(日本酒)	619者
茶	12産地	ウイスキー	33者
		本格焼酎・泡盛	206者

輸出産地サポーターの配置

地方農政局等に民間の専門人材を「輸出産地サポーター」として採用するなどして、輸出産地・事業者の輸出事業計画の実行に向けて伴走型で支援

- 〈北海道〉
 - ・輸出商社、JETROでの勤務経験がある者を配置
- 〈東北〉
 - ・コメなどの食品輸出、輸出の手続きについての知見がある者を配置
- 〈関東〉
 - ・食肉や農産物の輸出、輸出の手続きについての知見がある者を配置
- 〈北陸〉
 - ・日本酒や食品の輸出の知見がある者を配置
- 〈東海〉
 - ・茶の輸出の知見がある者を配置
- 〈近畿〉
 - ・輸出商社での勤務経験や輸出入物流の知見がある者を配置
- 〈中国四国〉
 - ・食品の輸出や輸出入物流の知見がある者を配置
- 〈九州〉
 - ・輸出商社での勤務経験、農産物の輸出の知見がある者を配置

輸出拡大実行戦略に基づく輸出産地リスト掲載者数（北陸四県）



（令和4年5月20日公表）

輸出重点品目				輸出重点品目			
輸出産地数		実施主体数 （輸出事業計画 策定者数）	備 考	輸出産地数		実施主体数 （輸出事業計画 策定者数）	備 考
コメ・パックご飯	新潟県	3	3	醤油	富山県	1	1
	富山県	2	2		石川県	1	2
	石川県	1	1		福井県	1	1
	福井県	1	1	清酒（日本酒）	新潟県	42	—
品目合計		7産地			富山県	14	—
かき・かき加工品	富山県	1	1		石川県	26	—
品目合計		1産地			福井県	16	—
鶏肉	新潟県	1	1	ウイスキー	新潟県	1	—
品目合計		1産地			富山県	1	—
合板	石川県	1	—	本格焼酎・泡盛	富山県	2	—
品目合計		1産地			石川県	4	—
清涼飲料水	富山県	1	—		福井県	2	—
品目合計		1産地		品目合計		8産地	
菓子	新潟県	3	—	品目合計		2産地	
味噌	富山県	1	2	(10品目)			
	石川県	1	2				
	福井県	1	2	128		19	
品目合計		3産地					

北陸農政局管内における主な輸出事業計画

令和4年9月28日現在

☆

☆

☆

☆

【新潟県】 策定主体（所在地）	品目
新発田市輸出促進協議会（新発田市）	米
日本ホワイトファーム新潟コンソーシアム（新発田市）	鶏肉
新・新潟米ネットワーク合同会社（新潟市）	米
全農新潟県本部（新潟市）	米、パックご飯、米粉及び米粉製品
（株）新潟クボタ（新潟市）	米、パックご飯
新潟県酒造組合（新潟市）	清酒
にいがた有機農業輸出促進協議会（新潟市）	米
（株）想樹（三条市）	梨
越後製菓（株）（長岡市）	米菓、パックご飯、包装餅

9社

☆

☆

【富山県】 策定主体（所在地）	品目
（有）グリーンパワーなのはな（富山市）	米、米加工品
（農事）富山干柿出荷組合連合会（南砺市）	干柿
若鶴酒造株式会社（砺波市）	酒類（ウイスキー・リキュール・日本酒）
（株）ウメケン（富山市）	健康食品

4社

☆

☆

【石川県】 策定主体（所在地）	品目
大野醤油醸造協業組合（金沢市）	オーガニックグルテンフリー醤油、オーガニック醤油、丸大豆醤油
加賀建設（株）（金沢市）	棒茶
全農石川県本部（金沢市）	米
（有）わくわく手作りファーム川北（能美郡）	クラフトビール
（株）ヤマト醤油味噌（金沢市）	醤油、味噌、調味料
（株）オハラ（津幡町）	加工食品（くずきり、こんにゃく総菜、焼芋ペースト）

6社

☆

【福井県】 策定主体（所在地）	品目
（株）エコファームみかた（若狭町）	梅酒
（株）ペントフォーク（福井市）	米、米加工品
福井県農業協同組合（福井市）	米
（株）マイセンファインフード（鯖江市）	大豆加工品（プラントベースドフード）
新珠製菓（株）（越前市）	羽二重餅、大福

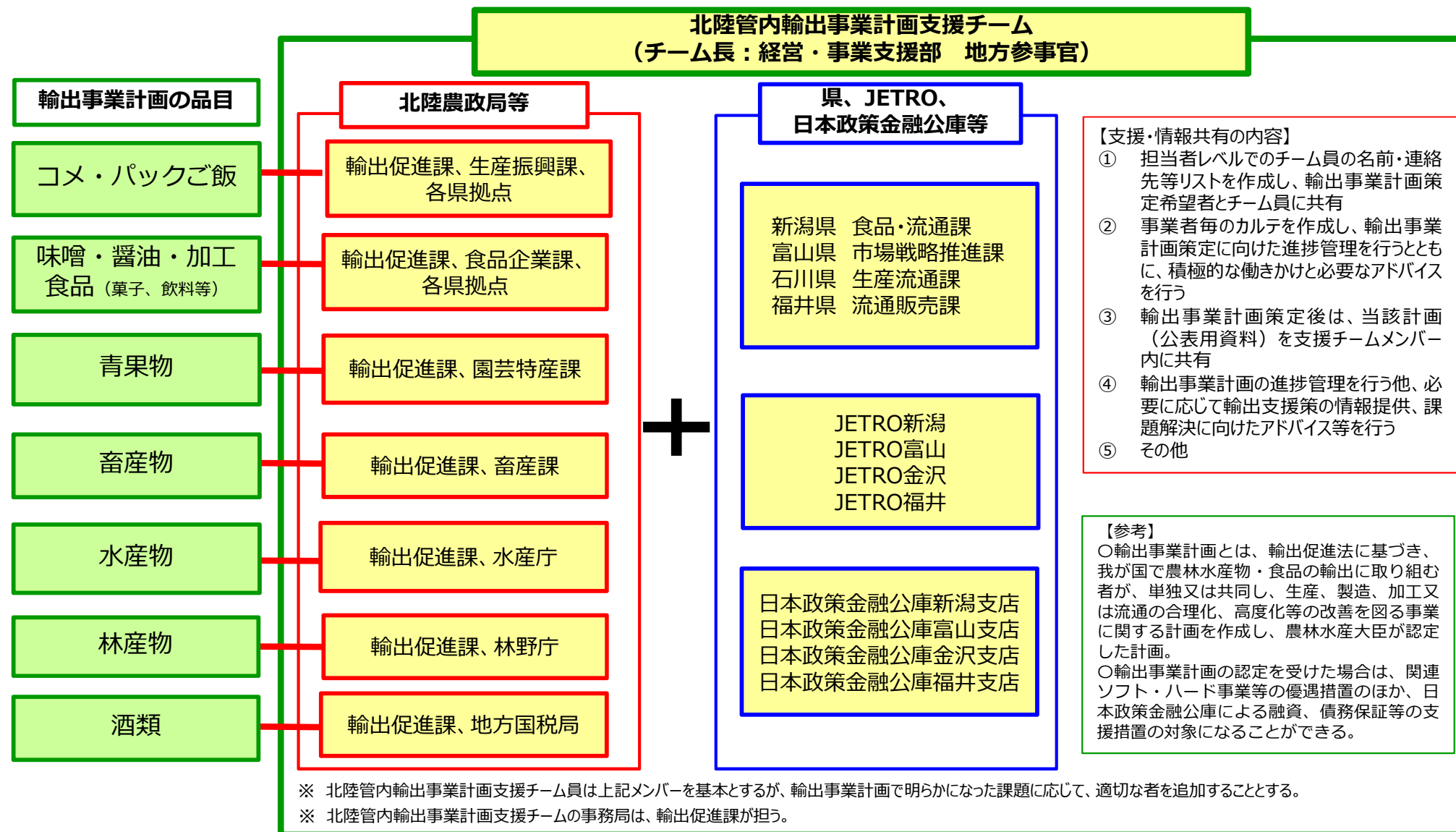
5社

合計24社

注：☆は、輸出拡大実行戦略に基づく輸出産地である。

北陸管内における輸出事業計画策定者等に対する支援体制

- 北陸農政局管内の輸出事業計画策定予定者及び策定事業者（支援チームによる支援を希望する場合に限る。）に対する支援体制は、以下のとおりとする。
- 輸出事業計画策定希望者より、輸出事業計画の策定意向が示された場合、輸出促進課は、担当で構成される支援チーム員の名簿・連絡先等を整理し、当該事業者とチーム員に支援チーム員リストを共有する。



輸出産地サポーターの配置

- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成を推進するためには、農林水産物・食品の輸出に関する専門的な知見を有し、関係支援機関とも密接に連携しながら、伴走型で事業者を支援していくことが重要。
- このため、北陸農政局では、令和4年6月1日から、農林水産物・食品の輸出実務に精通し、専門的な知見を有する外部人材（1名）を輸出産地サポーターとして採用し、輸出産地等を支援している。

【輸出産地サポーターの主な業務】

- 1 輸出促進法に基づく輸出事業計画の策定に向けた指導・助言
- 2 認定輸出事業計画の実行・評価・改善に係る支援
- 3 その他管内の輸出事業者に対する農林水産物・食品の貿易実務、諸外国の輸入規制、動植物検疫等対応に係る技術的な助言

【問い合わせ先】

経営・事業支援部輸出促進課

担当者：松木、栗野

代表：076-263-2161（内線3953）

ダイヤルイン：076-232-4233

FAX番号：076-232-4178

e-mail：hokuriku_yusyutsu@maff.go.jp

（※）輸出産地サポーターへのご連絡は、毎週火曜日・水曜日、9時～17時45分までにお願ひします。

輸出産地サポーターの経歴

まつき やすなり
松木 康成 氏



【主な経歴】

- ・ 2013年～2021年

自身が経営する会社において、海外の食品及び酒類の輸入に従事した他、主に北陸（石川県産）の食品・酒類の欧州向け輸出に取り組む。

- ・ 2019年～（現在）

JETROに入構（兼業）し、JETRO金沢に駐在しつつ、日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）国内フィールドマーケットとして、北陸ブロック（富山・石川・福井）を担当。（2022年からは、新潟も担当）

【一言コメント】

・ 北陸地方からの農林水産物・食品の輸出に少しでもお役に立てるよう、地域事業者の皆様に寄り添って一緒に考え、取り組んで参ります。
お困り事等ございましたら、遠慮無くご連絡下さい。

3. 事業者にご活用いただける主な支援策等



① 輸出事業計画の概要



輸出事業計画について①

輸出事業計画の認定制度とは

我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業（輸出事業）に関する計画（輸出事業計画）を作成し、農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる制度です。

今回の法改正により、①農林水産物・食品輸出基盤強化資金、②施設等の整備に対する所得税・法人税の特例、③日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット制度、④食品等流通合理化促進機構による債務保証、⑤農地転用手続のワンストップ化が新たに措置されました。

法改正に伴う計画記載事項の追加

必須記載事項（第37条第2項）【従前どおり】

- ① 輸出事業の**目標**
- ② 輸出事業の対象となる**農林水産物・食品**及び**輸出先国**
- ③ 輸出事業の**内容及び実施期間**
- ④ 輸出事業の実施に必要な**資金額・調達方法**
- ⑤ その他農林水産省令で定める事項
 - －輸出事業の対象となる農林水産物・食品の**輸出の現状**
 - －輸出拡大に向けた**課題**

➤ ④輸出事業の実施に必要な資金額・調達方法について、計画期間中の年毎に必要な資金の額・内訳や資金調達の方法等を記載するよう様式を修正予定。



任意記載事項（第37条第3項）【本改正により追加】

施設整備に関する計画

- ① **施設の種類、規模**その他の施設の整備内容
 - ② 施設の用に供する**土地の所在、地番、地目及び面積等**
- **以下の支援策を活用する場合には、記載が必須。**
- ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）
 - ・ 農地法の特例（農地転用手続のワンストップ化）

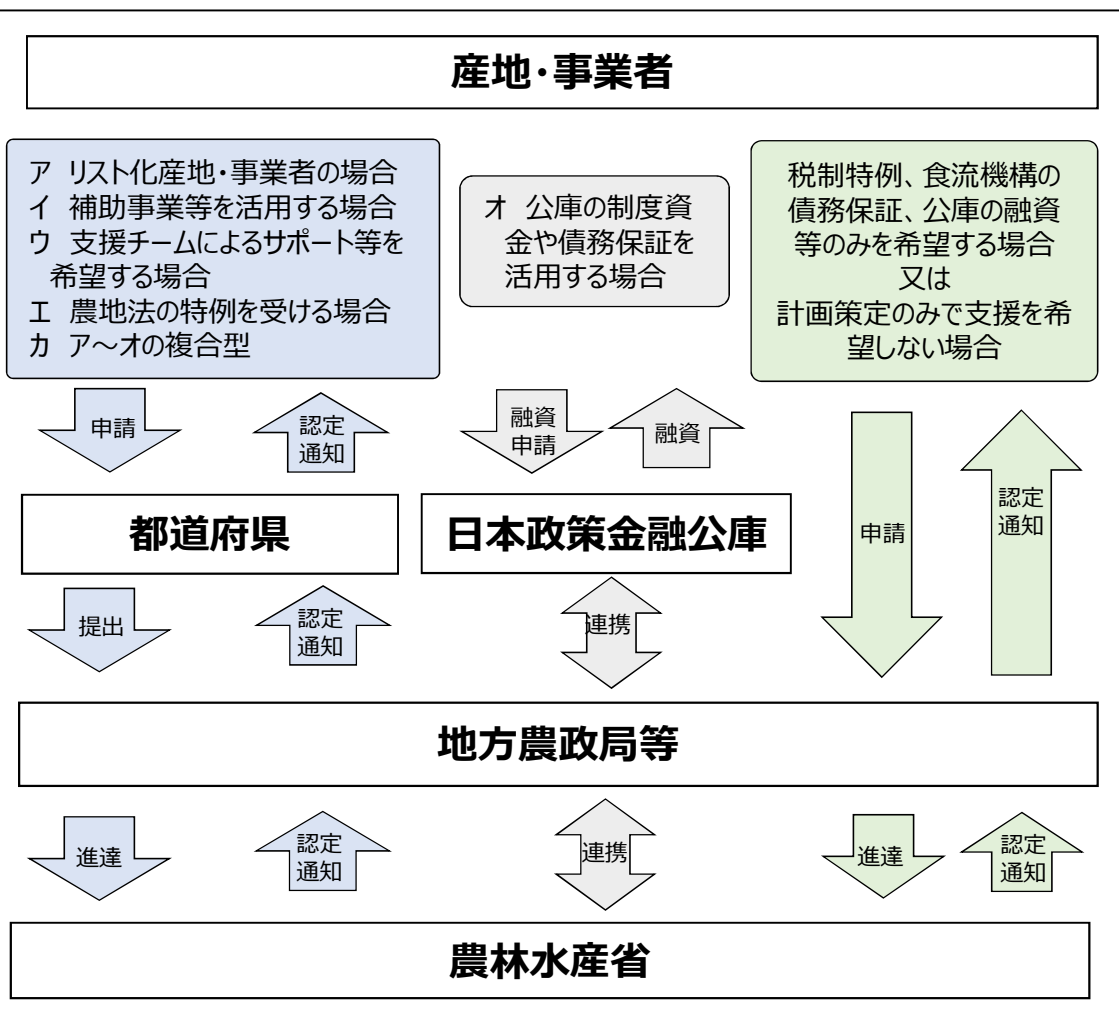
- 以下の支援策を活用する場合は、別様式の提出を求める予定。
- ・ 農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）
 - ・ 施設等の整備に対する所得税・法人税の特例（割増償却）
 - ・ 農地法の特例（農地転用手続のワンストップ化）

輸出関連予算事業と輸出事業計画のリンク

各種輸出関連予算事業については、①**輸出事業計画の策定が必要**、又は②**優先採択等の優遇措置を受けられる**ようになります。

輸出事業計画について②

法改正後の申請手順



【参考】輸出事業計画の認定基準

＜輸出事業計画の認定規程より＞

- ① **ターゲットとする輸出先国のニーズ**を具体的に把握していること。
 - ② **輸出に対応するための課題と取組**が明確な内容となっていること。
 - ③ **目標年における輸出額の設定**が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。
 - ④ 輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、輸出事業に関する知見を有する者と連携して、**PDCAサイクルを回せる体制**が整備されていること。
- このほか、農地法の特例（農地転用手続のワンストップ化）に係る内容を含む場合は、農林水産大臣が関係都道府県知事等に協議し、知事等から転用を許可することができない場合に該当しないものとして同意が得られることが必要です。（第37条第7項）

「輸出事業計画の認定規程」、「輸出事業計画策定の手引き」、「輸出事業計画の申請手続や様式」等については、以下の農林水産省HPにて、ご確認下さい。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html

② 認定輸出事業者等にご活用いただける 主な支援策



輸出事業計画認定のメリット

1. 認定を前提とした事業の実施

令和3年度補正予算：7事業、令和4年度当初予算：6事業においては、輸出事業計画の認定が前提。

令和3年度補正予算事業名：食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策、農産物等輸出拡大施設整備事業、食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業、畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業、グローバル産地づくり緊急対策のうち青果物輸出産地体制強化加速化事業、グローバル産地づくり緊急対策のうち加工食品輸出産地確立緊急対策、水産物輸出促進緊急基盤整備事業

令和4年度当初予算事業名：食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業、グローバル産地づくり推進事業のうち農林水産物・食品輸出関連信用保証支援業、食肉流通構造高度化・輸出拡大事業、食肉生産流通多角化対策のうち食肉生産流通多角化施設整備支援事業、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち大規模契約栽培産地育成強化事業、木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

2. 関連事業における優遇措置（優先採択等）

令和3年度補正予算の10事業及び令和4年度当初予算の17事業において、輸出事業計画の認定を受けた者に対する優先採択、要件緩和、補助率の嵩上げ等の優遇措置を設定。

3. 日本政策金融公庫による融資（令和4年10月1日からスタート）

輸出事業計画の認定を受けた者は、輸出促進を目的とした多用途に使用可能な独立の資金（農林水産物・食品輸出基盤強化資金）の借りが可能。

（注）融資決定に当たっては、別途、日本政策金融公庫及び民間金融機関による審査が必要。

4. 税制特例（5年間の割増償却措置）（令和4年10月1日からスタート）

輸出事業計画の認定を受けた者が、令和5年度末までに輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得した場合、当該資産の供用開始から5年間に渡って、割増償却の適用を受けることが可能。

（注）税制特例の適用を受けるためには、一定の要件をクリアすることが必要。

5. 支援チームによるサポート

輸出事業計画の認定を受けた者は、国、JETRO、都道府県、専門家等のからなる支援チームによる継続的・一元的なサポートを受けることが可能。

食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設の整備

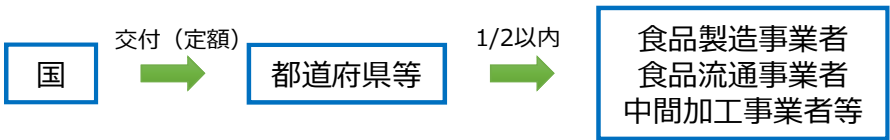
【令和4年度予算概算決定額 600（970）百万円】
（令和3年度補正予算額 6,400百万円）

<対策のポイント>
農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、**食品製造事業者等の施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国の求める基準・条件等の規制に対応するため、製造・加工、流通等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。 ① H A C C P等の認定取得に必要な規格を満たすための施設・設備 ② I S O、F S S C、J F S－C等の認証取得に必要な規格を満たすための施設・設備 ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備 2. 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサル費等の経費（効果促進事業）を支援します。	 排水溝 施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修  温度管理を要する装置・設備の導入  空気を經由した汚染の防止設備（パーティション）の導入  製造ラインに輸出専用のミキサーを追加導入し、添加物混入を回避

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-7184）

＜対策のポイント＞

加工食品の輸出にあたっては、中小企業単独では難しい食品添加物・包材・包装・表示等の規制が複層的に課せられており、関係者が連携した輸出体制を構築する必要があります。海外の規制・ニーズ等に詳しく、マーケティング、ブランディング立案等が可能な国内外の商社、コンサル等と連携し、地域の特色ある加工食品を輸出するため、新商品・サービス開発、GI取得等のブランド構築、輸出先国の規制・ニーズに適合した商品開発・改良のために機械の改良・開発等を支援し、タイムリーな海外市場獲得を目指します。

＜事業目標＞

- 加工食品の輸出額の拡大（2兆円〔2030年まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 特色ある商品・技術・製法のPRや実証試験等

新規開拓・商流拡大に向けた輸出先国の規制・ニーズにあった商品のPRや実証試験、また、GI取得等のブランド構築・ECサイトの構築、大手ECサイトへの売り込み・実店舗との連携に係る費用を支援します。

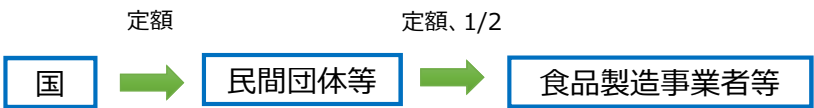
2. 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良

輸出先国の規制（食品添加物、容器・包装、表示等）・ニーズに対応する商品の開発・改良に係る費用を支援します。

3. 輸出先国の規制等に適合した商品開発・改良のために必要な機械の改良・開発等

規制・ニーズ等に対応する新商品の開発・改良、大ロット製造のために必要な施設整備に係る費用を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

新商品の開発・PR等



新商品の開発



試験販売



ECとのマッチング支援

新商品開発に必要な機械の改良・開発等



ニーズ対応商品の開発



賞味期限延長
商品の開発



大ロット製造の
ための機器

＜対策のポイント＞

食品等事業者・農林水産事業者が、豚熱や病害虫等の発生や輸出先国の規制などのリスクを伴う農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、民間金融機関から融資を受ける際に必要となった保証料の負担を軽減するための支援を行います。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 対象者
認定輸出事業計画に基づき、輸出事業に取り組む食品等事業者・農林水産事業者（ただし、中小企業者に限る。）

2. 措置内容等

①対象
食品等事業者・農林水産事業者が、認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金の民間金融機関からの信用保証付き借入れ

②措置内容
①にかかる信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会等に支払った保証料に関して、借入当初5年間分の保証料の1/2相当額を支援します。

＜事業の流れ＞

＜事業イメージ＞

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等

ハード事業

※優先採択とは、審査に当たってのポイントの加算等

(令和3年度補正予算)

1 産地生産基盤パワーアップ事業（新市場獲得対策）（優先採択）

新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備等を支援。

2 産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）（優先採択）

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な集出荷施設の整備等を総合的に支援。

ソフト事業

1 マーケットイン輸出ビジネス拡大緊急支援事業のうち

①戦略的輸出拡大サポート緊急対策事業のうち 分野・テーマ別海外販路開拓支援強化事業（要件緩和）

新たな需要創出が期待できる取組も含めて、分野・テーマ別に集中実施する民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援。

②コメ・コメ加工品の輸出事業者が取り組む海外需要開拓等支援（優先採択）

コメ・コメ加工品の輸出拡大を図るため、①輸出事業者が輸出産地等と連携して取り組む海外需要開拓等の取組の推進、②輸出拡大のために整備した精米施設・炊飯器等について、海外で求められる認証の取得等を支援。

2 輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立対策のうち

①海外向け戦略的サプライチェーン構築推進事業（優先採択）

輸出ターゲット国等において物流や小売等の企業も含む複数企業がコンソーシアムを形成して国内と海外市場の間の戦略的サプライチェーンを構築するための取組に対し、事業化可能性調査にかかる費用等を支援。

②水産物輸出拡大連携推進事業（優先採択）

生産・加工・流通・輸出等の水産バリューチェーン関係者が連携して国際マーケットに通用するモデル的な商流・物流の構築を行う際に必要となる費用を支援。

3 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち

国際的認証取得等支援事業のうち有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業（優先採択）

農業者等による有機JAS認証・GAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP等）の取得や輸出向け商談、有機以外の農産物等の混入防止やGAP認証の取得に必要な農業機械リース、有機JAS認証・GAP認証普及等の取組を支援。

4 輸出環境整備緊急対策事業のうち

①輸出先国の規制に対応した加工食品製造支援事業（優先採択）

食品製造事業者等に対して、輸出先国の規制に対応するために要する経費を支援し、また、輸出先国の食品製造施設等の登録及びその維持に係る手続に関する制度の周知・相談対応等を実施。

②畜産物モニタリング検査加速化支援事業（優先採択）

E U等向けの畜産物の輸出に必要な牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・生乳・ケーシングの残留農薬等モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ・牛結核検査、羊、山羊のモニタリング検査を支援。

4 輸出環境整備緊急対策事業 続き

③コメ・コメ加工品の規制対応等に対する支援（優先採択）

コメ・コメ加工品輸出に取り組む事業者に対して、中国向け精米輸出に必要なくん蒸等の海外規制等の対応に要する費用を支援。

④植物品種等海外流出防止緊急対策事業（優先的に支援）

優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録（育成者権の取得）に係る経費を支援。

5 食品産業の国際競争力強化緊急対策事業（優先採択）

①有機JASやJFS規格認証のモデル実証を支援。

②フードテック等による新たな商品・サービスについて、ビジネスモデルの実証を支援。

6 木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策のうち

①木材製品等の輸出支援対策のうち輸出先国の規格・基準等に対応した技術開発等支援事業（優先採択）

輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検査・実証を支援。

②木材製品等の輸出支援対策のうち高付加価値木材輸出促進緊急対策事業（優先採択）

CM、SNS等を活用したプロモーション活動を支援。

③木材製品等の輸出支援対策のうち特用林産物の販売促進活動支援（優先採択）

特用林産物の輸出先国へのプロモーション活動等を支援。

7 担い手確保・経営強化支援事業（優先採択）

農産物の輸出に向けた取組など意欲的な取組により農業経営の発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

8 スマート農業技術の開発・実証・実装プロジェクトのうち 輸出拡大に貢献する栽培技術等の開発（優先採択）

スマート農業と連携しつつ、輸出拡大に貢献する栽培技術等の開発を支援。

＜対策のポイント＞

国際的に市場規模・取引量が拡大している中、輸出の機会を逸さないよう**有機JAS認証及びGAP認証の取得や商談の実施等**を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

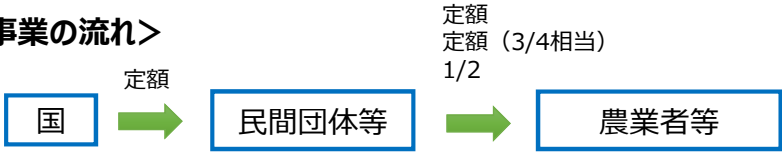
1. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業 77百万円

- ① 有機JAS認証取得等支援
有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、**農業者等による有機JAS認証の取得や、輸出向け商談、商品開発、有機以外の農産物等の混入防止に必要な農業機械リース等の取組**を支援します。
- ② GAP認証取得等支援
農産物の輸出拡大に向け、**農業者等によるGAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP等）の取得や、輸出向け商談、認証取得に必要な農業機械リース等の取組**を支援します。
- ③ 情報発信セミナー開催支援
有機JAS認証やGAP認証取得による輸出事例等を発信するセミナー開催を支援します。

2. GAP認証審査体制強化支援事業 10百万円

- ① GAP認証審査員育成支援
GAP認証取得拡大のボトルネックとなっているGAP認証審査員の確保に向け、**審査員候補者の研修受講**を支援します。
- ② GAP認証審査機関新規参入支援
GAP認証審査体制の強化に向けて、審査機関として参入を目指す事業者の**認定審査の受審**を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

(1の事業) 農産局農業環境対策課有機農業推進班 (03-6744-2114)
(2の事業) GAP推進グループ (03-6744-7188)

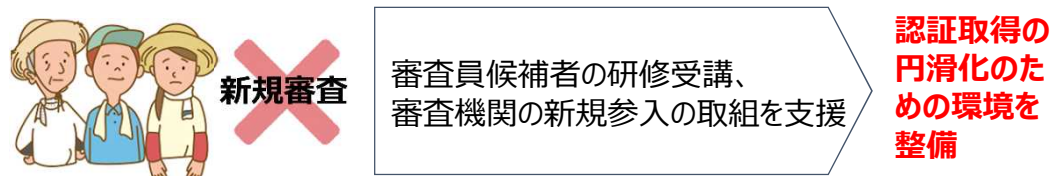
＜事業イメージ＞

1. 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業



認証取得、商談の実施等により海外との取引先確保

2. GAP認証審査体制強化支援事業



審査件数の増大で審査が遅延

審査体制の強化

<対策のポイント>

マーケットインの発想に立った輸出の拡大に向け、食品製造事業者等に対して、輸出先国の規制に対応するために必要なラベルの切替等の製品仕様の変更や、輸出先国の規制に適合しているかどうかを確認するための試験経費等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中国等向けラベル切替等支援事業

87百万円

- ① 製品仕様の変更のため、原材料の調達先の調査、試験製造、表示ラベルの変更等の経費を支援します。
- ② 輸出先国から求められる食品の製造等を行う施設の登録に係る書類及び現地確認、輸出事業者への規制内容の周知、相談対応等を実施します。



表示ラベルの切替等に対する支援

2. EUにおけるプラスチック及び食品接触材に係る規制への対応

143百万円

- ① EU及び加盟国のプラスチック及び食品接触材（容器、包装等）に係る規制の調査を実施します。
- ② EUに輸出する茶及び加工食品等に使用される食品接触材に求められる適合宣言書の作成に係る経費を支援します。

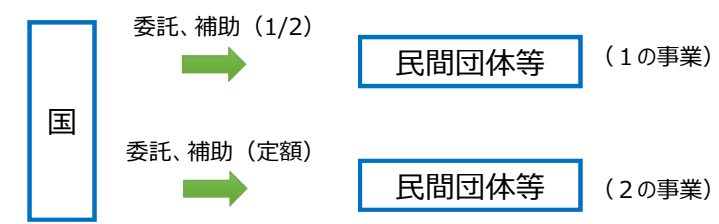


EUのプラスチック規制等の調査



適合宣言書作成に係る調査・相談等に対する支援

<事業の流れ>



JAS・JFS規格の認証支援に向けたモデル実証事業

【令和3年度補正予算額 60百万円】

<対策のポイント>

本年10月から実施した有機JAS制度の運用改善効果を実証するため、将来の輸出拡大に向けたステップとして**有機JAS認証取得予定者等の認証取得**を支援します。また、国内外の食品安全レベルの向上及び将来の輸出増大に向けたステップとして**JFS規格の認証取得等**、**取得促進のためのリモート監査導入**を支援します。

<事業目標>

- オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%まで拡大（2050年まで）
- 日本発食品安全管理規格の普及拡大（5,000件〔2022年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機JASの認証支援に向けたモデル実証事業

30百万円

有機JAS制度の運用改善効果を実証するため、オーガニック市場の拡大や地域単位の有機農業の取組につながる売り先を確保している者やグループ単位で**申請**を行う者について、**将来の輸出拡大に向けたステップとして有機JAS認証申請者等**を支援します。

1.



- ・運用改善の実証
- ・有機JAS認証取得の推進
- ・オーガニック市場の拡大

2. JFS規格の認証支援に向けたモデル実証事業

30百万円

① JFS規格の取得促進に向けたモデル実証及び情報発信への支援

国内外の食品安全レベルの向上及び輸出に向けて中小事業者が段階的に食品安全に取り組むことができるよう、食品工場等における**JFS規格のモデル的認証取得**を支援するとともに、規格・認証等の効果的な普及のため、**セミナーの開催等、情報発信の取組**を支援する。

② リモート監査システム構築に向けた取組への支援

食品工場等におけるJFS規格の取得促進のため、新型コロナウイルス感染の拡大を契機に必要性の高まっているICTを用いた**JFS規格におけるリモート監査導入に向けた取組**を支援します。

2.



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室
(2の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課食品企業行動室

(03-6744-7182)
(03-3502-5743)3

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置

ハード事業

※優先採択とは、審査に当たってのポイントの加算等

(令和4年度予算概算決定時点)

- 1 強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ) (優先採択)**
産地農業において中心的な役割を果たしている農業者団体や農業法人等による集出荷・貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入等を支援。
- 2 農業農村整備事業等 (優先採択)**
農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の改修・統廃合等を推進。
- 3 農業競争力強化基盤整備事業 (補助率の嵩上げ)**
輸出事業計画関連の農地整備事業の実施計画策定を定額助成。
- 4 林業・木材産業成長産業化促進対策 (優先採択)**
川上と連携して木材の安定的・効率的な供給に取り組む木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。
- 5 浜の活力再生・成長促進交付金 (優先採択)**
漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン (浜プラン)」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等を支援。

ソフト事業

- 1 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうち
フードテックを活用した新しいビジネスモデル実証事業 (優先採択)**
フードテック等による新たな商品・サービスについて、ビジネスモデルの実証を支援。
- 2 グローバル産地づくり推進事業のうち
規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業 (優先採択)**
日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備を支援。
- 3 マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業 (要件緩和)**
新市場の獲得も含め、輸出拡大が期待される具体的かつ横断的な分野・テーマについて、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援。
- 4 輸出環境整備推進事業 (優先採択)**
既存添加物等申請事業、施設認定等検査支援事業、畜水産モニタリング検査支援事業、国際的認証資格取得等支援事業により、輸出先国の規制に対応する環境整備を支援。
- 5 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業 (優先的に支援)**
我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録 (育成者権の取得) や侵害対策に係る経費等を支援。
- 6 農業知的財産保護・活用支援事業 (優先的に調査)**
農業知的財産管理支援機関が海外における知的財産の侵害状況を一元的に監視・把握し、品種開発者の権利行使を支援するほか、農業に係る特許・商標の取得や活用に向けた取組等を支援。
- 7 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策 (優先採択)**
省力樹形への新植・改植を支援。また、水田の樹園地への転換や既存産地の改良を通じた、まとまった面積での省力樹形・機械作業体系の導入等と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展等の取組を支援。
- 8 持続的生産強化対策事業のうち
茶・薬用作物等地域特産物体制強化促進事業 (優先採択)**
産地の戦略に基づく茶園の新植や改植、輸出向け栽培体系への転換、有機茶やてん茶 (抹茶原料) 栽培への転換、人材確保策の検討等による生産体制の強化、新需要開拓等に向けた茶の生産・加工技術の導入、コスト低減に資する生産・加工機械のリース導入等を支援。
- 9 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援**
 - ①大規模契約栽培産地育成強化事業 (優先採択)**
実需者からの国産野菜の安定調達ニーズに対応するため、加工・業務用・輸出向けの契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術、輸出先国のニーズに対応した生産技術の導入等を支援。
 - ②水田農業高収益作物導入推進事業 (都道府県推進) (優先採択)**
水田農業における高収益な園芸作物の導入・産地化を実現するため、新たに園芸作物を導入する産地における合意形成、園芸作物の本格的な生産を始める産地における機械・施設のリース導入の取組等を支援。
- 10 農家負担金軽減支援対策事業 (対象地区の拡大)**
土地改良事業の農家負担金の最大5/6を無利子で貸付けする事業の対象に、輸出事業計画の関連地区を追加。
- 11 中山間地農業推進対策 (優先採択)**
中山間地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。
- 12 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 (優先採択)**
製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、企業の連携によるモデル的な輸出の取組を支援。

<対策のポイント>

輸出先として有望なアセアン諸国に向け、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. アセアン諸国向けJFS規格セミナー・商談会の開催の支援

輸出先として有望なアセアン諸国をターゲットに、JFS規格の認知度を向上させ加工食品の輸出拡大を図るため、JFS規格に関するセミナー及びJFS規格取得製品の商談会の開催を支援します。

2. 輸出拡大に向けたJFS規格のモデル的取得及び広報活動への支援

国内外の食品工場等におけるJFS規格のモデル的取得を支援し、海外のマスメディア等を活用して効果的な広報を展開するとともに、海外の流通・小売事業者や政府関係者を招いた工場視察の実施を支援します。

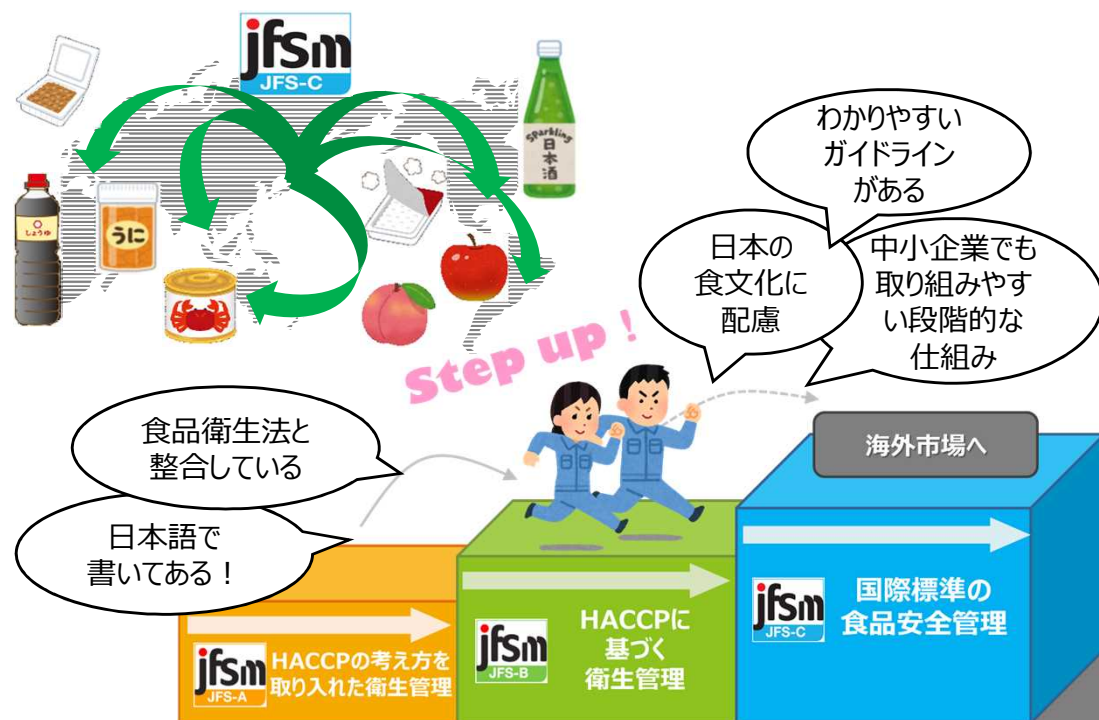
3. 海外における監査体制調査等への支援

国内外におけるJFS規格のステータス向上を図るため、輸出先国における様々な規格・認証の活用状況及び食品安全の監査体制に関する調査の実施や、食品安全に係る国際会議での情報収集等を支援します。

4. 輸出に資するJFS規格認証・適合証明取得のための支援

輸出に必要な衛生管理の普及を図るため、国内における潜在的な中小の製造事業者等が、輸出に必要な衛生管理の知識等を習得するための研修会等の実施を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



<事業効果>

- 食品安全管理の取組向上
- 日本の食・食文化の海外発信・輸出促進
- 日本が世界の食品安全のルールメイキングに参画

<対策のポイント>

農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国の規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化、輸出手続の円滑化、輸出に取り組む事業者の利便性の向上、輸出先国が求める食品安全規制等に対応するための事業者の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 **434 (451) 百万円**

政府間交渉に必要となる**情報・科学的データの収集・分析**等、外国政府の**規制担当官**の我が国への**招へい**、輸出先国が求める**植物検疫上の要求事項**を満たすための**体制構築**を実施します。

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上 **165 (180) 百万円**

都道府県、登録認定機関等における、研修等による**実務担当者**の能力向上、**人員の増強**や**検査機器の導入**、証明書の発行場所の拡大に向けた**体制整備**等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制への対応強化 **1,074 (1,061) 百万円**

① 事業者による輸出環境課題の解決に向けて、
ア 輸出施設のHACCP等認定
イ 畜水産物モニタリング検査
ウ インポートトレランス申請
エ **国際的認証取得・更新**
等を支援します。
② 生産海域の指定等に向けた基礎データの収集等を行います。
③ 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。
④ HACCP認定施設の認定・監視等を行います。
⑤ 既存添加物等の安全性を示すデータ収集等を行います。
⑥ 輸出先国から求められる輸出事業者のリストの作成、管理を行います。

<事業の流れ>

国

委託、補助（定額、1/2以内）

民間団体等（1、3の事業）

民間団体等（2の事業）

<事業イメージ>

【1. 協議の加速化】



情報・科学的データの収集・分析

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】

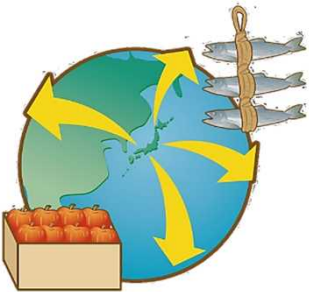


研修等による実務担当者の能力向上



証明書発行業務の人員増強

【3. 生産段階での食品安全規制への対応強化】



国際認証の取得・更新等の支援



畜水産物モニタリング検査等の支援



HACCP認定施設の認定・監視等

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398）

「農林水産物・食品輸出プロジェクト」（GFP）を推進するため、**輸出産地形成に必要な計画の策定と実施に対する支援及び関連するハード・ソフト事業における優先採択等**により、輸出先国のニーズや規制等に対応した**輸出産地の形成を図ります**。

＜事業の内容＞ ※ 内容の詳細は変更されることがあります。

1 支援内容

輸出先国のニーズや規制等に対応した輸出産地の形成を進めるため輸出事業計画の策定、生産・加工体制や商流の構築、効果の検証と計画の見直しのPDCAサイクルの取組により、輸出目標を実現するための取組を支援します。

※計画期間は3年以内とし、生産・加工段階での取組を柱に、流通段階のテスト輸送・販売などの取組も支援します。

※都道府県をまたぐ産地間が連携して形成する産地も対象となります。

2 事業実施主体（助成対象者）

農林漁業者や食品製造加工事業者等を含む3者以上の連携体、協議会、農協、商工会議所、都道府県、市町村等

※品目や地域の実態に合わせた多様な体制で取り組むことができます。

※都道府県を通じて支援します。

※輸出に知見のある者が何らかの形で関与する体制をとる必要があります。

3 補助率 定額

4 関連事業（優先採択等の措置を実施）

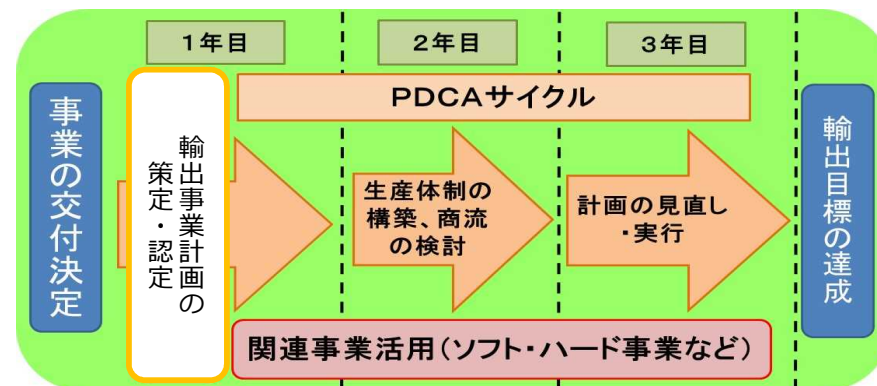
（関連事業は各事業の仕組みで実施）

・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ・食品産業の輸出向けHACCP等
対応施設整備事業 ・浜の活力再生・成長促進交付金 等

※GFPグローバルづくり推進事業を活用せずに、輸出事業計画の認定を得て、関連事業の優先採択等を活用することもできます。

＜関連事業の活用例＞HACCP等対応の施設改修・導入、
輸出向け機械・施設の整備、輸出に必要な認証取得支援等
【お問い合わせ先】

＜事業イメージ＞



輸出産地のイメージ



ベトナム輸出対策済みナシ畑



EU輸出対策済み棚上げ盆栽



オーガニック茶畑



対米・EU向け牛肉加工施設

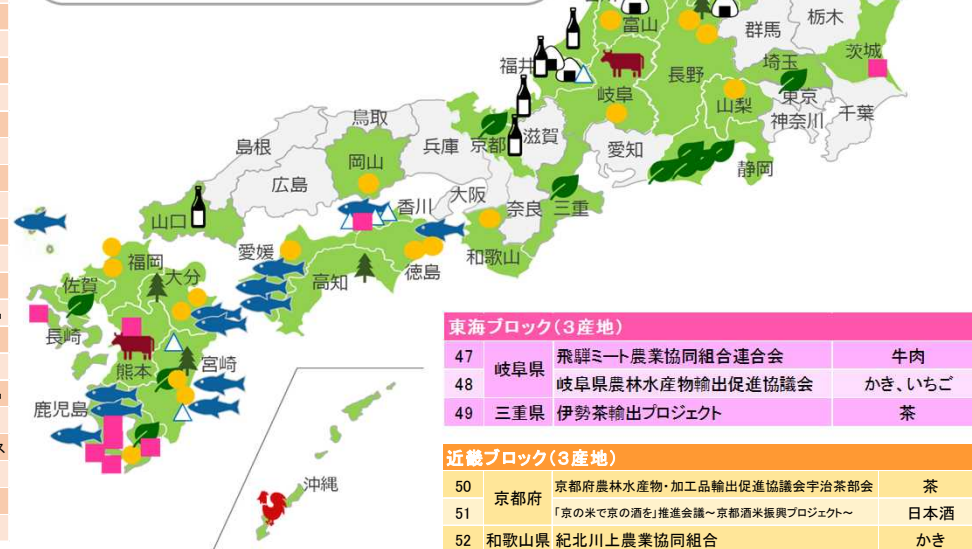
令和4年度 GFPグローバル産地づくり推進事業 採択産地

(令和4年10月現在)

中国四国ブロック(15産地)		
53	岡山県 全農岡山県本部	もも・ぶどう
54	山口県 やまぐちの農林水産物需要拡大協議会	日本酒
55	(株)販東食品	かんきつ・かんきつ加工品・茶
56	徳島県 西地食品(有)	かんきつ・しょうが加工品
57	徳島県 徳島魚市場(株)	ぶり・鮮魚・水産加工品
58	香川県 香川県漁業協同組合連合会	ぶり
59	香川県 石丸製麺(株)	麺類
60	香川県 大平やさい(株)	レタス
61	香川県 ヤマロク醤油(株)	醤油
62	香川県	冷凍麺
63	愛媛県 愛媛県漁業協同組合	まだい
64	愛媛県	すま
65	愛媛県 愛媛県漁業協同組合	ぶり・まだい
66	えひめ愛フード推進機構	かんきつ
67	高知県 高知米国市場開拓協議会	製材

九州・沖縄ブロック(30産地)		
68	福岡県 九州農産物通商(株)	かき・かき加工品
69	九州農産物通商(株)	かんきつ
70	佐賀県 うれしの茶グローバル産地協議会	茶
71	(株)アグリ・コーポレーション	かんしょ・かんしょ加工品
72	長崎県 対馬水産(株)	穴子・穴子加工品
73	(株)杉本本店	牛肉
74	(株)イチゴラス	いちご
75	大分県 大分県漁業協同組合	ぶり
76	大分県 大分県農業協同組合	ぶどう
77	大分県 大分県農業協同組合	かんきつ
78	日田木材協同組合	製材
79	(株)マルハニチロAQUA アクア事業所	ぶり
80	(株)ネイバーフッド	かんきつ
81	黒瀬水産(株)	ぶり
82	(株)かぐらの里	かんきつ
83	宮崎県 ジャパンキャビア(株)	キャビア
84	(株)高千穂ムラたび	甘酒・米菓子
85	南九州輸出茶コンソーシアム	茶
86	(株)MOMIKI	ソース混合調味料
87	(株)杉本商店	乾しいたけ
88	鹿児島県 鹿児島製茶(有)	茶
89	(有)かごしま有機生産組合	かんしょ・かんしょ加工品
90	東町漁業協同組合	ぶり
91	(有)大崎農園	だいこん
92	鹿児島県 鹿児島県経済農業協同組合連合会	かんしょ・かんしょ加工品
93	鹿児島県 鹿児島県漁業協同組合連合会	ぶり
94	(株)指宿やさいの王国	かんしょ・キャベツ・レタス
95	(株)大吉農園	キャベツ・かぼちゃ
96	枕崎水産加工業協同組合	かつお
97	沖縄県 琉球飼料・瀬底養鶏場・エングループ輸出拡大コンソーシアム	鶏卵

北陸ブロック(18産地)		
29	にいがた有機農業輸出促進協議会	コメ
30	新・新潟米ネットワーク(同)	コメ
31	(株)想樹	梨
32	新潟県 新潟県酒造組合	日本酒
33	新潟県 新発田市米輸出促進協議会	コメ
34	(株)くにみ農産	コメ・かき・かき加工品・そば加工品
35	(有)エコ・ライス新潟	コメ
36	越後製菓(株)	コメ加工品・バックご飯
37	(同)新潟小規模蒸溜所	ウイスキー
38	弥彦村	枝豆加工品
39	(有)グリーンパワーなのはな	コメ・コメ加工品
40	(農)富山干柿出荷組合連合会	干柿
41	石川県 (有)わくわく手づくりファーム川北	クラフトビール
42	(株)エコファームみかた	梅酒
43	(株)ペントフォー	コメ・コメ加工品
44	福井県 福井県農業協同組合	コメ
45	(株)マイセンファインフード	大豆加工品
46	シンフォニー吉田酒造(株)	日本酒



東海ブロック(3産地)		
47	岐阜県 飛騨ミート農業協同組合連合会	牛肉
48	岐阜県 岐阜県農林水産物輸出促進協議会	かき、いちご
49	三重県 伊勢茶輸出プロジェクト	茶

近畿ブロック(3産地)		
50	京都府 京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会宇治茶部会	茶
51	「京の米で京の酒を」推進会議～京都酒米振興プロジェクト～	日本酒
52	和歌山県 紀北川上農業協同組合	かき

北海道ブロック(7産地)		
1	新ブランド農産物生産組合 あつさぶ農匠	かぼちゃ
2	新篠津村農業協同組合	コメ
3	新篠津村農業協同組合	たまねぎ
4	北海道 栗山町日本酒輸出拡大連携協議会	日本酒・酒米加工品
5	十勝清水町農業協同組合	大豆・小豆加工品
6	中札内村農業協同組合	枝豆加工品
7	北海道産畜肉輸出産地形成コンソーシアム	牛肉・豚肉

東北ブロック(9産地)		
8	いわて農林水産物国際流通促進協議会	りんご
9	岩手県 いわて農林水産物国際流通促進協議会	牛肉
10	いわて農林水産物国際流通促進協議会	コメ
11	南気仙沼水産加工事業協同組合	サメ肉
12	宮城県 (株)ヤマナカ	牡蠣
13	石巻食品輸出振興協議会	水産加工品・鮮魚
14	秋田県 大湯村農産物・加工品輸出促進協議会	コメ・コメ加工品
15	山形県 朝日町果樹組合連絡会議	りんご
16	(株)マンカウィル東北	りんご・もも

関東ブロック(12産地)		
17	茨城県 なめがたしおさい農業協同組合	かんしょ
18	埼玉県 狭山茶輸出促進協議会	茶
19	山梨県 アグベル(株)	ぶどう
20	(株)小池えのき	エノキタケ加工品
21	(株)フルプロ	りんご
22	長野県 (株)秀果園	りんご・ぶどう・ぶどう加工品
23	(有)小柳農園	コメ・コメ加工品
24	(株)MARUMAGO	茶
25	MATCHA KAORI JAPAN (株)	茶
26	静岡県 静岡県茶業振興協議会	茶
27	(株)流通サービス	茶
28	(株)かけがわ有機の郷	茶

2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和 3 年度補正予算額 43,291百万円】

<対策のポイント>

5 兆円目標の実現に向け、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円〔2025年まで〕、5 兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化【90億円】 (1) オールジャパンでのマーケットイン輸出の取組強化 - 品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の早急な輸出力強化に向けた取組を支援 - 品目団体と連携した、JETROによる輸出事業者サポート、JFOODOによる重点的・戦略的プロモーション、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援 - コメ・コメ加工品の海外需要の開拓等を支援 - 日本食・食文化の情報発信等を実施 (2) 海外での輸出支援体制の確立 - 主要な輸出先国・地域において、JETRO海外事務所と在外公館等が連携した輸出支援プラットフォームを立ち上げ、輸出事業者を支援する体制を整備 - 有望な海外市場への物流・商流づくりなどの戦略的サプライチェーンの構築を支援 - 輸出を牽引する現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した日本産食材等の販路拡大等の取組を支援 等	2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し【94億円】 (1) 輸出産地・事業者の育成・展開 - GFPを活用した、輸出事業計画の策定・実行や輸出産地サポーターの取組強化を通じた輸出産地の育成、規制・ニーズに対応した地域の特色ある加工食品の開発・改良等を支援 - 輸出に取り組む事業者等へのリスクマネーの供給を支援 (2) 一貫したコールドチェーンによる輸出物流の構築 - 輸出物流ネットワーク構築に向けた環境調査、地方の港湾・空港も活用した最適な輸送ルートのためのモデル実証、設備・機器導入等を支援 (3) 畜産物輸出コンソーシアムの推進 - 畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者で組織するコンソーシアム（事業共同体）が取り組む、商流の構築や輸出先国の求めに応えるための取組等を支援 等
3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等【249億円】 (1) 輸出促進に向けた環境整備 - 製品仕様の変更に伴う経費、輸出施設のHACCP等認定加速化、インポートトレランス申請、畜産物モニタリング検査、コメ・コメ加工品の輸出に必要な規制対応等を支援 - 加工食品の国際標準化対応や我が国の規格認証の普及等、輸出先国ニーズの対応に向け、食品産業の課題解決の取組を支援 (2) 輸出先国の規制や需要に対応した加工施設等の整備 - 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備を支援 - 農産物等の輸出拡大に必要な集出荷貯蔵施設、コールドチェーン対応型の卸売市場等の整備を支援 - 大規模な水産物流通・生産の拠点での共同利用施設・養殖場等の一体的整備を支援 - 畜産物の輸出拡大を目的とした食肉処理施設の再編等を支援 (3) 日本の強みを守るための知的財産対策の強化 - 海外での品種登録・育成者権侵害対策、品種登録審査に必要な栽培試験施設の整備を支援 (4) その他 - 木材製品等の国際競争力強化に向け、経営者育成や輸出先国のニーズに対応した製品・技術開発、販売促進活動や重点プロモーション活動等を支援	

39等

2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和 4 年度予算概算決定額 10,787 (9,908) 百万円】
（令和 3 年度補正予算額 43,291 百万円）

<対策のポイント>

5 兆円目標の実現に向けて、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円 [2025年まで]、5 兆円 [2030年まで]）

<事業の全体像>

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化 【35億円】 (1) マーケットインによる海外での販売力の強化 - 品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の輸出力強化に向けた取組を支援 - J E T R O・J F O O D Oが行う、品目団体等と連携した販路開拓や戦略的プロモーション等を支援 - 主要な輸出先国・地域において、J E T R O海外事務所を活用し、在外公館等と連携してプラットフォームを立ち上げ、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援 - 海外料理人の育成や日本産食材サポーター店の拡大、海外消費者等に対する情報発信等を通じた日本食・食文化の魅力発信を支援 (2) 食産業の海外展開の後押し - 食産業の海外展開を促進するため、官民協議会を通じた海外展開への支援、実践的な海外展開ガイドラインの策定等を実施	2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し 【14億円】 (1) 輸出産地の育成・展開 - 輸出産地サポーター等を活用した輸出産地の育成、輸出産地による輸出事業計画の策定や実行の取組を支援 - G F Pを活用した、輸出産地サポーターの活動強化、輸出産地を海外市場と繋げる地域輸出商社等の輸出事業者の育成等を実施 - 輸出リスクに対応し、融資を円滑化するため、信用保証に係る保証料を支援 (2) 地域産業の強みを活かした加工食品の輸出の取組支援 - 地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画した地域食品産業連携プロジェクト（L F P）を構築して行う、社会的課題解決と経済的利益の両立を目指した持続可能な新たなビジネスモデルの創出を支援
3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等【59億円】 (1) 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 - 政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析、輸出先国が求める植物検疫上の要求事項を満たすための体制構築等を実施 (2) 輸出手続の円滑化、利便性の向上 - 研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入、輸出証明書の発行場所の拡大に向けた体制整備等を支援 (3) 生産段階での食品安全規制への対応強化 - 輸出施設のH A C C P等認定、畜水産物モニタリング検査、インポートトランス申請、国際的認証取得・更新等を支援 (4) 輸出向け施設の整備 - 食品産業に対する輸出向けH A C C P等対応施設の整備を支援 - コンソーシアム（畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織する事業共同体）が取り組む、畜産物の流通構造の高度化等に必要な施設の整備等を支援 (5) 知的財産の流出防止、侵害対策 - 海外での品種登録、東アジア地域における共通の出願審査システムの導入による審査協力体制の構築、海外での防衛的許諾、加工品等のG I登録等を支援、相手国における我が国G Iの不正使用等の監視を強化	

5 兆円目標に向けた更なる輸出拡大を目指す 40

2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和 5 年度予算概算要求額 14,130 (10,787) 百万円】

<対策のポイント>

5 兆円目標の実現に向けて、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円 [2025年まで]、5 兆円 [2030年まで]）

<事業の全体像>

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化 【46億円】

（1）マーケットインによる海外での販売力の強化

- ・ マーケットイン輸出の実現に向けて品目団体、JETRO及びJFOODOが連携して行う販路開拓、市場調査や商流構築などの輸出力強化に向けた取組を支援
- ・ 主要な輸出先国・地域において、JETRO海外事務所を活用し、在外公館等と連携して輸出支援プラットフォームを設置・運営し、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援
- ・ 海外料理人の育成や日本産食材サポーター店の拡大、日本食・食文化に関する食体験コンテンツの磨き上げ等を支援

（2）食産業の海外展開の後押し

- ・ 食産業の海外展開を促進するため、輸出支援プラットフォーム、官民協議会を通じた海外展開への支援等

2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し 【20億円】

（1）輸出産地・事業者の育成・展開・安定供給体制の強化

- ・ 輸出産地サポーター等を活用した輸出産地の育成、輸出産地による輸出事業計画の策定や実行の取組を支援
- ・ GFPを活用した、産地・事業者への輸出診断や商流構築など輸出熟度や規模に応じた伴走支援、輸出支援プラットフォーム等と連携したセミナーなどの取組を支援
- ・ 輸出リスクに対応し、融資を円滑化するため、信用保証に係る保証料を支援

（2）地域産業の強みを活かした加工食品の輸出の取組支援

- ・ 加工食品のPR・実証試験・輸出人材の育成、商品開発に必要な機械の整備等の地域の中小食品製造業者、商社等の関係者が連携して行う輸出促進の取組を支援等

3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等【75億円】

（1）規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化

- ・ 政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析、輸出先国が求める植物検疫上の要求事項を満たすための体制構築等を実施

（2）輸出手続の円滑化、利便性の向上

- ・ 研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入、輸出証明書の発行場所数の増加に向けた体制整備等を支援

（3）生産段階での食品安全規制への対応強化

- ・ 輸出施設のHACCP等認定、畜水産物モニタリング検査、インポートトレランス申請、国際的認証取得・更新、施設登録規制への対応等を支援

（4）輸出向け施設の整備

- ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備を支援
- ・ コンソーシアム（畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織する事業共同体）が取り組む、食肉の流通構造の高度化等に必要な施設の整備等を支援

（5）知的財産の実効的な管理・保護と海外流出の防止

- ・ 育成者権管理機関が育成者権者に代わって行う知的財産権の管理や国内外の侵害への警告・訴訟対応等の取組、国内外におけるGIの侵害対応等を支援等

5 兆円目標に向けた更なる輸出拡大を目指す

輸出事業者向け補助事業等の検索方法

- ① 下記URLをクリックします。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yosan_setsume.html

- ② 上記ホームページ上の「1. 概要」に添付されているExcelファイルを開きます。

- ③ご関心の支援内容をソート(並び替え)します。事業ごとに動画・資料を掲載していますので、ピンク部分の資料番号のページを確認いただき、何かございましたら事業担当課までご連絡ください。

例:「輸出販路開拓に向けて商社・海外バイヤーとマッチングしたい」をソート

農林水産省

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > 輸出・国際 > 予算事業 > 輸出事業者に対する輸出予算の説明会

輸出事業者に対する輸出予算の説明会

農林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)会員をはじめ輸出に取り組む事業者向けに、農林水産省「輸出事業者に対する輸出予算の説明会」の動画を令和4年2月4日よりオンラインにて配信いたします。

施設整備や規制対応に係る支援・海外プロモーション支援・輸出販路開拓に向けた支援など、皆様の輸出ビジネス拡大に活用いただける補助事業等を農林水産省担当よりわかりやすく紹介させていただきます。

1. 概要

令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算における輸出のための補助事業等について説明動画と資料を令和4年2月4日に公開しました。

この説明会では、現在公募中又は今後公募が予定されている補助事業等をご紹介します。

また、ご紹介する事業と各事業が対応する支援二重や対象品目について、以下のとおり輸出予算逆引き表を作成しましたのでご活用ください。

輸出予算逆引き表(EXCEL: 40KB)

クリック

[illegible]

「世界に売り込め！ほくりく輸出サポートメール」の配信

農林水産物・食品の輸出関連情報をタイムリーにお届けします！

北陸農政局では、輸出促進事業、輸出先国・地域における規制の情報、輸出施策情報など、当局が所掌する輸出関連情報をお届けする「世界に売り込め！ほくりく輸出サポートメール」の配信を行っております。

毎月1回（5日頃）の定期便＋臨時便の配信で、最新の情報をタイムリーにお届けしており、農林水産物・食品の輸出に携わっている幅広い関係者の皆様に、輸出促進の一助にしていきたいと思っております。

「輸出サポートメール」の主な構成

- （１）新着情報：報道発表等の最新情報、説明会やイベント等の開催案内
- （２）補助事業：輸出関連の補助事業情報
- （３）施策情報：GAP、HACCP、GI、農泊、動植物検疫等の施策情報

申込みはこちらの
QRコードから



お申込みはこちらでも → <http://www.maff.go.jp/hokuriku/food/export/mm.html>

農林水産物・食品輸出基盤強化資金（日本政策金融公庫法の特例）

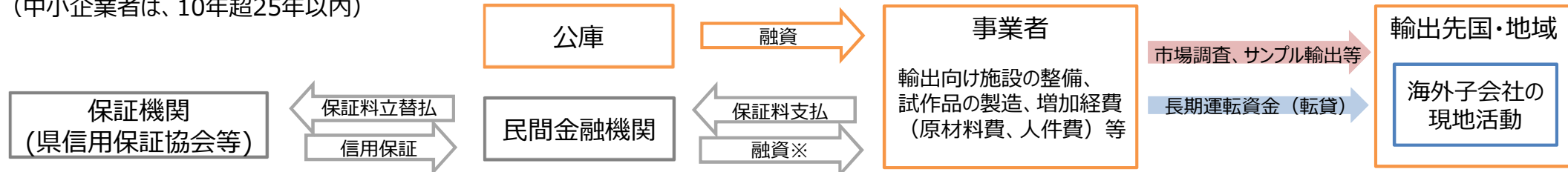
(改正輸出促進補施行（R4.10.1）からスタート)

- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、
 - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金。**
 - ② **非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。**
 - ③ **償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。**

資金の概要

- 1 **貸付対象者** 認定輸出事業者（農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等）
- 2 **貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（民間金融機関との協調融資を想定）
- 3 **資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
 - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用
例：EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
 - ② 長期運転資金
例：商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費（原材料費、人件費など）
 - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金
（転貸に必要な資金の使途は①・②。）

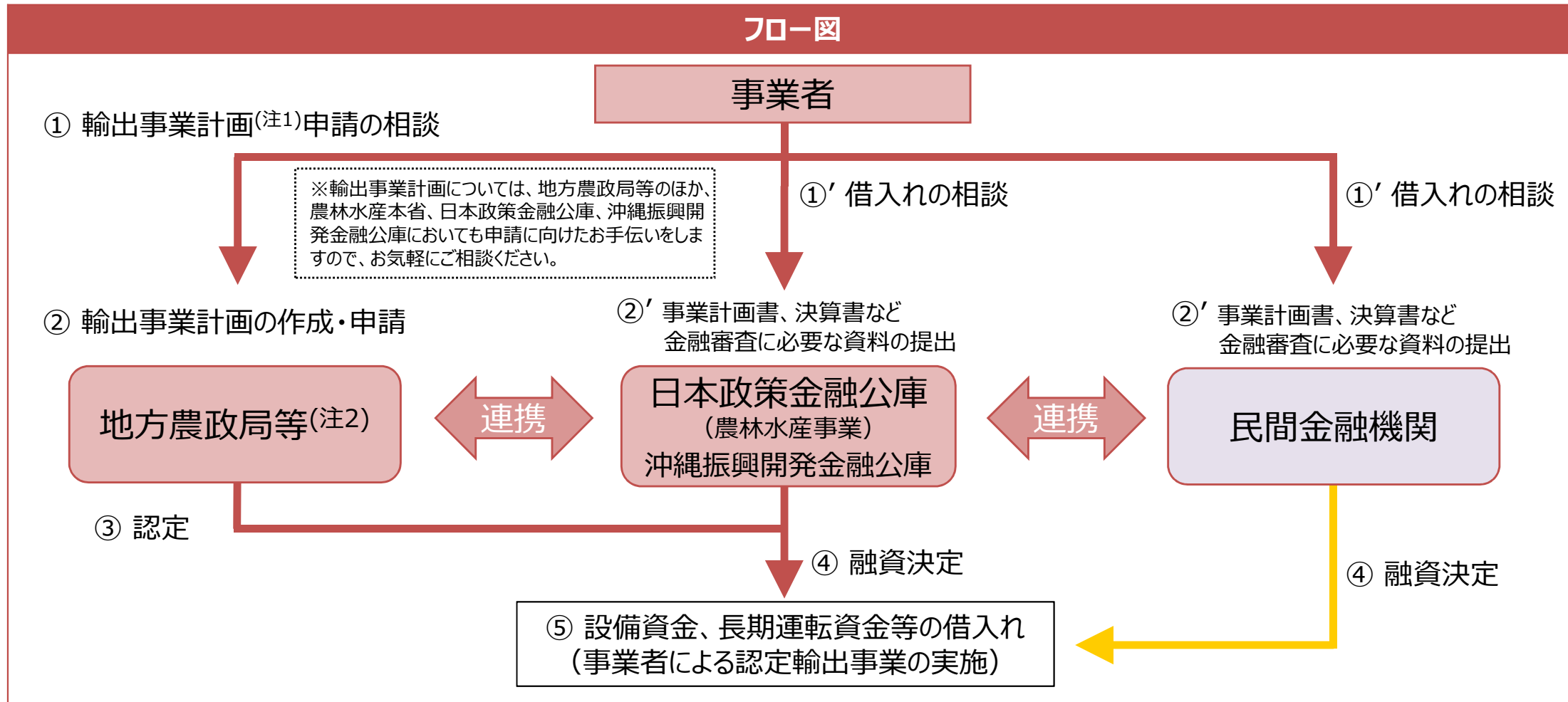
- 4 **償還期限**
25年以内（うち据置期間 3 年以内）
（中小企業者は、10年超25年以内）



※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の令和4年度予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）の借入手続きについて

- 公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）を借り入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省（地方農政局等）から認定を受ける必要があります。
- 公庫・民間金融機関への借入の相談と平行して、地方農政局等に対し輸出事業計画の申請に向けた相談を開始してください。
- 融資の決定に当たっては公庫による金融審査があります。



(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に提出してください。

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置（租税特別措置法にて別途措置）

（令和4年10月1日からスタート）

- 農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

特例の概要

- 輸出促進法の改正を前提に、改正法の施行から令和5年度末までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、
 - ① 機械装置は30%、
 - ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる。

特例の要件

- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

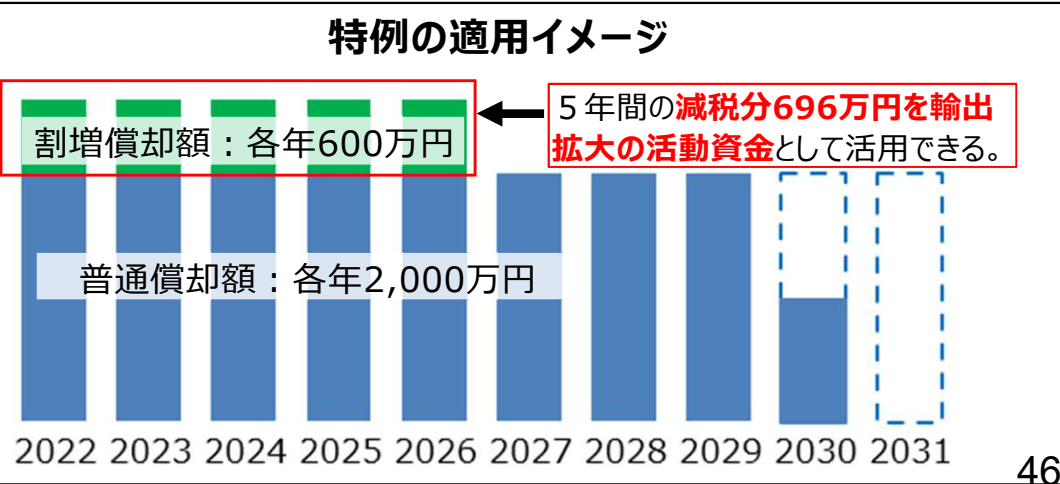
年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- ③ 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金を受けないこと

割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間に於いて、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

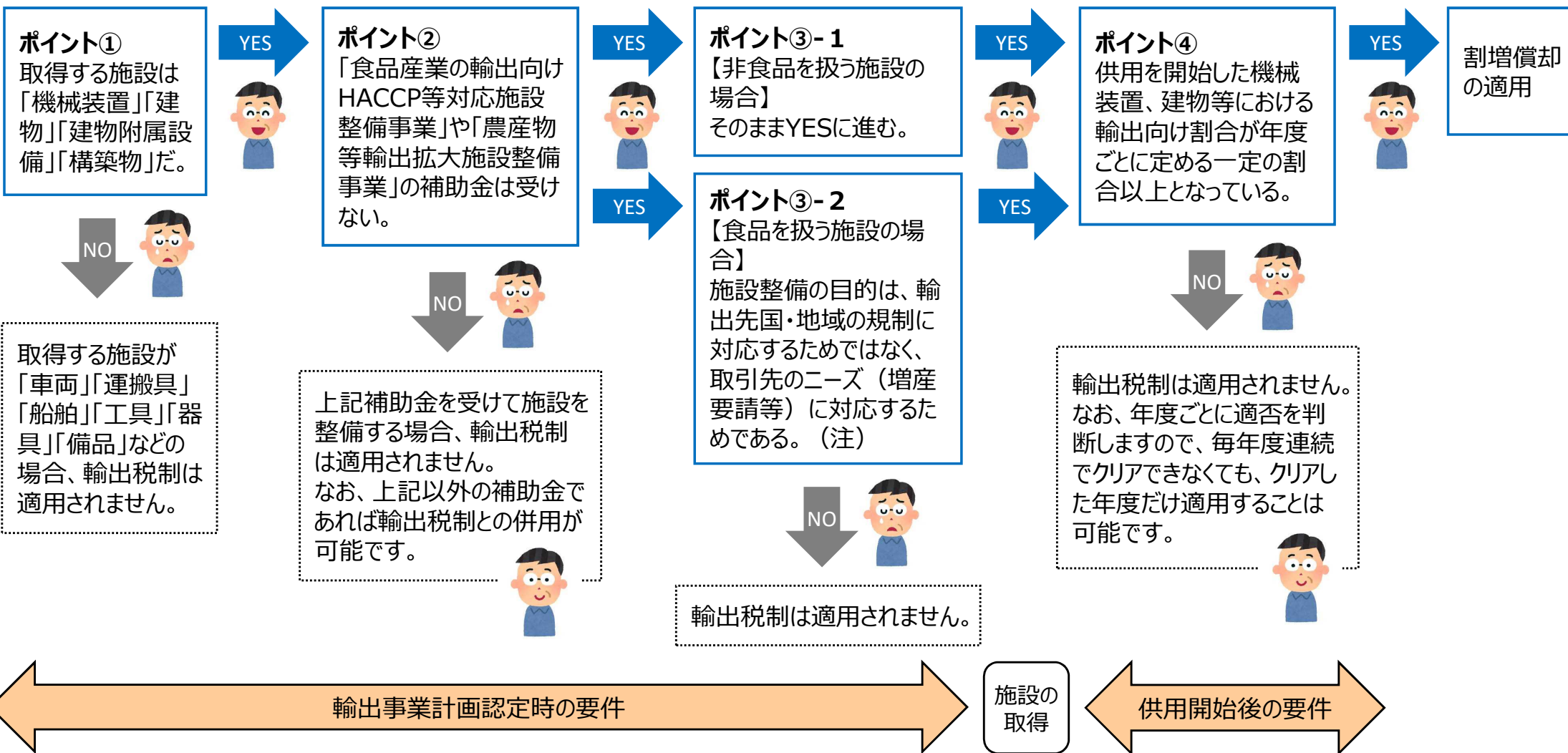
※1 普通償却額（2,000万円）×割増償却率（30%）＝600万円
※2 割増償却額（600万円）×法人税率（23.2%）≒139万円



輸出税制の適用を受けるための判断チャート表（4つのポイント）

スタート

ゴール



（注）①輸出促進法第17条に基づき輸出先国・地域の政府機関（中国、シンガポール等）から適合施設の認定を受けるための対応、対米HACCPや対EU-HACCPへの対応などは規制対応となり、本税制の対象になりません。

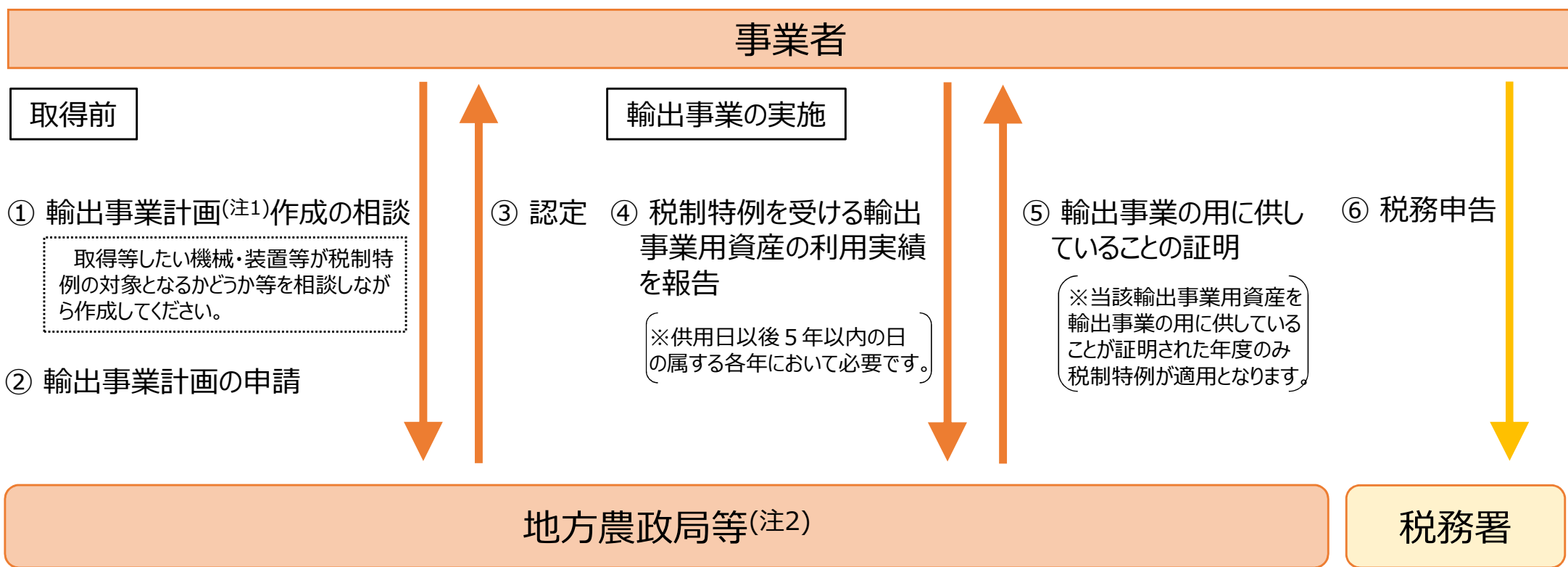
②一方、①の施設内においても、取引先からの増産要請等に対応するため、新たに機械装置を整備してラインに組み込む場合などはニーズ対応となり、本税制の対象になります。



輸出事業用資産の割増償却を受けるための手続きについて

- 税制特例を受けるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省（地方農政局等）から認定を受ける必要があります。
- 輸出事業に必要な機械・装置、建物等を取得等したい場合には、各種補助金の利用等も含めて、地方農政局等に前広にご相談ください。
- また、税制特例の適用については、取得等した機械・装置、建物等を輸出事業の用に供しているか、毎年度（供用日から5年間）、地方農政局等の証明を受ける必要があります。

フロー図



(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画の相談・申請、実績の報告等は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に行ってください。

税制の対象となり得る施設整備の例①

○ 水産加工施設

1 整備を行う趣旨

- ・ 冷凍ホタテ貝柱の輸出に手応えがあるが、計量・包装工程を手作業で行っており、生産能力が低いことが課題。
- ・ 計量・包装ラインを整備し、生産能力を強化。

2 整備内容

- ・ 自動計量・包装・梱包設備 等



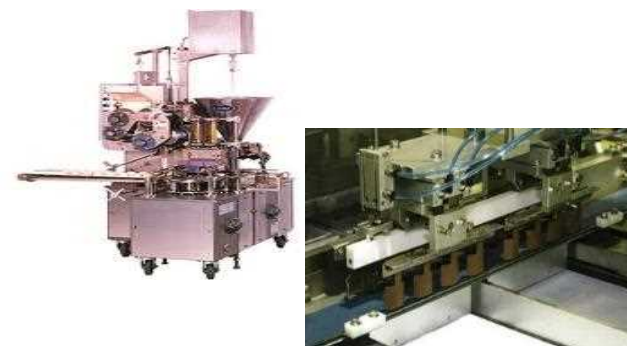
○ 加工食品製造施設

1 整備を行う趣旨

- ・ 高まる海外需要に応えるため、グルテンフリー・ノンミート餃子を製造。
- ・ 専用工場化のため製造ラインを整備。

2 整備内容

- ・ 餃子製造用機械
- ・ トレー詰め機 等



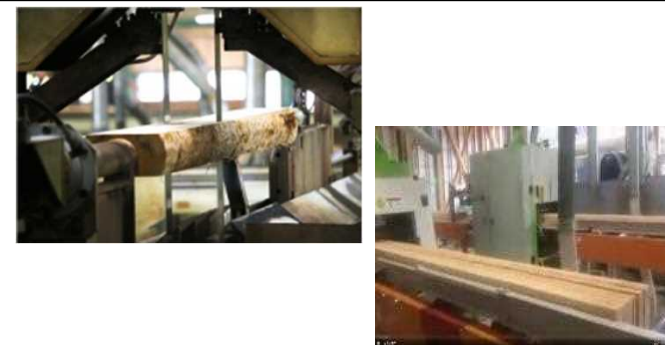
○ 木材加工施設

1 整備を行う趣旨

- ・ 米国で流通する木材の規格に合わせて木材を加工するため、対応できる製造ラインを整備。

2 整備内容

- ・ 製材設備
- ・ 板引き設備 等



税制の対象となり得る施設整備の例②

○ 物流拠点施設

1 整備を行う趣旨

- ・ リーファーコンテナに常温の外気が入ると結露が発生し、農産物等に影響。
- ・ バンニング時の機密性を保持し、コールドチェーンを確保するため、ドックシェルターを整備。

2 整備内容

- ・ ドックシェルター
(既存の冷蔵・冷凍倉庫を活用)



○ 青果集出荷施設

1 整備を行う趣旨

- ・ 長期間の輸送・保管に耐えるため、高度な鮮度保持処理を行う施設を整備。
- ・ また、海外の求める規格に適合したものを選別。

2 整備内容

- ・ 予冷・貯蔵倉庫



○ 酒類製造施設

1 整備を行う趣旨

- ・ 代理店を通していない当社の商品が劣悪な環境で流通し、現地で競合。ブランドを毀損。
- ・ トレーサビリティのため商品毎にQRコードを印字。

2 整備内容

- ・ レーザー印字装置、
- ・ トレーサビリティシステム 等



QRコードをレーザー印字した王冠

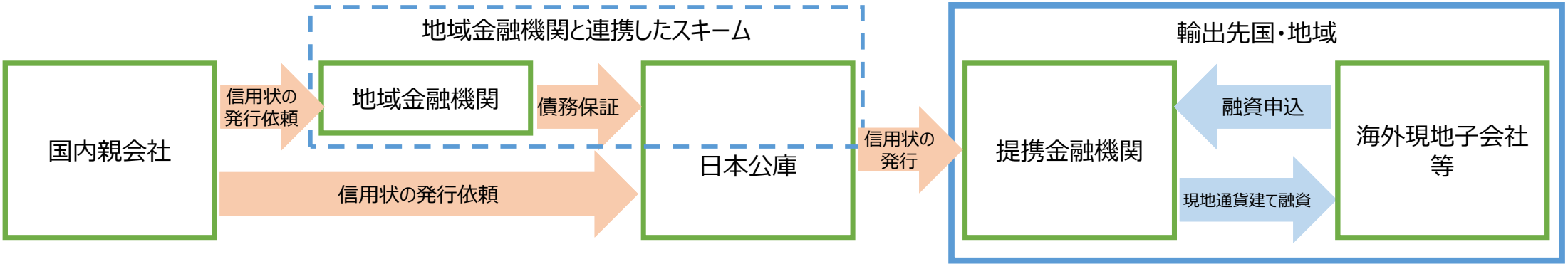
日本政策金融公庫によるスタンバイ・クレジット（日本政策金融公庫法の特例）

- 輸出の促進に必要な、海外での事業展開に関し、海外現地子会社等が、海外に拠点を有する提携金融機関から現地通貨建ての融資を受けるにあたり、その債務を保証するために日本公庫が信用状（スタンバイ・クレジット）を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援。

制度利用のメリット

- 海外での円滑な資金調達
日本公庫が発行する信用状を担保に活用し、提携金融機関から円滑に日本公庫の信用力を勘案した金利で融資を受けることができる。
- 為替リスクの回避
現地流通通貨にて借入を行うことで、現地の事業活動で得た資金をそのまま返済に充てることができ、資金調達・返済にかかる為替リスクを回避できる。
- 国内親会社の財務体質の改善
海外現地子会社等が国内親会社から資金調達(出資受入や借入)する場合に比べ、国内親会社のバランスシートがスリム化できる。
- 海外での経営管理体制の強化
本制度の利用をきっかけとして、提携金融機関との取引を開始・拡大し、海外での資金調達や情報収集の強化を図ることができる。

スキーム図



提携金融機関

- 平安銀行（中国） ■ インドステイト銀行（インド） ■ バンクネガラインドネシア（インドネシア） ■ 山口銀行（日本）【対象地域：中国】
- 名古屋銀行（日本）【対象地域：中国】 ■ 横浜銀行（日本）【対象地域：中国】 ■ KB 国民銀行（韓国） ■ CIMB 銀行（マレーシア）
- バルデ銀行（メキシコ） ■ メトロポリタン銀行（フィリピン） ■ ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール） ■ 合作金庫銀行（台湾）
- バンコック銀行（タイ） ■ ベト・イン・バンク（ベトナム） ■ HDバンク（ベトナム）（本店所在地の英語名のアルファベット順）

③ その他の支援策



農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の概要

品目団体 生産から販売までの関係者が連携し、オールジャパンで輸出拡大活動に取り組む

1. 品目団体の構成

- 生産、製造、流通、販売等、輸出に係る関係者が緊密な連携により活動を実施。
- 輸出促進業務を行うことができる組織体制（知識・能力）を有する法人であることが必要。

（会員例） 生産・製造分野：生産者、生産者団体、食品メーカー
流通分野：卸売業者、流通業者団体、運送業者 等
販売分野：輸出商社 等

2. 品目団体の業務

【必須業務】

- 輸出先国の市場・輸入条件（規制）等の調査・研究
- 商談会への参加、広報宣伝等による需要開拓
（例）見本市へオールジャパンで出展、バイヤー向け商談会・セミナー開催、ジャパブランド広報の実施
- 輸出に関する事業者への情報提供・助言
（例）輸出専門家による相談窓口を設置

【任意業務】

- 輸出促進に必要な包材・品質等の規格の策定
- 輸出のための取組みを行う事業者から拠出金を収受し、輸出促進の環境整備に充てる仕組みづくり（任意のチェックオフ）



バイヤーとの商談



店頭プロモーション



輸送時に潰れた段ボールと実割れの発生



輸送規格を作成し荷潰れを防止

認定

政府

農林水産・食品輸出分科会を通じ
実行的な活動のための連携

JETRO、JFOODO

認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の体制イメージ

- 品目の生産から販売までの関係者が連携し、オールジャパンで輸出拡大活動に取り組む。関係者は団体に加入することで、団体から情報提供を受けたり、団体が実施する販促活動に参加するなどのメリットを享受。
- 国、JETRO等が団体の取組を支援。

<認定団体の体制イメージ>

認定農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）

事務局

品目の関係者の意見を集約しオールジャパンとしての活動を企画・運営

- ・共通課題、情報の集約
- ・会費等により活動経費を拠出

業界全体の輸出力強化につながる活動を企画・展開

構成員 ※

生産、流通、販売まで幅広い輸出関係者が連携

生産・製造分野

- ・生産者、JA
- ・産地協議会
- ・食品メーカー等

流通分野

- ・卸売業者
- ・運送業者 等

販売分野

- ・輸出商社 等

この他にも必要に応じ、自治体や関係団体等、幅広い関係者と連携し活動を展開

政府

- ・法律による認定
- ・活動支援

JETRO FAMIC

助言・援助・協力

※構成員・・・直接の会員に加え、会員になっている団体の会員（孫会員）を含むことも団体の判断により可能。

品目団体は年内に15品目の認定を目指す

【既申請品目（3）】 製材、合板、菓子 ※ 認定要件を満たせば10月中に認定

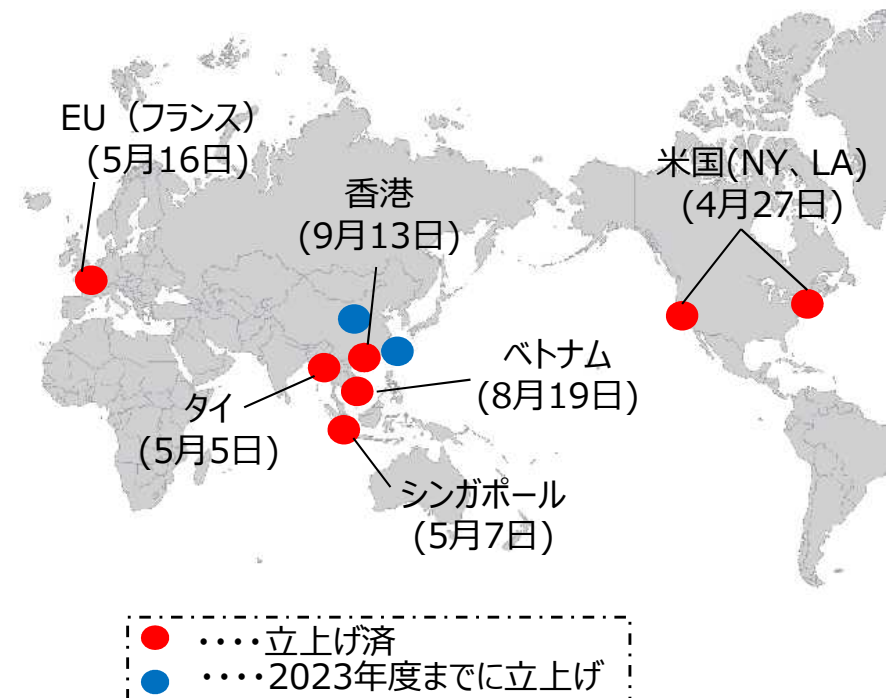
【年内認定を目指す品目（12）】 果樹（りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、野菜（いちご、かんしょ・かんしょ加工品）、切り花、コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品、真珠、清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛

輸出支援プラットフォームの設置について

輸出実行戦略改訂版（令和3年12月 農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議）において、輸出支援プラットフォームについて以下のとおり明記された。

- 主要な輸出先国・地域において、在外公館、JETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラットフォームを形成
- まずは、2023年度までに米国、EU、タイ等の8カ国・地域において輸出支援プラットフォームを立ち上げ、順次、市場として有望な重点都市に設立
- プラットフォーム設置候補都市

主要な輸出先国・地域	プラットフォーム設置都市候補
米国	ロサンゼルス
	ニューヨーク
EU	パリ
	ブリュッセル又はアムステルダム
ベトナム	ホーチミン
シンガポール	シンガポール
タイ	バンコク
中国	上海
	北京
	広州
	成都
香港	香港
台湾	台北



輸出支援プラットフォームの活動イメージ

① カントリーレポートの作成

新たな規制の導入、市場の変化、イベント開催情報等、現地の有益な情報をカントリーレポートとして取りまとめ、適時配信。

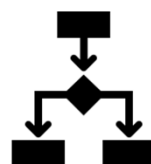


【想定される活動例】

- ・ 新たに導入される規制概要
- ・ 消費者のトレンド
- ・ 現地物流の課題と対処方法等を調査し、レポートを作成の上国内生産者に還流。

② 新たな商流の開拓

マーケットインの発想で海外市場で求められるスペックの産品を専門的・継続的に輸出し、あらゆる形で商流を開拓する体制を整備。



【想定される活動例】

プラットフォームで現地事業者のニーズを発掘し、国内品目団体と協力して現地ニーズを捉えた商談の場を設定。

③ 現地に販売、製造拠点を置く現地法人支援

我が国食産業の発展に貢献する海外展開を行う企業に対し、海外展開の段階ごとの多様な課題に応じた支援を実施。



【想定される活動例】

独)中小企業基盤整備機構のハンズオン支援事業による支援を引継ぎ、現地の法規制等に関する専門家をリスト化して事業者に紹介。

④ 現地日本食レストラン等を組織化し日本食普及

日本産食材サポーター店等、現地レストランや小売店、日本産食材を頻繁に輸入している事業者の組織化を行い、日本食の普及に取り組む。



【想定される活動例】

日本産食材サポーター店、現地レストラン等による自主的な協議会立上げを支援し、政府による各種支援メニューやプロモーションイベント等の情報を随時共有。

輸出支援プラットフォームの窓口情報



農林水産物・食品輸出支援プラットフォームを設置した海外事務所では以下の項目についての相談を受け付けております。
輸出入や海外進出の実務のご相談に対しては、[最寄りのジェトロ](#) にて承ります。

1. カントリーレポートの内容
2. 現地主導での農林水産物・食品プロモーション
3. 農林水産物・食品に関し、これから現地に進出したい企業や既に進出している現地法人からの相談
4. 輸出支援プラットフォーム協議会の活動についてのお問合せ

プラットフォーム設置事務所（予定含む）	担当者	電話番号	E-mail アドレス
ロサンゼルス	木村	1-213-624-8855	lag-USPF@jetro.go.jp
ニューヨーク	荒	1-212-997-0400	lag-USPF@jetro.go.jp
パリ	佐野	33-1-42-61-27-27	food-prs@jetro.go.jp
バンコク	谷口	66-2-253-6441	ThaiPF_Japanfood@jetro.go.jp
ホーチミン	井田、ズン	84-28-3821-9363	VNPF_Japanfood@jetro.go.jp
シンガポール	事業担当者	65-6221-8174	AFA@jetro.go.jp
上海	高島	86-21-6270-0489	PCS-Food@jetro.go.jp
北京	草場	86-10-6513-7077	pcb@jetro.go.jp
広州	秋葉	86-20-8752-0060	pcg-mkt@jetro.go.jp
成都	内田	86-28-87796693	pcc@jetro.go.jp
香港	山崎	852-2526-4067	hkgevent@jetro.go.jp

担当部課

ジェトロ農林水産物・食品課

Tel: 03-3582-4966 / E-mail AFA@jetro.go.jp

農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）の取組

- **GFP（ジー・エフ・ピー）** は、Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Projectの略称。農林水産省が推進する**日本の農林水産物・食品の輸出プロジェクト**。
- 平成30年8月31日に農林水産物・食品の輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等のサポートと連携を図る「**GFPコミュニティサイト**」を立ち上げ。
- 当該サイトに登録した者を対象に、農林水産省がジェトロ、輸出の専門家とともに産地に直接出向いて輸出の可能性を無料で診断する「**輸出診断**」を平成30年10月から開始。



GFP登録者へのサービス提供

○ 農林漁業者・食品事業者へのサービス

- ・ 専門家による無料の輸出診断
- ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・ 輸出商社の「商品リクエスト情報」の提供
- ・ 輸出希望商品の輸出商社への紹介
- ・ 輸出のための産地づくりの計画策定の支援
- ・ メンバー同士の交流イベントの参加
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供

○ 輸出商社・バイヤー・物流企業へのサービス

- ・ GFPコミュニティサイトで事業者同士が直接マッチング
- ・ 生産者・製造業者が作成する「商品シート」の提供
- ・ 「商品リクエスト」の全国の生産者・製造業者への発信
- ・ メンバー同士の交流イベントの参加
- ・ 規制情報等の輸出に関連する情報の提供

GFPの登録状況（令和4年9月末時点）

○ GFP登録者数

区分	登録者数	
	全国	うち北陸
農林水産物食品事業者	3,765	208
流通事業者、物流事業者	2,978	93
合計	6,743	301

（注）北陸管内の登録件数の内訳は、新潟121件、富山65件、石川80件、福井35件。

○ 輸出診断申込状況

区分	全国	うち北陸
輸出診断申込数	1,456	90
うち訪問診断希望者	1,081	63
訪問診断完了数	577	43

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）登録者数（北陸）

【品目別】GFP登録者数



令和4年9月末日現在

	登録数	農林水産物・食品事業者														流通・ 物流事 業者等
		青果 物	コ メ・ コメ 加工 品	水産 物	茶	そ 他加 工品	酒類	畜産	調味 料	菓子	林産 物	麺製 品	飲料	花き	その 他	
新潟県	121	4	36	3	1	10	15	2	2	7	1	2	0	0	4	34
富山県	65	3	20	5	0	0	4	2	2	2	2	2	4	1	1	17
石川県	80	1	10	5	1	6	9	2	5	3	1	0	0	0	2	35
福井県	35	3	1	5	0	3	8	1	4	1	0	1	0	0	1	7
北陸計	301	11	67	18	2	19	36	7	13	13	4	5	4	1	8	93
全国計	6,743	3,765														2,978

※北陸農政局経営・事業支援部 輸出促進課 作成

※GFP事務局から送付されてくる登録者管理簿により北陸農政局輸出促進課で集計。

©Accenture 2022.All Rights Reserved.

あなたを、 生産者の 日本代表にしたい。



1億人ではなく、
100億人を見据えた
農林水産業へ。

四季の豊かなこの国で、だれかを喜ばせたい一心で取り組む生産者のみなさんへ。
海外各国からのニーズが大きくなっている今、みなさんと輸出の成功事例をつくっていきたい。
このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しませんか。農林水産省が全力でサポートします。



こんな方に最適です！

- 輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない！
- ビジネスパートナーを探したい！
- 輸出に関わる情報を効率よく入手したい！

GFPを通じた成約事例も続々と出ています！

登録
無料

参加を希望する方はまずはメンバー登録を。

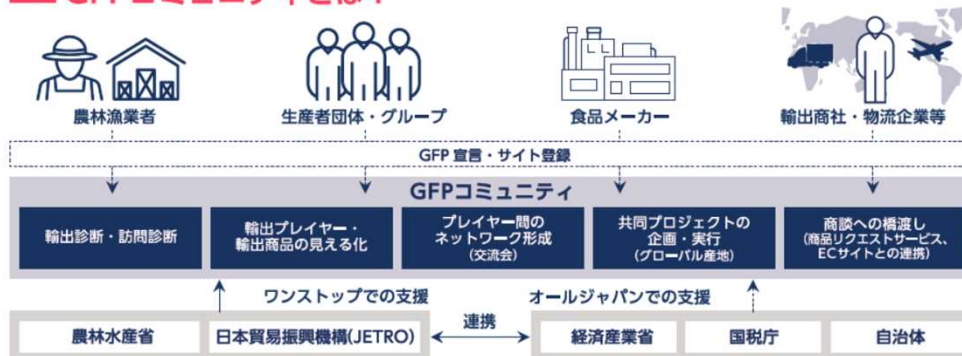
WEB : <http://www.gfp1.maff.go.jp>

問い合わせ先：農林水産省 GFP事務局 Mail : gfp@maff.go.jp



農林水産省

1 GFPコミュニティとは？



- 輸出は、国内出荷と異なり、様々な手続き・規制・言語のハードルや独特の商流が存在し、個々のプレイヤーでは継続的な成果を出すのが困難です。
- こうした課題を乗り越えるため、個々のプレイヤーがビジネスパートナーを見つけ、商談への橋渡しを行うサイトを構築します。
- 併せて、これらのコミュニティでの取組みに対して、行政・JETRO等が一体となって、ワンストップの支援を提供します。

2 GFP登録事業者

農林水産物・食品の輸出に意欲的に取り組もうとする事業者(生産者、食品加工メーカー、商社、物流企業、金融機関など)

3 サービス詳細

- 輸出診断・訪問診断**
農林水産省がJETRO、輸出専門家とともに、生産現場等に訪問またはオンラインにて「輸出の可能性」を無料診断します。
- 訪問診断実施者フォローアップ**
各登録者の課題解消に向けて、GFPビジネスパートナーマッチング・デジタルカタログ・輸出塾等を通じてサポートします。
- GFPコミュニティサイト**
各登録者が、自分の商品やサービスをGFPサイトのマイページで発信したり、気になる事業者に直接コンタクトできます。
- 商品リクエスト**
輸出商社等が現地ニーズに基づく「商品リクエスト」を発信し、生産者との商談につなげるサービスです。
- グローバル産地づくり推進事業**
輸出先国のニーズと規制等に対応し、積極的に戦略を持って輸出への取組を行う産地形成を支援する事業です。
- 交流会・セミナーの開催**
情報交換、交流、知識の習得を目的としたセミナー等、多様なイベントを開催します。
- 情報発信**
会員限定メールの配信、Facebook、GFP関連の情報発信、GFP登録者の発信のシェア等を随時行っております。



GFPコミュニティサイトイメージ



GFPデジタルカタログ(商談資料)



農林水産省



④ 規制等



原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制の緩和・撤廃



- ・ 原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き（規制を設けた55の国・地域のうち、43の国・地域で撤廃、12の国・地域で継続）※1。

2022年7月26日現在

規制措置の内容（国・地域数）		国・地域名
事故後の輸入規制を撤廃（43）		カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ※1、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦（UAE）※1、イスラエル、シンガポール、米国、英国※2、インドネシア
事故後の輸入規制を継続※3（12）	一部都県等を対象に輸入停止（5）	香港、中国、台湾、韓国、マカオ
	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求（7）	E U、E F T A（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）、仏領ポリネシア、ロシア

※1 タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な野生鳥獣肉を除き撤廃。

※2 北アイルランドについては、英EU間の合意に基づき、EUによる輸入規制が継続。

※3 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域



国・地域	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
中国	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料
	新潟	米を除く食品、飼料
香港	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
台湾	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	きのこ類、コシアブラ、野生鳥獣肉
	日本国内の出荷制限措置の対象地域	日本国内の出荷制限措置の対象品目
韓国	青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての水産物
	青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡	米、大豆、小豆、野菜、果物、原乳、飼料、茶の一部品目
マカオ	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水産物・水産加工品

注：中国は10都県以外の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない。

動物検疫協議の状況（食品衛生に関する協議を含む）

- ・ 畜産物の輸出に当たっては、相手国の法令に基づき、食品衛生及び家畜衛生に関するリスク評価を受け、輸出条件について合意するなどの手続が必要。
- ・ これまで、牛肉について32か国、豚肉について6か国、家きん肉について9か国、家きん卵について11か国との間で、輸出条件に合意済み。
- ・ 実行計画に基づき、優先順位の高い品目・輸出先国（地域）に関する輸出解禁協議の他、輸出条件の緩和や、日本国内での家畜伝染病の発生に伴う輸出再開等について、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

輸出解禁に向けた協議

- 中国向け牛肉、家きん肉、家きん卵、乳製品、ペットフード
- 韓国向け牛肉
- パラグアイ向け牛肉
- ロシア向け家きん肉、家きん卵

輸出条件の緩和に向けた協議

- 台湾向け牛肉の月齢制限の撤廃
- 台湾向け家きん卵に関する地域主義^{*1}の適用
- シンガポール向け輸出施設の認定権限の委譲^{*2}
- ロシア向け輸出施設の認定権限の委譲
- 各国向けスライス加工した食肉の輸出

輸出再開・継続に向けた協議

- 日本国内の豚熱・鳥インフルエンザの発生に関する、地域主義の適用の拡大及び継続
- 清浄化後の輸出再開に向けた協議

※ 1 疾病発生国であっても、疾病が発生している地域だけを輸入停止し、それ以外の清浄であると認められる地域からは輸入を認めるという概念

※ 2 施設の認定・登録を相手国政府が行うのではなく、日本政府が行うことにより、事業者の負担を軽減

動物検疫所

動物の輸出入	畜産物の輸出入	海外旅行される方へ	申請・お問い合わせ	動物検疫について
--------	---------	-----------	-----------	----------

ホーム > 畜産衛生条件 > （参考）日本から輸出される食肉の受入れ状況一覧

（参考）日本から輸出される食肉の受入れ状況一覧

【重要なお知らせ】国内において鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、以下の情報に関わらず、家きん及び家きん由来製品について輸出検疫証明書の交付を一時停止しています（2021年11月10日）。

輸出条件交渉状況一覧

- 【輸出可能なもの】
輸出条件：二国間条件を満たす必要があるためリンク先を御確認ください。
○：二国間条件は設定されていませんが、相手国の受入条件を満たせば輸出できます。
- 【輸出できないもの】
輸出不可：相手国から家畜疾病の発生等を理由に、日本からの輸入を停止しています。
●：輸出解禁に向けて二国間で協議中です。
□：輸出解禁のためには二国間での協議を開始する必要があります（現在のところ、協議は行われていません）。
（協議を開始するためには、「農林水産物及び食品の輸出に関する基本方針」に従い、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与する可能性が高い案件として、輸出本部が定める「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に掲載される必要があります [\(外部リンク\)](#)。詳細は、輸出相談窓口（03-6744-7185）までお問い合わせください。）

アジア

国と地域	牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵
香港	輸出条件	輸出条件	輸出条件	輸出条件
マカオ	輸出条件	輸出条件	輸出条件	輸出条件
台湾	輸出条件	輸出不可	□	輸出条件
中国	●	□	●	●
韓国	●	●	□	輸出条件
インドネシア	輸出条件	□	□	□
カンボジア	○	○	○	□
シンガポール	輸出条件	輸出条件	輸出条件	輸出条件
タイ	輸出条件	輸出条件	輸出不可	輸出不可
バングラデシュ	○	□	□	□
フィリピン	輸出条件	□	□	□
ベトナム	輸出条件	輸出条件	輸出条件	□
マレーシア	輸出条件	□	□	□

ミャンマー	輸出条件	□	□	□
モンゴル	○	○	□	□
ラオス	○	□	□	□

中東

国と地域	牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵
アラブ首長国連邦	輸出条件	○※	□	□
オマーン	○	□	□	□
カタール	輸出条件	□	□	□
サウジアラビア	輸出条件	輸出不可	輸出不可	□
バーレーン	輸出条件	□	□	□

※ドバイ首長国連邦に限る。

欧州

国と地域	牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵
EU	輸出条件	輸出不可	輸出条件	輸出条件
スイス	輸出条件	輸出不可	輸出条件	□
ノルウェー	輸出条件	輸出不可	輸出条件	□
リヒテンシュタイン	輸出条件	輸出不可	輸出条件	□
ロシア	輸出条件	輸出不可	●	●
ベラルーシ	輸出条件	輸出不可	輸出不可	□

北米・中南米

国と地域	牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵
米国	輸出条件	□	□	輸出条件
カナダ	輸出条件	輸出不可	輸出不可	輸出不可
メキシコ	輸出条件	□	□	□
ブラジル	輸出条件	□	□	□
アルゼンチン	輸出条件	□	□	□
ウルグアイ	輸出条件	□	□	□
パラグアイ	●	□	□	□

植物検疫協議の状況

- 植物検疫に係る協議（輸出関係）は、現在、14か国・27件に取り組んでいる。2017年度以降では、9か国・18件について、解禁・検疫条件変更。
- 輸出先国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。

輸出先国への要請	植物検疫協議中※1,3		輸出解禁又は検疫条件変更済※3
○ 解禁要請に必要な情報を準備中	輸出先国による 病害虫リスク評価 ※2 の 実施中	検疫条件の協議中	(2017年度以降の実績)
・ タイ ゆず、きんかん	・ カナダ もも、いちご	・ インド スギ	・ 中国 精米（精米工場及びくん蒸倉庫の追加）
・ ベトナム かき	・ ベトナム ぶどう、もも	・ タイ かんきつ類（薬剤処理 の代替措置）、玄米	・ 米国 かき メロン うんしゅうみかん（臭化メチルくん蒸の廃止） 盆栽（ツツジ属及びゴヨウマツ）（網室内での栽培期間の短縮） なし（生産地域の拡大、品種制限の撤廃）
・ 豪州 メロン	・ インド なし	・ 中国 ぶどう	・ ベトナム 玄米 うんしゅうみかん りんご（袋かけに代わる検疫措置の追加）
・ メキシコ ストック種子、 トルコギキョウ種子	・ 米国 さくらの切り枝、 ゆず等かんきつ類	・ フィリピン いちご	・ タイ かんきつ類（輸出生産地域の追加、合同輸出検査 から査察制への移行等）
等	等	・ メキシコ 精米 等	・ 豪州 かき（臭化メチルくん蒸に代わる検疫措置による解 禁） いちご
			・ カナダ りんご（袋かけ又は臭化メチルくん蒸に代わる検疫 措置の追加）
			・ EU 黒松盆栽（錦松盆栽を含む）
			・ インド りんご 等

※1 協議中の案件のうち、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画」に掲載されているものを抜粋
※2 病害虫の侵入・定着・まん延の可能性やまん延した場合の経済的被害の評価
※3 （ ）を記載の案件は、検疫条件変更案件。

諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表):貨物編

本表は令和4年6月30日現在の情報に基づくものです。

【携帯品での検疫条件はこちら】

【郵便物での検疫条件はこちら】

種 類	輸出相手国・地域	くだもの										やさい(果菜)					やさい(葉菜)					やさい(根菜)					コメ		緑茶 (製茶)	備考					
		カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ	ウンシュウミカン	モモ	リンゴ	イチゴ	カボチャ	キュウリ	スイカ	トウガラシ	トマト	ピーマン	メロン	キャベツ	ネギ	ミョウガ	レタス	サツマイモ	ショウガ	ダイコン	タマネギ	ナガイモ			ニンジン	ワサビ	精米	玄米	
アジア	韓国	Q ^{*10-2}	Q	Q ^{*10-2}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	Q ^{*10-1}	x ^{*1}	x ^{*1}	Q	Q ^{*10-2}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	Q ^{*10-2}	x ^{*1}	Q ^{*10-2}	Q	Q	Q	Q	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	Q	x ^{*1}	x ^{*1}	Q	Q	Q	◎			
	台湾	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q	☆	☆	Q	Q	Q	Q	Q	x ^{*1}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*14}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	Q	◎		
	中国	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	Q		
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	フィリピン	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	PQ	PQ	◎		
	ベトナム	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q	Q	Q		
	タイ	☆	☆	☆	☆	x ^{*1}	x ^{*1}	☆	☆	☆	☆	x ^{*1}	☆	☆	x ^{*1}	☆	x ^{*1}	☆	☆	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	x ^{*2}	Q		
	シンガポール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	マレーシア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	◎	PQ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	PQ	PQ	◎	
	インドネシア	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*9}	Q	Q	Q	Q ^{*9}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	
	ブルネイ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}	
	インド	x ^{*2}	x ^{*2}	Q ^{*9}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q ^{*9}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q ^{*9}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q ^{*9}	Q ^{*9}	Q	
	スリランカ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	x ^{*1}	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	x ^{*1}	PQ	PQ	PQ	x ^{*1}	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}
	パキスタン	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}	
中東	アラブ首長国連邦	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*11}		
	バーレーン	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}		
	クウェート	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}		
	オマーン	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}	
	カタール	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}	
	サウジアラビア	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ	PQ ^{*11}	
欧州	E.U.	Q	Q	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q	Q ^{*4}	Q ^{*7-1}	Q	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q	Q ^{*7-3}	Q ^{*8}	Q ^{*7-3}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	◎	◎	
	英国	◎	◎	Q	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q	Q	◎	Q	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q	Q ^{*8}	Q	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	◎	◎	
	スイス	Q	Q	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q	Q	Q ^{*7-1}	Q	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q	Q ^{*7-2}	Q	Q ^{*7-2}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q	◎	◎	◎	
	ノルウェー	◎	◎	Q	Q	Q	◎	Q	Q	Q	Q ^{*8}	◎	◎	◎	◎	◎	Q ^{*5}	◎	Q ^{*5}	◎	◎	◎	Q ^{*5}	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ロシア	Q	Q	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*8}	Q	Q	Q	Q	Q	Q	Q ^{*8}	Q ^{*16}	Q ^{*8}	Q ^{*16}	Q	Q ^{*16}	Q ^{*8}	Q ^{*8}	Q	Q	◎	
北米・中南米	米国(本土)	☆	P ^{*6}	x ^{*1}	☆	x ^{*1}	x ^{*1}	☆	x ^{*1}	☆	P ^{*6}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	x ^{*1}	☆	x ^{*1}	x ^{*1}	P ^{*6}	x ^{*1}	x ^{*1}	◎	x ^{*1}	P ^{*6}	P	x ^{*1}	P ^{*6}	◎	◎	◎	◎			
	カナダ	◎	◎	x ^{*2}	☆	☆	◎	Q ^{*20}	◎	x ^{*2}	☆	x ^{*11}	◎	◎	◎	Q	x ^{*2}	◎	◎	◎ ^{*13}	◎	◎	◎	◎	◎	◎ ^{*13}	x ^{*1}	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	メキシコ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*1}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	◎		
	ペルー	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	◎		
	チリ	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	◎		
大洋州	ブラジル	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	◎		
	オーストラリア	☆	☆	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*17}	x ^{*18}	x ^{*2}	☆	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q ^{*19}	☆ ^{*19}		
	ニュージーランド	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	☆	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	Q ^{*8}	x ^{*2}	x ^{*2}	x ^{*2}	◎	◎	◎		

【本表について】

- ・ 諸外国に植物等を輸出する場合は、輸出相手国が定める輸入に関する植物検疫制度に従う必要があります。
- ・ 本表では、輸出相手国が公表している規則等を元にして各品目に求められている検疫条件を掲載しています。
- ・ 本表に掲載されていない国、品目については、植物防疫所へお問い合わせください。
- ・ ファイル上で国名をクリックすると、その国の品目別検疫条件一覧表をWEB上で参照できます。

【表中の記号について】 ※注意事項1を参照

◎: 植物検疫証明書(注1)無しで輸出できます。

Q: 植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。

P: 輸出相手国の「輸入許可証(注2)」を取得する必要があります。

☆: 二国間合意に基づく特別な検疫条件を満たしたもののみ輸出できます。
[詳細についてはこちら](#)

×: 輸出できません。

(注1: 植物検疫証明書は植物防疫所が行う輸出検査に合格すると発給されます。)
(注2: 輸入許可証は輸出相手国の植物検疫当局で申請・取得します。)

【表中の注釈(*)について】

- *1 輸出相手国が輸入を原則禁止。
- *2 輸出相手国の検疫条件が未設定又は不明。
- *3 北緯30度以南の南西諸島、小笠原諸島、大東諸島で生産されたものの輸出は不可。
- *4 キプロス向けは果実に葉が付いていないこと。
- *5 4月16日～9月30日の期間に輸入される場合は、植物検疫証明書が必要。
- *6 奄美諸島、小笠原諸島、琉球諸島、トカラ列島、火山列島で生産されたものの輸出は不可。
- *7-1 栽培地検査及び消毒が必要。
- *7-2 栽培地検査又は消毒が必要。
- *7-3 栽培地検査及び栽培環境によっては消毒が必要。
- *8 栽培地検査が必要。
- *9 消毒が必要。
- *10-1 四国、九州及び南西諸島で生産されたものの輸出は不可。
- *10-2 九州及び南西諸島で生産されたものの輸出は不可。
- *11 植物検疫の対象とならない場合あり(輸入許可証及び植物検疫証明書が不要)。
- *12 個人消費用は禁止。
- *13 個人消費用は、栽培地検査及び植物検疫証明書が必要。
- *14 南西諸島及び小笠原諸島で生産されたものの輸出は不可。
- *15 輸出相手国に確認中。
- *16 生産された地区によって、輸出相手国が輸入を禁止している場合があります。詳しくは、植物防疫所にお問い合わせください。
- *17 産地の要望に基づく輸出先国の現地検査が終了後、輸出可能。
- *18 オーストラリアにおける国内手続きが終了後、輸出可能。
- *19 引越貨物別送品(UPEs)及び自己査定通関(SAC)貨物(商用サンプル・研究用途を除く)は禁止。
- *20 園地の承認又は消毒が必要。

※注意事項・ご利用方法

1. 利用上の注意

当早見表に掲載されている検疫条件は正確な情報の提供に努めておりますが、元となる諸外国の検疫規則は変更されることがあり、実際の内容と異なっている場合があります。このため、実際の輸出に際しては、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の農業担当当局または植物検疫当局に確認するか、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせいただくことをお勧めします。ご不明点等ありましたら、植物防疫所にお問い合わせください。

また、検疫条件は、各国の植物検疫上での要求であり、**当早見表で植物検疫上は輸入が可能となっている場合であっても、各国の他の法令やワシントン条約等により輸入が制限される場合があります。**

2. 諸外国の輸入許可制度について

輸出相手国の輸入許可に関する照会・手続については、現地輸入者等の関係者を通じて輸出相手国の農業担当当局または植物検疫当局に確認するか、あるいは輸出相手国の在日大使館にお問い合わせください。

【植物の輸出相談窓口】

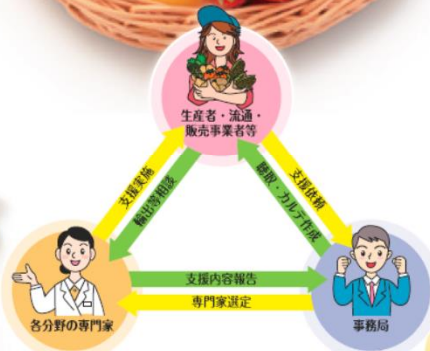
横浜植物防疫所業務部輸出検疫担当	TEL 045-211-7155	／ FAX 045-211-2171
名古屋植物防疫所輸出検疫担当	TEL 052-651-0114	／ FAX 052-651-0115
神戸植物防疫所業務部輸出検疫担当	TEL 078-331-2384	／ FAX 078-391-1757
門司植物防疫所輸出検疫担当	TEL 093-280-4319	／ FAX 093-321-0481
那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当	TEL 098-868-1679	／ FAX 098-861-5500

農産物の輸出に係る課題解決支援のご案内!!

生果実、野菜などの 農産物の輸出 お手伝いします!

相談料
無料

生果実や野菜、お米、盆栽、切り花などの農産物を輸出する際の、輸出先国の植物検疫条件や農薬残留基準などについて、専門家を派遣し課題解決の支援をします。手土産で海外に持ち出す場合もご相談ください。ご相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。



下記へお気軽にご相談ください。

一般社団法人 全国植物検疫協会
輸出先国の規制に係る課題解決支援事務局

TEL 070-1187-1520

FAX: 03 (5294) 1525

※対応時間: 月曜～金曜 (行政機関の休日を除く) 10:00～17:00

Email: support@zenshoku-kyo.or.jp

URL: <http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

住所: 〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-4-3 伊田ビル



農産物の輸出に係る 課題等の解決を 支援します!

各地域にも相談窓口を
設置しています



Step1

ご相談

まずはお電話・FAX、ホームページよりお問い合わせください。輸出に関する意向や現状などに加え、直面している課題等についても「カルテ」として整理します。

Step2

現地体制の構築

事務局がご相談者と共に、具体的な課題と対策を支援方針として明確にした上で、現地の関係者を中心とした現地体制を構築します。

Step3

技術的支援の実施

専門家の現地派遣を中心として、栽培体系、農産物の生育状況、病害虫の発生状況等の実態に応じた技術的支援を実施します。

■北海道地区

(一社) 釧路植物検疫協会内 (釧路市) 070 (1495) 7273
小樽石狩植物検疫協会内 (小樽市) 070 (1548) 6147
(一社) 室蘭植物検疫協会内 (苫小牧市) 070 (1359) 2925

■東北地区

酒田植物検疫協会内 (酒田市) 070 (3176) 8427

■関東地区

(一社) 日本くん蒸技術協会内 (台東区) 070 (1569) 3466
横浜植物検疫協会内 (横浜市) 070 (1188) 4961

■北陸地区

伏木富山新港植物検疫協会内 (射水市) 070 (1461) 5978

■東海地区

東海地区植物検疫協会内 (名古屋市) 070 (1502) 9038

■近畿地区

(一社) 神戸植物検疫協会内 (神戸市) 070 (1186) 2975
(一社) 大阪植物検疫協会内 (大阪市) 070 (3236) 8765
和歌山植物検疫協会内 (和歌山市) 070 (1403) 9276

■中国地区

(一社) 岡山県植物検疫協会内 (倉敷市) 070 (1398) 2752
(一社) 広島県東部植物検疫協会内 (福山市) 070 (1499) 7759

■四国地区

(一社) 香川県植物検疫協会内 (坂出市) 070 (1461) 6169

■九州地区

九州植物検疫協会内 (北九州市) 070 (1452) 6380

■沖縄地区

沖縄植物検疫協会内 (浦添市) 070 (1556) 4312



※対応時間: 月曜から金曜日 (行政機関の休日を除く) 10:00～17:00

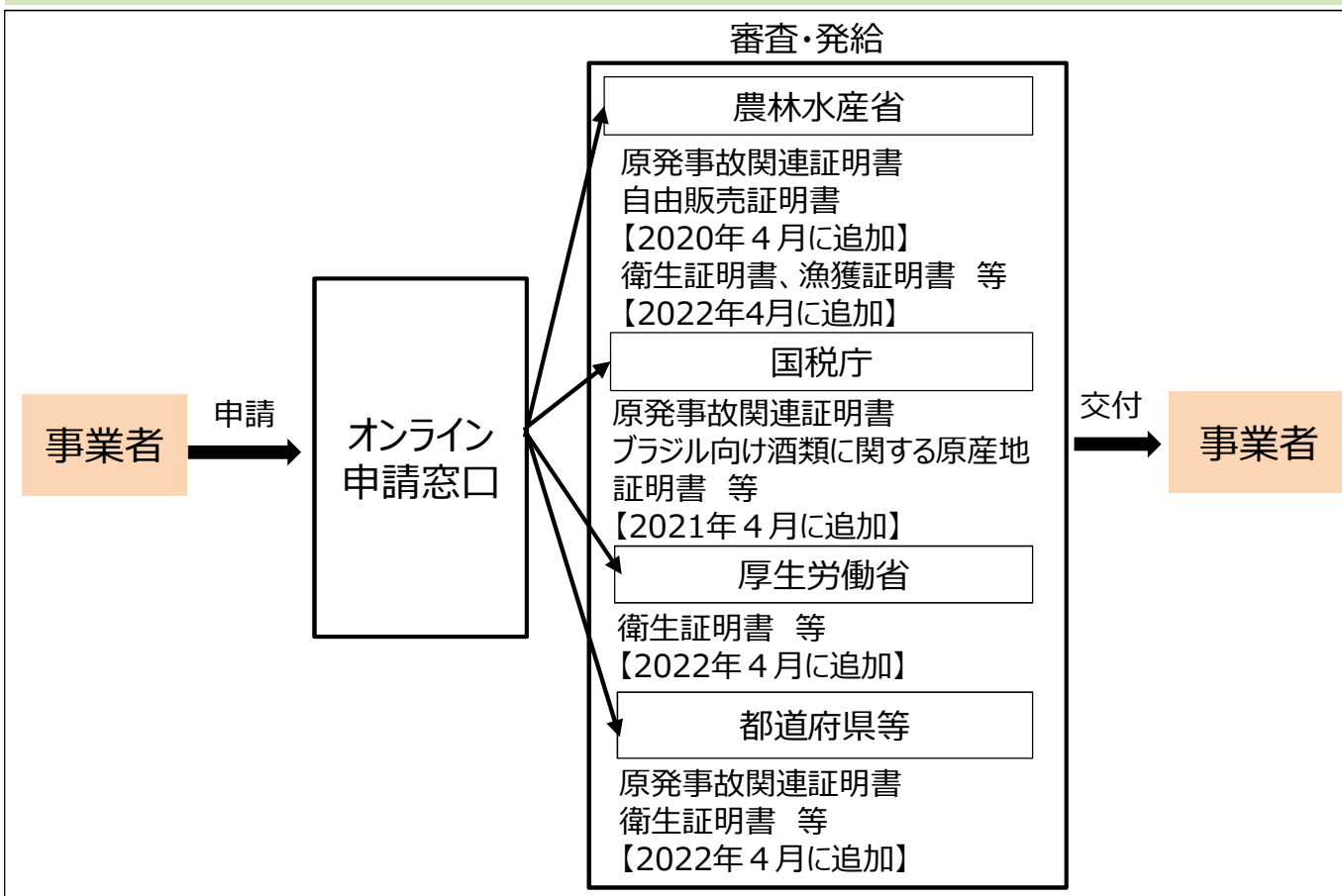
※対応時間内に電話が繋がらない場合は、事務局 (全権総括) に直接お問い合わせください。

2022年4月 68

一元的な輸出証明書発給システムの整備・証明書受取場所の拡大

- ・ 輸出促進法第15条に基づく輸出証明書の申請・発給をワンストップで行えるオンラインシステムを以下のスケジュールで整備。
 - 2020年4月 農林水産省所管の原発事故関連証明書に加え、自由販売証明書を追加
 - 2021年4月 国税庁所管の酒類に関する原発事故関連証明書、ブラジル向け酒類に関する原産地証明書等を追加
 - 2022年4月 農林水産省及び厚生労働省所管の衛生証明書、漁獲証明書等を追加し、原則全ての種類の輸出証明書のシステム運用を整備
- ・ 2021年4月から空港に証明書受取窓口を設置し、一部の輸出証明書について、受取場所を拡大。

輸出証明書発給システムの整備



輸出証明書受取場所の拡大

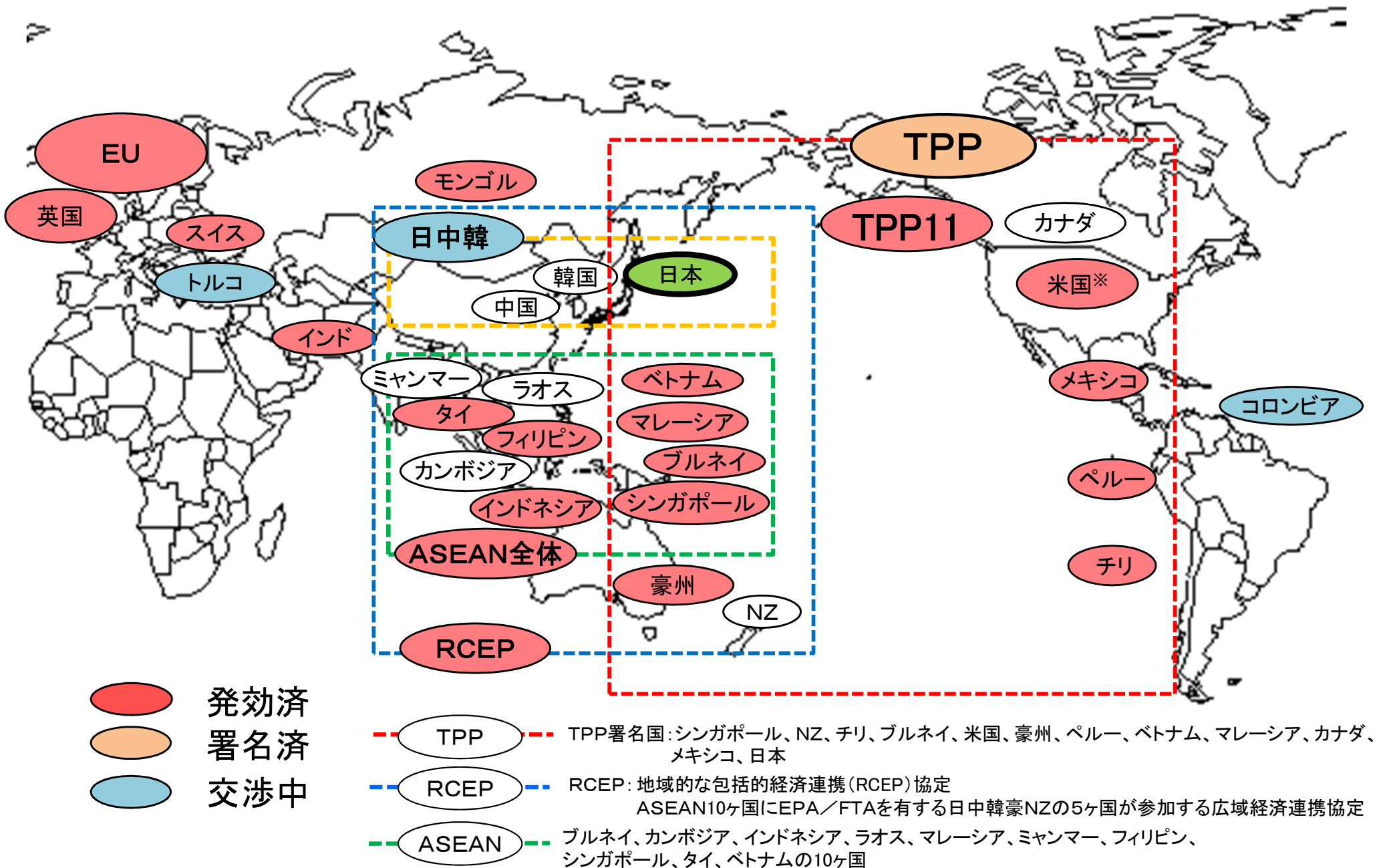
事業者が輸出する際、輸出証明書をスムーズに受け取ることができるよう交付場所を拡大する必要。



- ・羽田空港での受取
「羽田空港貨物合同庁舎」に証明書受取窓口を設置し、一部の証明書を受け取ることが可能【2021年4月～】
- ・成田空港での受取
成田空港内で一部の証明書を受け取ることができる体制を整備【2022年7月～】

引き続き、地方自治体などにも証明書受取場所を拡大できるように推進。

EPA(経済連携協定)等の現状(全体像)



(2022年4月現在)

※米国とは、2020年1月1日に日米貿易協定が発効

EPA（経済連携協定）利用のメリットと留意点



☞ 通常、物品を輸出する際には品目によって輸入国が定めた**関税を支払うことが必要**。しかし、EPAで関税を引き下げることが約束されている品目については、EPAを利用することで**通常の間税率よりも低い税率（通称：EPA税率）で輸出することが可能**。

輸出産品	輸出先国	通常の間税率		EPA	EPA税率
牛肉	タイ	50.0%	EPAを利用すると	日タイEPA	0%
ぶり	フィリピン	10.0%		日フィリピンEPA	0%
りんご	ベトナム	8.0%		日ベトナムEPA	0%
いちご	タイ	40.0%		日タイEPA	0%
米菓（せんべい）	E U	9.0%		日EU・EPA	0%
醤油	英国	6.0%		日英EPA	0%

☞ 複数のEPAを利用できる場合、**それぞれのEPA税率が異なる場合がある**ため、EPAを理解して、上手に活用することが大事

輸出産品	輸出先国	通常の間税率		EPA	EPA税率
緑茶	ベトナム	40.0%	EPAを利用すると	日ベトナムEPA	7.5%
				日アセアンEPA	5.0%
				TPP11	0%

注意点

EPAを利用するためには、利用するEPAに定められている要件を満たすことが必要

EPA（経済連携協定）の利用促進

- ☞ 東南アジア諸国との二国間EPA、日米貿易協定、TPP11、日EU・EPAに加え、中国・韓国を含むRCEPが発効し、**日本産農林水産物・食品の主要輸出先の多くにEPAを利用して無税・低税率で輸出できる機会が拡大**
- ☞ しかしながら、EPAは内容が複雑、かつそれぞれのEPAの内容が異なるため、**事業者がEPAを十分使えていない実態**

2021年1月 情報提供と相談受付を開始

- （１）EPA早わかりサイト開設** 日本からの輸出でEPAを使用できる輸出先や相手国のEPA税率などEPAの基本的な情報、EPAの利用手続きなど、EPAを利用する際に必要な情報をわかりやすく簡単に入手できる**専用サイトを開設**
URL : https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html
- （２）EPA利用相談窓口設置** EPAの利用方法に関する問い合わせから輸出先国政府とのトラブルに関する相談まで、EPAを利用した輸出に関するあらゆる問い合わせ・相談を受け付ける**専用相談窓口を設置**。

EPA利用相談窓口 : epariyousoudan@maff.go.jp

事業者の声に対する具体的な取り組み

事例１：EPA利用促進セミナーの開催

事業者の声） RCEPが発効した国や、活用の仕方が分からない
具体的対応） 2022年2月、RCEPの概要や特徴、利用方法などを解説するウェビナーを開催

事例２：相手国政府への申し入れ

事業者の声） 某国に適切な手続でTPPの利用を申請したが認めらず、高い関税を払わされた
具体的対応） 外務省と協力して某国税関当局に申し入れ、不当に徴収された関税を事業者へ還付

事例３：EPA利用手続の簡素化

事業者の声） EPA利用に必要な原産地証明書の日商への申請手続が複雑
具体的対応） 経産省・日商と協力してGI登録要件から日本産であることが明らかなGI製品については、日商への申請手続を簡素化

(参考 1) JETRO等による事業者支援



JETRO・JFOODOの取組概要

- JETROでは、（１）輸出セミナーの開催、制度・マーケット情報の提供、相談対応等の輸出事業者等サポート、（２）海外見本市への出展支援、国内・海外での商談会開催によるビジネスマッチング支援等、輸出促進に取り組む国内事業者への総合的な支援を実施。
- JFOODOでは、「日本産が欲しい」という現地の需要・市場を作り出すため、品目毎に対象市場を設定し、戦略的に新聞・雑誌、屋外、デジタルでの広告展開、PRイベントの開催等現地でのプロモーションを実施。

輸出事業者等サポート

1. 輸出セミナーの開催

- ・商談スキルセミナー
- ・品目別セミナー
- ・海外マーケットセミナー

2. 制度・マーケット情報の提供

- ・品目別輸入制度調査
- ・海外有望市場商流調査

3. 相談対応

- ・農林水産・商品輸出相談窓口
- ・海外コーディネーター（海外在住の専門家）による輸出支援相談

ビジネスマッチング支援

1. 海外見本市出展支援

JETROが主催・参加する海外見本市の
ジャパン・パビリオンへの出展をサポート

2. 国内・海外商談会

- ・国内・海外商談会
（世界各国の優良バイヤーとの商談会や、
国内商社とのマッチング）
- ・常時オンライン商談
（随時海外バイヤーと商談アレンジ）

3. 食品サンプルショールーム設置

海外主要都市のジェトロ事務所等にショールーム
を設置し、バイヤーに新商品を提案

4. 専門家（輸出プロモーター）による個別支援

輸出に熱意があり有望な商品を持つ企業を
専門家が一貫サポート

日本産農林水産物・食品の ブランディング

JFOODOによる 戦略的プロモーション

対象品目

牛肉、日本産水産物、日本茶、
米粉、日本酒、日本ワイン



海外市場の開拓

1. 海外コーディネーターによる新規 バイヤーの開拓

2. 日本産食材サポーター店等と連 携したプロモーション

3. Japan Street

・BtoBプラットフォーム（電子カタログサイト）

4. Japan Mall

・海外主要ECサイトでの買取販売支援

JETROによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 輸出事業者等サポート

- 輸出セミナーの開催、制度・マーケット情報の提供、相談対応等を実施。

輸出セミナーの開催



輸出を目指す事業者を対象とした、商談スキル向上、最新の海外マーケットやトレンド、品目別の輸出先国の規制や輸出を進めるためのポイント等、テーマ・内容に応じた輸出セミナーを開催。

制度・マーケット情報の提供

農林水産物・食品の輸出支援ポータル



農林水産物・食品の輸出支援ポータル

<https://www.jetro.go.jp/agriportal.html>

輸出先各国の制度及び市場情報等について調査し、JETROポータルサイトで情報を提供。

相談対応

■ 農林水産・食品輸出相談窓口

輸出を目指す事業者が気軽に相談可能な「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内・海外に設置。



■ 海外コーディネーターによる輸出支援相談



JETROが海外に配置する農林水産・食品分野の専門家（海外コーディネーター）が、Eメール相談、ブリーフィングを無料で実施。

JETROによる農林水産物・食品の輸出促進の取組 ビジネスマッチング支援等

- 海外見本市への出展支援、国内・海外での商談会開催、食品サンプルショールーム設置等によるビジネスマッチング支援、日本産食材等の需要喚起のためのプロモーション等を実施。

海外見本市出展・商談会開催



JETROが主催・参加する海外見本市のジャパン・パビリオンへの出展サポート（出展企業・団体を公募）※ や、商社やバイヤーを招聘した商談会を実施。

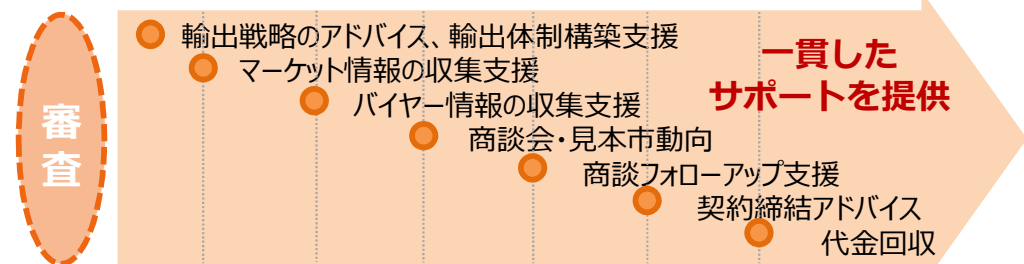
※一部出展経費をジェトロが補助（見本市により補助対象・補助率が異なります）

食品サンプルショールーム設置



JETROの海外事務所等に、現地バイヤー等が随時閲覧・試食等可能な食品サンプルショールームを通年もしくはスポットで設置。現地バイヤーとの商談機会を提供。

輸出プロモーターによる個別支援



農林水産・食品分野の専門家が、国内事業者の製品や会社の状況にあわせて戦略を策定し、マーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市の随同行、商談の立会い、契約締結までを一貫してサポート。

日本産食材サポーター店等と連携したプロモーション



海外で日本産食材を積極的に使用している日本産食材サポーター店（飲食・小売店）等と連携し、重点品目の販路拡大に向けた日本産食材等のプロモーションを実施。

「初心者のための 農林水産物・食品 輸出商談セミナー」

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

農林水産省
補助事業

参加
無料

対象 農林水産物・食品の輸出を
検討している事業者

【オンデマンド配信】

2022年9月21日(水)

～2023年3月31日(金)

輸出の基礎知識習得と商談スキルの向上を目指すウェビナーの基礎編です。
はじめて輸出に取り組む事業者のみなさまにもわかりやすく解説いたします。

形式：オンデマンド配信

*本セミナーは2022年9月14日(水)に実施したウェビナー(ライブ配信)を録画した内容です。

【講師】小林 尚(こばやし ひさし)氏

ジェトロ輸出プロモーター事業専門家(農林水産・食品分野)

日本酒蔵元にて、約20年間日本酒の輸出業務全般(計画策定、プランディング、海外営業、物流、貿易事務等)に従事し、世界十数カ国向けの輸出業務を支える。現在は、有限会社ネイルドイットジャパン代表取締役であり、また日本産酒類輸出促進コンソーシアムの専門家として、全国の中小企業の海外展開支援に携わっている。



トピック

- ・農林水産物・食品輸出の現状 ・輸出開始に向けての準備
- ・商談に向けての準備 ・資料、事例紹介 ・質疑応答

※上記は予定であり、変更になる可能性があります。

お申込み

2023年3月31日まで登録受付
お申し込みは二次元コードまたは
URLからアクセスしてください。

<https://www.jetro.go.jp/events/aff/122c3f1ed3e74db0.html>



お問い合わせ先

ジェトロ 農林水産・食品市場開拓課
担当：上嶋・阿部・吉川

E-mail : AFB-AD@jetro.go.jp

TEL : 03-3582-5186

香港向けコメ輸出に係る規制、手続き

日本からの輸出に関する制度

コメの輸入規制、輸入手続き



品目の定義	輸入規制	食品関連の規制	輸入手続き	輸入関税等	その他
-------	------	---------	-------	-------	-----

品目の定義

本ページで定義するコメのHSコード

1006.10 : もみ
1006.20 : 玄米
1006.30 : 精米
1106.40 : 砕米

関連リンク

関係省庁

香港税関 (Customs and Excise Department) (英語) [外部リンク](#)

その他参考情報

香港特別行政区政府統計処 (英語) [外部リンク](#)

香港の輸入規制

1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）
2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）
3. 動植物検疫の有無

1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

調査時点：2019年8月

コメについて日本から輸入が禁止されている品目はありません。また、コメに関する特別な放射性物質規制もありません。

関連リンク

関係省庁

香港食物安全センター (CFS) (英語) [外部リンク](#)

農林水産省 [外部リンク](#)

根拠法等

香港特別行政区基本法「輸出入（登録）規則」 [Cap.60E Import and Export (Registration) Regulations] (英語) [外部リンク](#)

その他参考情報

香港食物安全センター「輸入食品の管理」 (Imported Food Control) (英語) [外部リンク](#)

全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会「平成28年度日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック」 [外部リンク](#) (10.5MB)

農林水産省「香港向け輸出証明書等の概要について」 [外部リンク](#)

（施設登録等に関する情報）

2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

調査時点：2019年8月

日本からコメを輸出するにあたって、香港側から求められる特別な許可などはありません。

農林水産省では、販売などの目的でコメを輸出する場合には、事前に地方農政局などへ輸出数量の届け出を行うことを義務付けています。届け出を行わなかったり、虚偽の届け出によりコメを輸出したりした場合には、20万円以下の過料に処せられることがあるため注意が必要です。詳細は関連リンクの「米麦等を輸出される方へ」（農林水産省）を確認してください。ただし、個人的使用に供するために、非商業的に輸出される米穀は届出義務が免除されます。

関連リンク

関係省庁

農林水産省 [外部リンク](#)

根拠法等

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 [外部リンク](#)

その他参考情報

農林水産省「輸出される食品等に関する輸入規制について」 [外部リンク](#)

農林水産省「米麦等を輸出される方へ」 [外部リンク](#)

（動植物検疫に関する情報）

3. 動植物検疫の有無

調査時点：2019年8月

日本からコメを輸出する場合、コメは輸入検疫の対象になっていません。日本側で植物検疫証明書を取得する必要はありません。

関連リンク

関係省庁

農林水産省 植物防疫所 [外部リンク](#)

根拠法等

植物防疫法 第10条（輸出植物の検査） [外部リンク](#)

植物防疫法施行規則 第3章（輸出植物の検査） [外部リンク](#)

その他参考情報

植物防疫所「諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧（早見表）：貨物編」 [外部リンク](#)

全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会「平成28年度日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック」 [外部リンク](#) (10.5MB)

香港の食品関連の規制

1. 食品規格
2. 残留農薬および動物用医薬品
3. 重金属および汚染物質
4. 食品添加物
5. 食品包装（食品容器の品質または基準）
6. ラベル表示
7. その他

（食品規格に関する情報）

1. 食品規格

調査時点：2019年8月

コメに関する特別な食品規格はありません。

関連リンク

関係省庁

香港食物安全センター (CFS) (英語) [外部リンク](#)

根拠法等

香港特別行政区基本法「公衆衛生および市政条例第132章」(Cap.132 The Public Health And Municipal Services Ordinance)

その他参考情報

香港食物安全センター「食品に関する法律/ガイドライン」(Food Legislation / Guidelines) (英語)

(残留農薬に関する情報)

2. 残留農薬および動物用医薬品

調査時点：2019年8月

香港では使用される農業について、ポジティブリスト制を採用しています。「残留農薬に関する規則」(Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation) Schedule 1に挙げられている、農業と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値あるいは外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。また、Schedule 2には規制対象外の農業が挙げられています。

関連リンク

関係省庁

香港食物安全センター (CFS) (英語)

根拠法等

香港特別行政区基本法「残留農薬に関する規則」(Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation) (英語)

その他参考情報

香港食物安全センター「食品中の残留農薬のモニタリング」(Monitoring Pesticides Residues in Food) (英語)

香港食物安全センター「食品規制における残留農薬(よくある質問)」(Pesticide Residues in Food Regulation) (英語)

香港食物安全センター「残留農薬基準値データベース」(Hong Kong Pesticide MRL Database) (英語)

農林水産省「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」

全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会「平成28年度日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック」 (10.5MB)

(重金属に関する情報)

3. 重金属および汚染物質

調査時点：2019年8月

重金属規制：2019年11月1日から有効

2019年11月から施行される「食品混入不純物(金属汚染物質含有量)(改正)規則」(Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) (Amendment) Regulations) では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要があります。

規制対象となる「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「食品混入不純物(金属汚染物質含有量)(改正)規則」の付表第2部(Part 2 Maximum Level of Metal in Food) にリスト化されています。複数の原料から構成される「合成食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となります。また、改正規則3(4)に規定されたとおり、「合成食品のすべての原料が特定食品に該当する場合」には、「(当該)合成食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量を、この合成食品に含まれる各原料の割合、重量により乗じた値の合算」となります。

加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値であるまたは有害性が疑われるような量の金属を含有する食品は、いかなるものでもヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されています。

改正規則のもとでは、当該食品に関する活動が2019年11月1日以前に実施されており、同時点で発効している規則に違反していない場合に限り、2020年10月31日までの猶予期間が認められています。ただし、果物・野菜・そのジュース、畜産動物や家きんの食用肉・食用内臓、水生動物や家きん卵のいずれかに該当し、(a)保存工程を経っていないもの、あるいは(b)冷凍でなくチルドとして保存されたものの場合には猶予期間の適用はありません。

ヒ素および重金属などの許容量リスト(コメ)

特定金属	特定食品	含有上限量(mg/kg)
ヒ素(無機ヒ素として)	玄米	0.35
	精米	0.2
アンチモン	穀物	1
カドミウム	玄米・精米	0.2

特定金属	特定食品	含有上限量(mg/kg)
クロム	穀物	1
鉛	穀物	0.2
水銀(総水銀として)	米	0.02

有害物質：

害物質に関しては「有害物質に関する規則」(Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations)(香港特別行政区基本法)のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。

関連リンク

関係省庁

香港食物安全センター(CFS) (英語)
香港特別行政区基本法「食品混入不純物(金属汚染物質含有量)(改正)規則」(Cap.132V Food Adulteration (Metallic Contamination) (Amendment) Regulations) (英語) (355KB) / (ジェトロ仮訳)
香港特別行政区基本法「有害物質に関する規則」(Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations) (英語)

その他参考情報

香港食物安全センター「食品微生物含有量ガイドライン」(Microbiological Guidelines for Food) (英語) (1.6MB)
香港食物安全センター「食品に関する法律/ガイドライン」(Food Legislation / Guidelines) (英語)
ジェトロ「香港「2018年食品混入不純物(金属汚染物質含有量)(改正)規則ガイドライン」(仮訳)」 (1MB)

(食品添加物に関する情報)

4. 食品添加物

調査時点：2019年8月

香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する規則があります。

着色料に関しては「着色料に関する規則」(Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations) Schedule 1に挙げられている着色料を使用することができます。

甘味料に関しては「甘味料に関する規則」(Cap.132U Sweeteners in Food Regulations) Scheduleに挙げられている甘味料を使用することができます。

食品保存料に関しては「保存料に関する規則」(Cap.132BD Preservatives in Food Regulation)のSchedule 1, No.6に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することができます。

関連リンク

関係省庁

香港食物安全センター(CFS) (英語)

根拠法等

香港特別行政区基本法「着色料に関する規則」(Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations) (英語)
香港特別行政区基本法「甘味料に関する規則」(Cap.132U Sweeteners in Food Regulations) (英語)
香港特別行政区基本法「保存料に関する規則」(Cap.132BD Preservatives in Food Regulation) (英語)

その他参考情報

香港食物安全センター「輸入管理と食品安全ガイドライン」(Import Control and Food Safety Guidelines) (英語)
ジェトロ「香港における食品添加物の規制状況」(2014年3月)

(食品容器に関する情報)

5. 食品包装(食品容器の品質または基準)

調査時点：2019年8月

(ラベル表示に関する情報)

6. ラベル表示

調査時点：2019年8月

「食品および薬物（成分組成および表示）規則」（Cap.132W Food And Drugs（Composition And Labelling）Regulations）に基づき、香港内で販売する食品に対して食品製造業者および包装業者は、次の項目を英語または中国語、あるいは英語と中国語の併用で表示することが求められます。

- 食品名
- 原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）-原材料：重量または容量の多い順に表示する。ただし、単一の原料で構成されているものについては不要 -アレルギー性物質：グルテンを含む穀物、甲殻類および甲殻類製品、卵および卵製品、魚および魚製品、ピーナッツ・大豆およびそれらの製品、乳および乳製品（乳糖を含む）、木の实とナッツ製品、10ppm以上の亜硫酸塩 -添加物：コーデックス委員会（CODEX）による国際番号システム（INS）に基づく（a）機能分類および（b）名称または識別番号または「E」もしくは「e」から始まる識別番号
- 賞味期限または消費期限
- 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明
- 製造業者または包装業者の名称と住所
ただし、次の条件が満たされる場合には、表示義務が免除されます
 - 次の ア ～ ウ の情報が印字またはラベル表記されている場合
ア、原産国
イ、香港における販売業者や商標所有者の名称
ウ、香港における販売業者や商標所有者の登記済み事務所または本社の所在地
 - 香港における販売業者や商標所有者により、原産国における食品製造業者や包装業者の正式所在地が書面で当局に通知されている場合
 - 次の ア および イ を満たす場合
ア、原産国のラベル表記に加え、当該国での製造業者または包装業者を特定するコードが表示されている
イ、コードおよびコードに紐づけられた製造業者や包装業者の詳細が、当該製造業者または包装業者、あるいは香港における販売業者または商標所有者により、書面で当局に通知されている
 - 食品の製造工場または包装工場その他の場所が、原産国の政府により所有、操業、または経営されており、当該食品が当該政府の製品であることを示す方式で印字またはラベル化されている場合
- 数量、重量または容量
- 栄養成分（必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖。免除項目は「食品および薬物（成分組成および表示）規則」（Cap. 132W）の Schedule 6を参照）

表示またはラベル貼付の規定の免除は表示規則の schedule4「Items exempt from Schedule 3」（付表3の規定を免除される項目）を確認してください。また、バイオテクノロジー原料を含む食品（GM食品など）の表示は現在任意で行われています。

関連リンク

関係省庁

[香港食物安全センター（CFS）](#)（英語）
[香港食物環境衛生署（FEHD）](#)（英語）

根拠法等

[香港特別行政区基本法「食品および薬物（成分組成および表示）規則」（Cap.132W Food And Drugs（Composition And Labelling）Regulations）](#)（英語）

その他参考情報

[香港食物安全センター「遺伝子組換え（GM）食品の自主的表示に関するガイドライン」（Guidelines on Voluntary Labelling of Genetically Modified \(GM\) Food）](#)（英語）
[全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会「平成28年度日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック」](#)（10.5MB）

7. その他

調査時点：2019年8月

食品や農水産物で問題や事故が起きた際に、その流通経路をさかのぼって追跡・確認できるようにするため、「食品安全条例」（Cap.612 Food Safety Ordinance）では食品輸入業や食品卸売業を行うすべての事業者に対し、食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付けられています。ただし、FEHDで香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されます。

関連リンク

関係省庁

[香港食物安全センター（CFS）](#)（英語）
[香港食物環境衛生署（FEHD）](#)（英語）

根拠法等

[香港特別行政区基本法「食品安全条例」（Cap.612 Food Safety Ordinance）](#)（英語）

その他参考情報

[香港食物安全センター「食品安全条例について」](#)（英語）

香港での輸入手続き

1. 輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）
2. 輸入通関手続き（通関に必要な書類）

（輸入許可、輸入ライセンスに関する情報）

1. 輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）

調査時点：2019年8月

香港ではコメが定期的かつ安定して供給されることを目的として、輸入米は認可統制の対象となっています。コメは「備蓄商品条例」（Cap.296 Reserved Commodities Ordinance）の備蓄品目の対象となっており、その輸出入は登録制となっています。そのため、コメを輸入する企業は、在庫保有者登録と輸入ライセンスを取得することが必要となり、登録を行えるのは、「商業登記条例」（Cap.310 Hong Kong Business Registration Ordinance）に基づき香港で商業登記した企業に限られます。香港全体で、約15日分の消費に十分な量のコメの備蓄を常に維持するために、輸入業者は在庫保有者として香港工業貿易署（TID）に登録のうえ、コメの備蓄在庫を維持する責任を分担します。登録の条件として、在庫保有者は輸入期間内に申告者が輸入すると保証した量と同じ量を輸入する必要があり、申告は輸入期間開始の6週間前までに行わなければなりません。コメの輸入ライセンスは香港工業貿易署（TID）に米在庫保有者として登録されている会社のみに発行され、輸入ライセンスは発行日より6週間有効で、1回の輸入につき有効です。なお、ライセンス申請は輸入するコメの用途（商業的利用あるいは個人的利用）や数量にかかわらず行う必要があります。ただし、個人で消費あるいは贈呈するためのコメを携行品として持ち込む場合、15kgまでは輸入許可などの取得なしでの持ち込みが可能です。

コメの輸入手続きや規制状況の詳細については、香港工業貿易署（TID）の公表する「コメの輸出入管理スキーム」（Rice Control Scheme）を確認してください。

関連リンク

関係省庁

[香港食物安全センター（CFS）](#)（英語）
[香港税関（Customs and Excise Department）](#)（英語）
[香港工業貿易署（TID）](#)（英語）

根拠法等

[香港特別行政区基本法「輸出入（登録）規則」（Cap.60E Import and Export \(Registration\) Regulations）](#)（英語）
[香港特別行政区基本法「備蓄商品条例」（Cap.296 Reserved Commodities Ordinance）](#)（英語）
[香港特別行政区基本法「商業登記条例」（Cap.310 Hong Kong Business Registration Ordinance）](#)（英語）
[食品安全条例「食品輸入業者および食品卸売業者の登録制度」（Food Safety Ordinance Registration scheme for food importers and food distributors）](#)（英語）

その他参考情報

[香港工業貿易署（TID）「米の輸出入管理スキーム」（Rice Control Scheme）](#)（英語）
[香港工業貿易署（TID）「米の輸出入」（Import and Export of Goods -Rice-）](#)（英語）
[香港工業貿易署（TID）「コメ在庫保有業者への登録申請」（Application for Registration as a Stockholder of Rice）](#)（英語）
[農林水産省「コメの輸出について」](#)

（輸入通関手続に関する情報）

2. 輸入通関手続き（通関に必要な書類）

調査時点：2019年8月

コメの輸入通関には輸入ライセンスが必要になります。

また、すべての輸入（船積、空港貨物）商品には輸入陳述書（Import Statement）を添付しなければならず、輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければなりません。輸入陳述書の添付は、課税商品条例第109条（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられています。通関に伴う提出書類は次のとおりです。

積荷目録（マニフェスト）

エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類

インボイスおよびバックリングリスト

引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知

衛生証明書など（TIDにより提示が求められた場合）

関連リンク

関係省庁

[香港税関（Customs and Excise Department）（英語）](#)

[香港工業貿易署（TID）（英語）](#)

根拠法等

[香港特別行政区基本法「輸出入（登録）規則」〔Cap.60E Import and Export \(Registration\) Regulations〕（英語）](#)

[香港特別行政区基本法「課税商品条例 109条」〔Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance〕（英語）](#)

[香港特別行政区基本法「備蓄商品条例」〔Cap.296 Reserved Commodities Ordinance〕（英語）](#)

その他参考情報

[ジェトロ「輸出手続」](#)

（輸入時の検査・検疫に関する情報）

3. 輸入時の検査・検疫

調査時点：2021年1月

香港では、「公衆衛生および市政条例第132章第59条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有しています。

輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）などの書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われます。サンプル検査に関しては、関連リンクの食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照してください。

関連リンク

関係省庁

[香港食物環境衛生署（FEHD）（英語）](#)

根拠法等

[香港特別行政区基本法「公衆衛生および市政条例第132章第59条」〔Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance〕（英語）](#)

その他参考情報

[香港食品安全センター「食品監視プログラム」〔Food Surveillance Programme〕](#)

[香港食品安全センター「日本産食品の輸入規制に対する新しい取り決め」〔New Arrangement for Import Control on Japanese Food〕](#)

[全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会「平成28年度日本産コメ・コメ加工品輸出ハンドブック」](#) (10.5MB)

4. 販売許可手続き

調査時点：2019年8月

コメの販売は、「備蓄商品（卸販売管理）条例」により規制されます。コメは備蓄商品とされるため、コメの販売には香港工業貿易署（TID）への備蓄商品の卸売業者登録が必要です。

また、「食品安全条例」の規定により、コメを含む食品に対して、食品卸売業者は香港食物環境衛生署（FEHD）署長に登録申請が必要です。

ただし、TIDにコメ在庫保有者登録済み、FEHDから香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されます。

1. 香港工業貿易署（TID）でのコメ在庫保有業者登録

- a. 「コメ在庫保有業者への登録申請」（Application for Registration as a Stockholder of Rice）に従い、次の事項を記載し、必要書類を添付したうえでTID署長から登録の許可を受ける必要があります。

1. 記載事項

企業名（登記名）

本社および支社の企業所在地と連絡先

登記番号

設立年月日

事業内容および取り扱う備蓄商品名（コメ）

企業形態（個人事業主、合名会社、有限会社、公開会社）に応じた次の項目

ア、個人事業主、共同経営者、議決権保有者の氏名（複数名が該当する場合には、それぞれの氏名を記載する。公開会社については、議決権付き株式の5%以上を保有する者の氏名を記載）

イ、アに該当する各人のパスポート番号／HKID番号

ウ、アに該当する各人の事業利益の取得比率（合名会社の場合）、議決権の保有割合（有限会社や公開会社の場合）

登録期間におけるコメの総輸入量

2. 必要添付書類

- b. 申請後、14日以内に申請結果が通知されます。

- c. 申請料金は無料です。

2. 香港食物環境衛生署（FEHD）での卸売業者登録

- a. FEHD署長あてに、取り扱う食品の種類および要求されているその他の書類を指定のフォーマットで提出（詳細は香港食品安全センター「申請フォーム」〔Application Forms〕を参照してください）。

- b. 初回申請には195香港ドルが課され3年間有効です。更新には180香港ドルが課され3年間の延長が認められます。

また、「食品業規則」により、レストランや店舗の営業には、食品事業ライセンスの取得が必要です。

関連リンク

関係省庁

[香港食品安全センター（CFS）（英語）](#)

[香港食物環境衛生署（FEHD）（英語）](#)

[香港工業貿易署（TID）（英語）](#)

根拠法等

[香港特別行政区基本法「食品業規則」〔Cap.132X FOOD BUSINESS REGULATION〕（英語）](#)

[香港特別行政区基本法「備蓄商品条例」〔Cap.296 Reserved Commodities Ordinance〕（英語）](#)

[香港特別行政区基本法「食品安全条例」〔Cap.612 Food Safety Ordinance〕（英語）](#)

その他参考情報

[香港食物環境衛生署「必要なライセンスの種類に関するガイド」〔Guide on Types of Licences Required〕（英語）](#)

[香港食物環境衛生署「ライセンス申請の手引き」〔Guide to Application for Licences〕（英語）](#)

[香港食品安全センター「食品輸入業者および食品卸売業者の登録制度」〔Registration scheme for food importers and food distributors〕（英語）](#)

[香港食品安全センター「申請フォーム」〔Application Forms〕（英語）](#)

[香港工業貿易署（TID）「コメ在庫保有業者への登録申請」〔Application for Registration as a Stockholder of Rice〕（英語）](#) (643KB)

5. その他

調査時点：2019年8月

（輸入関税に関する情報）

香港内の輸入関税等

1. 関税 2. その他の税 3. その他

香港の農林水産物・食品に関する基本情報

香港		【更新】 2022年6月						
人口・経済発展状況等 〔参考：日本〕 ●人口：1億2,550人 （2021年10月推計値、総務省統計局「人口推移」） ●実質GDP成長率：2.1％ （2021年度、前年度比、内閣府） ●1人あたり GDP(名目):3万9,340ドル （2021年4月、IMF）	・ 人口	740 万人	2021年、香港政府統計処	市場規模（2021年、ユーロモニター） 参考：〔日本〕 ●生鮮食品：107,631 百万ドル ●スナック菓子：35,361 百万ドル ●調味料・レディーミール：48,572 百万ドル ●乳製品・代替品：25,356 百万ドル ●主食：99,223 百万ドル ●アルコール飲料：62,384 百万ドル ●ソフトドリンク：59,992 百万ドル ●ホットドリンク：7,773 百万ドル ●ビタミン・サプリメント：11,837 百万ドル ●健康ウェルネス飲食品(*)：55,121 百万ドル ●外食フードサービス：155,612 百万ドル ●小売・流通業(**)：281,109 百万ドル	・ 生鮮食品	2,877 百万ドル	・ ソフトドリンク	2,285 百万ドル
	・ 実質 GDP 成長率	6.3 %	2021年、香港政府統計処		・ スナック菓子	1,070 百万ドル	・ ホットドリンク	483 百万ドル
	・ 1人あたりの GDP (名目)	49,727 ドル	2021年、国際通貨基金（IMF）		・ 調味料・レディーミール	618 百万ドル	・ ビタミン・サプリメント	441 百万ドル
	・ 為替レート（1HKD）	14.56 円	三菱UFJリサーチ＆コンサルティングが替相場 2021年間平均（TTS）		・ 乳製品・代替品	879 百万ドル	・ 健康ウェルネス飲食品(*)	1,943 百万ドル
	・ 日本の直接投資額	5,205 億円	財務省 対外・対内直接投資フロー 令和3年（2021年）		・ 主食	1,965 百万ドル	・ 外食フードサービス	11,605 百万ドル
	・ 進出日系企業数	541 社	2020年、外務省「海外進出日系企業拠点数調査」令和2年版		・ アルコール飲料	2,118 百万ドル	・ 小売・流通業(**)	13,554 百万ドル
	・ 在留邦人	2万4,097 人	外務省「海外在留邦人数調査統計」令和4年版		※ 小売額。ただし「アルコール飲料」「ソフトドリンク」はOn-tradeとOff-tradeの合計額。			
	・ 訪日外客数	1,252 人	2021年暫定値、日本政府観光局（JNTO）		(*) 左記・上記カテゴリと重複			
	・ 日本食レストラン数	1,350 店	2021年、香港政府統計処		(**) 店舗型、食料雑貨店に限る、税抜き			
	日本からの農林水産物輸出状況 （2021年農林水産物・食品の輸出実績、農林水産省）	2位 2190億円 うち農産物1505億円(68.7%)、林産物18億円(0.8%)、水産物668億円(30.5%) 輸出額の多い品目：アルコール飲料（日本酒等）、真珠、なまこ（調製）、牛肉、たばこ						
味覚、嗜好上の特徴	・ 一般的に甘味をおいしいと認識する傾向があり（ただし甘すぎるものは苦手）、甘味のない商品を好まない。また、酸味のあるものは苦手。 ・ 以前は宴会時を除き、食事の時の飲酒は一般的ではなかったが、現在はプライベートパーティーで日本酒も含めて、アルコールをある程度飲むようになった。 ・ 家庭でも外食時においても、米飯とおかずは基本的に分けられていることが多く、特に家庭においてはおかずを取って白飯の上のせて食べることが多い。 ・ 個々の食品にまつわるうちくにと左右されやすい。							
制度的制約	・ 関税：一部の商品にかかる物品税を除きフリー。 ・ 輸入規制：公衆衛生や安全管理に関わる事項に限られているが、食肉、家禽卵、コメ等の輸入には輸入ライセンスが必要であり、牛乳・乳飲料、冷凍菓子は事前許可を得なければならない。また、食肉（牛、豚、鶏）に関しては日本国内で許可された対香港食肉加工施設で、家禽卵と卵製品に関しては日本国内で許可された対香港輸出卵等取扱施設で処理されたもののみ輸入が可能で、食肉、家禽卵、卵製品、牛乳・乳飲料、冷凍菓子は輸出国の衛生証明書等の提出が求められる。水産物等も輸出国の衛生証明書等の提出が求められる場合がある。 ・ 食品栄養表示義務あり。 ・ トレーサビリティ制度（食品安全法）施行。 ・ 残留農薬制度について、CODEX規格（国際食品規格）に準ずる法案が2012年6月に成立。2014年8月1日施行。 ・ 食品混入不純物（金属汚染物質含有量）規則について、34年ぶりの改正案が2018年6月に発表。2019年11月1日施行。 ・ 食品有害物質規則（部分水素添加油脂の食品への使用の禁止等）について、2021年7月に改正があった。2023年12月1日施行。 ・ 加工食品：アイスクリーム類については、2016年4月末より日本から香港に輸出するものに対して、厚生労働省と香港食物環境衛生署の間で衛生証明書の模式に合意した。 <原発関連規制> ・ 【牛乳、乳飲料、粉乳、野菜、果物】福島県産：輸入停止。 茨城県、栃木県、群馬県、千葉県産：放射性物質検査証明書及び輸出事業者証明書を要求。 ・ 【と畜または加工された食肉および家禽卵、水産物（活魚、チルドおよび冷凍）】上記5県産：放射性物質検査証明書を要求。 ・ 【加工食品】上記5県産：香港にて放射性物質サンプル抜き打ち検査。 ・ 【全ての食品】上記5県産を除く都道府県産：香港にて放射性物質サンプル抜き打ち検査。							
商流・物流・商習慣	・ 食品小売業（スーパーマーケット）は地元資本の2グループが7割以上を占める複占状態（Dairy FarmとA.S.Watson）。日本からの生鮮食品は日系スーパーマーケットでの取り扱いが圧倒的に多く、近年は地元系高級スーパーマーケットでも取り扱われているようになり、地元スーパーマーケットも少しは取り扱うようになった。加工食品は全レベルのスーパーマーケットにも取り扱われている。 ・ 昨今、新型コロナウイルスの影響により家庭内消費が増加したことから、ネット通販の利用者が増え、例えば①調味料、②鶏卵、③加工食品等、手軽に食べられる食品への人気が高まっている。また、高層住宅が多い住環境のため、宅配しやすく、軽くて壊れにくい包装容器（紙、プラスチック、ペットボトル）が好まれる。 ・ 食品の他国への物流中継拠点としての機能も持っている。 ・ 賞味期限は加工食品の場合は一般的に4カ月以上必要。 ・ 旧正月、中秋節に食品のギフトを贈る習慣がある（旧正月は主に水産乾物、フルーツ、箱詰菓子等。中秋節は主に月餅、フルーツ等）。							
Eコマースの概要	・ HKTV Mall他、新型コロナウイルスの影響により、売上が増加傾向にある。マーケットシェア1位のHKTV Mallでは、2020年と2021年を比較すると、商品売上は1割増となった。 ・ 重い生活雑貨の他、高価な食材もECサイトを通じて購入するようになった。宅配以外にも、街中で輸送会社が運営管理するストレージロッカーが設置され、品物はロッカーからのピックアップが可能。 ・ Eコマースへの参入はハードルが低いため、新規参入者が多い。							
外食・小売等の状況	・ 新型コロナウイルスの影響により、長期間レストランでの夜間の飲食ができなかったが、当該規則の緩和によって、飲食業月別売上高は2020年と2021年を比較すると、17%弱増。 ・ レストランの営業制限の中、テイクアウトの利用者の増加が顕著。 ・ 自炊が増えた。また、高級食材を購入して、自宅で楽しむ傾向も増加。 ・ Deliveroo, Foodpanda等デリバリーサービスの利用がより増加した。レストランでも一部デリバリーサービスを始めたところがある。							
日本食普及状況等	・ 日本産食品は種類、量ともに豊富であり、成熟市場。 ・ 長期にわたる日本食ブームにより、引き続き日本料理（和食）は中華料理や西洋料理に準ずるプレゼンスがある。特にラーメン店や寿司チェーン店においては行列ができています。また日本の外食産業の香港への進出に関する問い合わせも多い。 ・ 中国本土からの旅行者（4,377万人/年、2019年）が香港経済を支えており、デモ及び新型コロナウイルスの影響により2020年の香港訪問旅客数は対前年比93.6%減の3,568,875人、うち中国本土からは同93.8%減の2,706,398人だった。しかしながら、中国本土やアジアへのショーケース機能も高い。							

世界のコメの小売価格(主要国・主要都市別)

主要都市における米の市場価格調査

2022年6月 ©独立行政法人日本貿易振興機構

地域	No.	品目	品目名・商品名	BIO	販売単位	販売価格 (現地通貨)	原産国・産地	販売店名	販売店の種別	販売店のターゲット	備考
ロサンゼルス	1	米	Nishiki Premium White Rice	-	4.54kg	24.99	米国	Whole Foods Market	現地系	富裕層	
ロサンゼルス	2	米	Ludberg Family Farms Organic Short Grain White Sushi Rice	BIO	907g	6.79	米国	Whole Foods Market	現地系	富裕層	
ロサンゼルス	3	米	Koda Farm Organic Short Grain White Rice	BIO	2.3kg	21.99	米国	Mitsuwa	日系	アッパーミドル	
ロサンゼルス	4	米	Yamagata Tsuyuhime	-	5kg	49.99	日本	Mitsuwa	日系	アッパーミドル	
ロサンゼルス	5	米	錦 Brown Rice	-	6.8kg	20.99	米国	H Mart	その他外資系	ローワーミドル	
ロサンゼルス	6	米	錦 Rice	-	6.8kg	19.99	米国	99 Ranch Market	その他外資系	ローワーミドル	
サンフランシスコ	1	米	Iwate Furusato Hitomebore	-	5kg	37.99	日本	Mitsuwa	日系	アッパーミドル	
サンフランシスコ	2	米	Aomori Seiten-no Hekireki	-	2kg	16.99	日本	Marukai	日系	アッパーミドル	
サンフランシスコ	3	米	Tamanishiki Rice, Super Premium Short Grain	-	15lb	30.99	米国	H Mart	その他外資系	アッパーミドル	韓国系
サンフランシスコ	4	米	Lundberg Family Farms Organic White Sushi Rice	BIO	64oz	11.99	米国	Whole Foods Market	現地系	富裕層	
サンフランシスコ	5	米	Nishiki Rice Medium Grain	-	10lb	17.99	米国	Safeway	現地系	ローワーミドル	
サンフランシスコ	6	米	99 Fancy Formosa Rose Rice	-	15lb	12.69	米国	Ranch 99	その他外資系	ローワーミドル	中華系
ニューヨーク	1	米	365 Arborio White Rice	-	454g	2.99	イタリア	WHOLE FOODS	現地系	富裕層	
ニューヨーク	2	米	BOTAN CALROSE RICE	-	2.26kg	7.49	米国	Wegmans	現地系	アッパーミドル	
ニューヨーク	3	米	Nishiki Rice Medium Grain	-	2.27kg	10.49	米国	Wegmans	現地系	アッパーミドル	
ニューヨーク	4	米	MASAKADO HIKARI MAI 有機	-	2kg	33.29	日本	Maruichi	日系	アッパーミドル	
ニューヨーク	5	米	山形 つや姫	-	5kg	44.99	日本	Ebisuya	日系	アッパーミドル	
ニューヨーク	6	米	kokuho Rice Yellow	-	6.80kg	17.99	米国	Kam Man	その他外資系	ローワーミドル	
ロンドン	1	米	VeeTee Long Grain Rice Pot	-	300g	1.3	英国	Ocado	現地系	アッパーミドル	Online search
ロンドン	2	米	Duchy Organic Basmati Rice	BIO	500g	2.2	英国	Waitrose	現地系	アッパーミドル	Online search
ロンドン	3	米	New Kenji Sushi Rice 400G	-	400g	3.25	スペイン	Tesco	現地系	ローワーミドル	Online search
ロンドン	4	米	神明 アカフジ 秋田こまち	-	5kg	31.79	日本	Ichiba	日系	アッパーミドル	
ロンドン	5	米	Oishii Okome Aoyama Sushi Rice	-	10kg	17.5	イタリア	Starlight	その他外資系	ローワーミドル	
ロンドン	6	米	Everyday Essentials Long Grain Rice 1kg	-	1kg	0.45	オランダ	Aldi	その他外資系	低所得者層	Online search
パリ	1	米	Niigata nosho MusenmaiHinominpori新潟農商無洗米ひのみのり	-	2kg袋入り	12.65	日本	KIOKO	日系	アッパーミドル	
パリ	2	米	Niigata nosho Koshihikari Riz Complet新潟農商コシヒカリ玄米	-	2kg袋入り	19.35	日本	KIOKO	日系	アッパーミドル	
パリ	3	米	Niigata nosho Uonuma Koshihikari Riz 新潟農商魚沼産コシヒカリ	-	2kg袋入り	25.4	日本	KIOKO	日系	アッパーミドル	
パリ	4	米	Toyo Rice Nagano kinmemai Koshihikari 東洋ライス金芽米長野県産コシヒカリ	-	2kg袋入り	23.05	日本	KIOKO	日系	アッパーミドル	
パリ	5	米	Autour du riz Riz Thai blancオートウル・デュ・リ タイ米	-	500g	3.89	タイ	Naturalia	現地系	アッパーミドル	
パリ	6	米	La Firestra sul Cielo Riz pour Sushi	-	500g袋入り	2.95	イタリア	Biocoop	現地系	アッパーミドル	
ミラノ	1	米	お米さん	-	5kg	14.8	イタリア	Kathay	現地系	ローワーミドル	
ミラノ	2	米	ゆめにしき	-	5kg	24.5	イタリア	Kathay	現地系	ローワーミドル	
ミラノ	3	米	Riso basmati fino bianco (有機)	BIO	1kg	6.1	インド	Naturasi	現地系	アッパーミドル	有機専門スーパー
ミラノ	4	米	Riso ribe (有機)	BIO	1kg	4.5	イタリア	Naturasi	現地系	アッパーミドル	有機専門スーパー
ミラノ	5	米	Riso acquerello	-	2.5kg	25.6	イタリア	Eataly	現地系	富裕層	
ミラノ	6	米	Riso Roma	-	1kg	1.98	イタリア	Esselunga	現地系	ローワーミドル	
ベルリン	1	米	Kitoku Shinryo Musenmai 木徳神糧・無洗米	-	5 kg	45.5	新潟	Wayo	日系	アッパーミドル	
ベルリン	2	米	Haenuki Okitama JAL山形 おきたま米 はえぬき	-	2 kg	17.5	山形	Wayo	日系	アッパーミドル	
ベルリン	3	米	Miyako Japan Sushi Rice	-	500g	1.99	不明	Edeka Center	現地系	アッパーミドル	
ベルリン	4	米	Uncle Ben's BIO Basmati-Reis	BIO	240g	2.49	不明	Edeka Center	現地系	アッパーミドル	
ベルリン	5	米	ゆめにしき	-	5 kg	24.9	イタリア	Nik the Greek	その他外資系	アッパーミドル	
ベルリン	6	米	Nishiki 錦・無洗米	-	1 kg	4.19	米国・カリフォルニア州	Nik the Greek	その他外資系	アッパーミドル	
モスクワ	1	米	「Arborio」 BIO Alice Nero	BIO	500g	580	イタリア	Azbuka Vkusa	現地系	富裕層	
モスクワ	2	米	「Mistral」クバニ 短粒種米	-	500g	191	ロシア	Azbuka Vkusa	現地系	富裕層	
モスクワ	3	米	「Botan Kalrose」(寿司用)	-	2.27kg	798	米国	Azbuka Vkusa	現地系	富裕層	

農林水産物・食品輸出相談窓口

ジェトロは、2012年1月に「農林水産物・食品輸出促進本部」を立ち上げ、農林水産物・食品の輸出をサポートする機能を強化しています。
皆様がお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を東京、大阪、各地の国内事務所、海外事務所に設置していますので、ぜひご利用ください。

現地の輸入規制や留意点は？

イチゴを香港に輸出したいのですが、どのような輸入規制がありますか。
海外のバイヤーから菓子の引き合いがありました。どのようなことに気を付けなければいいですか。
緑茶をフランスに輸出するにあたり、想定される関税率を教えてください。

たとえば
こんな質問に
お答えします

輸出にあたっての手続きは？

日本酒を輸出したいのですが、免許は必要ですか。
米国へ調味料を輸出するにあたり、施設登録が必要と聞いたのですが。
水産物をEUに輸出するための要件は何ですか。

お申込み方法



お電話でのお申し込み

Tel：03-3582-5646

平日9時～12時/13時～17時（祝祭日・年末年始を除く）



オンラインでのお申し込み

貿易投資相談サービスよりお申し込みください

最寄のジェトロでもご相談を受け付けています。

[国内事務所一覧](#)

ご相談は**無料**です。ぜひご利用ください。

ご相談には受け付け順に対応しております。内容によってはご回答までに数日をいただくことがありますので、ご了承ください。

ご回答のご連絡およびフォローアップのために以下のお客様情報をご登録いただきます。お電話の場合はオペレータからお伺いします。

- | | |
|----------|---------------|
| 1. お名前 | 4. 所在地（都道府県） |
| 2. 企業名 | |
| 3. お電話番号 | 5. E-mailアドレス |

本サービスでは、調査の請負・代行、翻訳は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。

ご相談後に、ジェトロより状況確認及びフォローアップのお電話をさせていただきます場合がございますので、あらかじめご了承ください。

海外展開ハンズオン支援事業



無料相談 受付中

お申込み、詳細はこちらから→



例えば、こんな場面での悩みに対応可能です

- 「海外へのぼんやりとしたイメージはあるけど、どう動けばいいかわからない！」
- 「商品・サービスの輸出を考えているけど、どの国で売れるのかを調べたい！」
- 「販売代理店候補を訪問してビジネスの可能性があるか調査したい！」
- 「海外に拠点をつくりたいけど、まずは事業プランを作りたい！」
- 「海外の子会社が最近思わしくない。何とかしたい！」
- 「訪日観光客へ、自社の商品やサービスをもっと販売したい！」

様々な相談に、
経営目線で、
最適な解決方法を
提案します！

国際化に関するアドバイス制度利用のメリット

- 1 海外に関する、すべてのご相談に対応
あなただけの海外展開をナビゲーション
- 2 現地商談先の提案や、
訪問アポイントメント取得のサポート
- 3 海外現地での商談・調査に同行

海外現地での通訳・車両手配を中小機構が実施し、費用を負担します。
*往復航空券、ホテル宿泊費等は企業の負担となります。また、現地調査への同行については、所定の審査があります。

2020年3月30日現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、支援企業及び関係者の健康・安全面を第一に考慮し、支援内容の一つである海外現地同行に関しては当面見合わせます。海外ビジネスの相談や事業計画の策定等については、ご支援可能ですのでぜひお申込みください。



海外ビジネスに精通する専門家が、ハンズオンでナビゲート



現地での商談・調査への同行

支援事例① 進出内容：アメリカでの「日本式幼児教室」の開設

株式会社くま教育センター（大阪府大阪市） 資本金：10百万円 従業員数：36名

“5日間の現地調査でこれだけ前に進めたのは、事前準備がしっかりできていたから。中小機構の支援があったからこそ、今回の成果を出すことができた”（熊本代表）



くま教育センター 熊本 李治 代表

中小機構による主な支援内容、成果

海外事業プランの策定支援

→「進出先都市の変更」「海外進出ToDoリストの整理」

- ・ 支援中に策定した事業計画、事前調査内容を踏まえ、対象とするターゲット層を再考し、進出都市を変更。あらゆる可能性を排除せず、中小機構と一緒に海外事業プランを考えられた。
- ・ 米国以外の国へ進出する際、自身で進められるよう海外進出プロセスを整理。

海外現地調査への同行

→「立地の選定」「現地からの生の声を獲得」

- ・ 当初は日本食スーパーの近くに幼児教室を開設する計画であったが、片道10車線以上ある現地の道路事情においては、送迎が便利な立地を選定する重要性を確認。
- ・ 日本人会等からのヒアリングにより現地で必要とされるサービスを理解し、事業プランを構築。



支援事例② 進出内容：ポルトガルでのサービス拠点の設立

大和合金株式会社（埼玉県入間郡） 資本金：45百万円 従業員数：40名

“自分たちだけでは気づけなかった、いろんな切り口から考えることができ、漏れのない計画が立てられました”（萩野社長）



大和合金 萩野社長(中央)とベドロさん(右)、中小機構 中東アドバイザー(左)

中小機構による主な支援内容、成果

海外事業プランの策定支援

→「ポルトガルへの進出形態決定」

- ・ 社長の頭の中にあった海外進出のイメージを全て洗い出し、事業プランへ落とし込んだ。
- ・ 当面の事業見通しと費用対効果を勘案し、まずは支店を設立し、既存顧客にスピーディーな対応をすることを決定。

海外現地調査への同行支援

→「現地ネットワークの構築」「ニーズの把握」

- ・ 大使館、行政機関、現地日本人会等へ訪問し、現地ネットワークを構築。将来的な現地法人設立も見据えた足掛かりを得られた。
- ・ 航空機産業だけではなく金型市場にもニーズがあることを確認、将来像も見えた。



お問い合わせ先：（独）中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 Tel: 03-5470-1522
詳細および申込書は、中小機構HPからダウンロードすることができます。
<https://www.smrj.go.jp/sme/overseas/consulting/advice/index.html>



（参考 2）北陸四県の農林水産物・食品の 輸出取組事例



北陸地域の農林水産物・食品 の輸出取組事例集



令和4年2月
北陸農政局

※ 全国の取組事例は、年度別に以下のURLからご覧いただけます。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/torikumi_zirei/index.html

目 次

1. 北陸地域の輸出取組事例一覧

2. 事業者・生産者別の輸出取組事例

新潟県	1
富山県	13
石川県	28
福井県	41

○当資料は、北陸農政局のホームページでもご覧いただけます。

【ウェブサイト】

http://www.maff.go.jp/hokuriku/food/export/hokuriku_jirei.html



●北陸農政局へのお問い合わせ先
経営・事業支援部輸出促進課
直通:076-232-4233
FAX:076-232-4178

北陸地域の輸出取組事例一覧

NO.	市町名	事業者名	主な品目	事例更新状況
【新潟県】				
1	新潟市	新潟麦酒(株)	ウイスキー、ビール、発泡酒	3年度
2	佐渡市	(株)北雪酒造	日本酒	3年度
3	三条市	(株)ネクスティ	調味料、かつおぶし等	3年度
4	妙高市	(有)かんずり	香辛調味料(かんずり)	3年度
5		錦鯉養殖業者	錦鯉	3年度
6	新潟市	(株)新潟農商(新潟クボタグループ)	コメ(玄米・精米)	3年度
7	新潟市	(株)港製菓	和菓子(大福・クリーム大福)	3年度
8	佐渡市	(株)佐渡相田ライスファーマーミング	コメ(玄米・精米)	3年度
9	田上町	ジョイントファーム(株)	コメ(玄米)	3年度
10	新潟市	新発田市米輸出促進協議会	コメ	3年度(新規)
11	新潟市	一正蒲鉾(株)	魚肉練り製品(なると、ちくわ、かまぼこ等)	3年度(新規)
12	加茂市	(株)ライスグローワーズ	有機栽培米	3年度(新規)
【富山県】				
13	南砺市	日の出屋製菓産業(株)	米菓	3年度
14	富山市	五洲薬品(株)	清涼飲料水	3年度
15	砺波市	富山県花卉球根農業協同組合	チューリップ球根	3年度
16	入善町	(有)ドリームファーム	コメ、米粉ラーメン・うどん	3年度
17	黒部市	皇国晴酒造(株)	日本酒	3年度
18	富山市	(株)TED	水素水	2年度
19	射水市	(有)京吉	ほたるいか一夜干し、ほたるいか沖漬け等	3年度
20	南砺市	三笑楽酒造(株)	日本酒	3年度
21	高岡市	山元醸造(株)	味噌、醤油	3年度
22	富山市	(株)榊田酒造店	日本酒	3年度
23	氷見市	(株)海津屋	うどん(乾めん)	3年度
24	入善町	(株)ウーケ	無菌包装米飯	3年度
25	砺波市	トナミ醤油(株)	ゆず果汁、昆布醤油等	3年度
26	高岡市	(有)仁光園	鶏卵	3年度
27	富山市	(有)グリーンパワーなのはな	コメ・コメ加工品	3年度(新規)

NO.	市町名	事業者名	主な品目	事例更新状況
【石川県】				
28	金沢市	直源醤油(株)	醤油、粉末醤油、つゆ等	3年度
29	白山市	(株)車多酒造	日本酒	2年度
30	金沢市	北陸製菓(株)	ビスケット、カンパン、煎餅他	3年度
31	金沢市	羽二重豆腐(株)	がんもどき	3年度
32	七尾市	(株)スギヨ	魚肉練り製品(かまぼこ等)	3年度
33	川北町	(有)わくわく手づくりファーム川北	クラフトビール	3年度
34	金沢市	(株)ヤマト醤油味噌	醤油、味噌	2年度
35	能登町	(株)和平商店	いか加工品	2年度
36	金沢市	(株)金沢大地	コメ、コメ加工品等	2年度
37	加賀市	(株)Ante	サイダー、シャンメリー、他	3年度
38	白山市	加賀味噌食品工業協業組合	味噌	3年度
39	小松市	(有)ジャパンファーム	コメ	3年度
40	七尾市	(有)大根音松商店	乾燥なまこ、なまこ加工品	3年度(新規)
【福井県】				
41	越前市	マルカワみそ(株)	有機みそ、インスタントみそ汁	3年度
42	越前市	(株)新珠食品	大福餅、茶碗蒸し	3年度
43	若狭町	(株)エコファームみかた	リキュール(梅酒)	3年度
44	福井市	(株)室次	醤油、粉末醤油、醤油加工品	3年度
45	敦賀市	(株)奥井海生堂	昆布製品	3年度
46	坂井市	久保田酒造(資)	日本酒	3年度
47	敦賀市	(株)北前船のカワモト	だしパック、昆布加工品	3年度
48	越前市	(株)武生製麺	冷凍なまそば	3年度
49	大野市	(株)南部酒造場	日本酒	3年度
50	福井市	福井県農業協同組合	コメ	3年度
51	鯖江市	(株)マイセンファインフード	大豆と玄米のベジミート	3年度
52	福井市	(株)アジチファーム	米粉・米粉加工品	3年度(新規)
53	坂井市	(有)粋	冷凍寿司、冷凍丼	3年度(新規)
54	永平寺町	黒龍酒造(株)	日本酒	3年度(新規)

農林水産物・食品の輸出に関するお問合せ先

農林水産物・食品の輸出促進対策

輸出全体 : https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html

- 農林水産物・食品輸出本部 : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/index-1.html>
- 各種証明書・施設認定 : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html
- 放射性物質に係る規制・対応 : https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

あなたを、
生産者の
日本代表にしたい。

四季の豊かなこの国で、だれかを喜ばせたい一心で取り組む生産者のみなさんへ。
海外各国からのニーズが大きくなっている今、みなさんと輸出の成功事例をつくっていききたい。
このコミュニティにぜひ参加して第一歩を踏み出しませんか。農林水産省が全力でサポートします。



100億人ではなく、
1億人を見据えた
農林水産業へ。



農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 (輸出相談窓口)

☎ 03-6744-7185

平日10時～12時、13時～17時 祝祭日、年末年始を除く

メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。



一元的な相談窓口の連絡先

地方農政局

北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援課)	☎ 011-330-8810
東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 022-263-7071
関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 048-740-5351
北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 076-232-4233
東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 052-223-4619
近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 075-414-9101
中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 086-230-4258
九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 096-211-8607
沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課)	☎ 098-866-1673

こちらもお役立てください！

農林水産物・食品の
輸出に関するポータルサイト
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/>



輸出証明書の申請手続き、輸出先国の
規制情報など、農林水産物・食品の
輸出に関する情報を掲載しています。

更に詳細な情報や、証明書の申請が必要となる等、二次対応が必要な場合には
最適な相談先や証明書の申請先等を紹介いたします。